

新宿区地域防災計画

(平成25年度修正 (案))

【別冊資料編】

目 次

1	総 則.....	5
	(1-1) 新宿区災害対策推進条例.....	7
	(1-2) 新宿区防災会議条例.....	13
	(1-3) 新宿区防災会議委員名簿.....	15
	(1-4) 新宿区災害対策本部条例.....	17
	(1-5) 新宿区災害対策本部条例施行規則.....	18
	(1-6) 新宿区災害対策本部運営要綱.....	31
	(1-7) 新宿区水害時等態勢要綱.....	38
	(1-8) 新宿区震災復興本部の設置に関する条例.....	41
	(1-9) 新宿区震災復興本部の設置に関する条例施行規則.....	42
	(1-10) 新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例.....	46
	(1-11) 新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例施行規則.....	49
2	火災防止.....	53
	(2-1) 防災区民組織及び小型消防ポンプ配備状況.....	55
	(2-2) 新宿区消火器の薬剤の詰め替え等助成要綱.....	61
	(2-3) 区設防火貯水槽(40t)設置箇所一覧[94箇所].....	62
	(2-4) 区設小型防火貯水槽(5t)設置箇所一覧.....	64
	(2-5) 災害時用協定浅井戸一覧.....	68
	(2-6) 公衆浴場の揚水施設設置一覧.....	70
	(2-7) ヘリサイン設置施設一覧[40施設].....	71
3	防災行政無線.....	73
	(3-1) 新宿区デジタル移動系防災無線局設置等に関する協定書.....	75
	(3-2) 防災無線番号表.....	77
	(3-3) 同報系(屋外拡声子局)設置一覧.....	80
4	災 害 医 療.....	83
	(4-1) 災害時の医療救護活動についての協定書.....	85
	(4-2) 新宿区災害医療運営連絡会設置要綱.....	87
	(4-3) 新宿区災害医療検討会設置要領.....	89
	(4-4) 災害時の歯科医療救護活動についての協定書.....	91
	(4-5) 災害時の救護活動についての協定書.....	93
	(4-6) 災害時の応急救護活動についての協定書.....	95
	(4-7) 区内災害拠点病院及び救急告示病院.....	96
	(4-8) 災害時医療資材セット(医師用)内訳.....	97
	(4-9) 災害時医療資材セット(歯科医師用)内訳.....	103
	(4-10) 災害救助用医療品セット内訳.....	107
	(4-11) 医療救護所一覧.....	108

5	応援・供給協定.....	109
(5-1)	新宿区と高遠町との相互援助協定.....	111
(5-2)	合併に伴う相互援助協定確認書.....	112
(5-3)	新宿区と長坂町との相互援助協定.....	113
(5-4)	新宿区と沼田市との災害時における相互援助に関する協定.....	115
(5-5)	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定.....	117
(5-6)	特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目.....	120
(5-7)	職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目.....	122
(5-8)	救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目.....	122
(5-9)	避難場所を共同する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協 力上必要な事項に関する実施細目.....	123
(5-10)	被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目.....	124
(5-11)	災害時におけるボランティア支援に関する協定書.....	124
(5-12)	被災住民の受入れに関する実施細目.....	126
(5-13)	動物の保護に関する実施細目.....	126
(5-14)	医療救護活動に関する実施細目.....	127
(5-15)	ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目.....	127
(5-16)	災害弱者の救護支援に関する実施細目.....	128
(5-17)	遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目.....	129
(5-18)	道路の早期復旧に関する実施細目.....	129
(5-19)	建物被害の判定に関する実施細目.....	130
(5-20)	仮設住宅の提供に関する実施細目.....	130
(5-21)	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書.....	131
(5-22)	災害時の情報交換に関する協定.....	133
(5-23)	「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」.....	135
(5-24)	「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」.....	136
(5-25)	災害時における生活用水確保のための協定.....	137
(5-26)	災害時における生活用水確保のための協定書.....	139
(5-27)	災害時における生活用水確保のための協定.....	140
(5-28)	災害時の応急給水等の確保に関する協定.....	141
(5-29)	災害時における応急給水に関する協定.....	143
(5-30)	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書.....	144
(5-31)	災害時における米穀供給協力に関する協定書.....	145
(5-32)	災害時における食料品及び日用品の安定供給等に関する協定.....	147
(5-33)	大地震等災害時における応急対策用貨物自動車の供給協力に関する協定.....	148
(5-34)	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定.....	150
(5-35)	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定.....	151
(5-36)	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定.....	153
(5-37)	災害時における資機材及び施設等の提供に関する協定.....	155
(5-38)	災害時における石油類の優先供給に関する協定.....	157
(5-39)	災害時における住宅の応急修理の協力に関する協定.....	158
(5-40)	災害時における区立施設の電気設備復旧業務の協力に関する協定.....	160
(5-41)	災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する協定.....	161
(5-42)	災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定書.....	163

(5-43)	災害時における新宿区と新宿区職員アマチュア無線班との情報収集等の協力に関する協定.....	165
(5-44)	水防活動に関する覚書.....	167
(5-45)	災害時における動物救護活動に関する協定書.....	169
(5-46)	新宿区動物救護連絡協議会設置要綱.....	170
(5-47)	災害時における動物救護活動に関する協定細目.....	171
(5-48)	災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定.....	172
(5-49)	災害時における法律相談に関する協定.....	174
(5-50)	災害時における応急対策活動支援に関する協定書.....	175
(5-51)	災害時における応急対策活動支援に関する協定書.....	176
(5-52)	災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定.....	177
(5-53)	新宿区と東京理科大学との災害情報提供システムの構築に関する協定書.....	179
(5-54)	災害時における電力復旧活動に関する相互支援協定.....	180
(5-55)	災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書.....	182
(5-56)	大震災等の災害の発生時における現地情報本部の設置等に関する覚書.....	184
(5-57)	災害時における応急対策業務に関する協定書.....	185
(5-58)	災害時における災害時要援護者等に係る緊急搬送及び災害情報通信に係る協力に関する協定書.....	187
(5-59)	災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する覚書.....	189
(5-60)	災害時における応急対策業務に関する協定書.....	191
(5-61)	災害時における公園及び道路の樹木等の障害物除去応急対策業務に関する協定書.....	194
(5-62)	災害等発生時における施設の提供に関する協定書.....	196
(5-63)	帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定.....	197
(5-64)	帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定.....	198
(5-65)	帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定.....	199
(5-66)	新宿区と学校法人工学院大学との防災・減災対策の相互連携に関する基本協定.....	200
6	広域避難場所・避難所.....	201
(6-1)	広域避難場所地区割当一覧.....	203
(6-2)	新宿御苑における緊急避難用門の設置等及び維持管理並びに災害発生時の開門に関する覚書.....	204
(6-3)	緊急避難用門の維持管理等に関する覚書.....	208
(6-4)	緊急避難用門の維持管理等に関する覚書実施細目.....	209
(6-5)	避難所利用に関する覚書.....	210
(6-6)	避難所利用に関する覚書.....	211
(6-7)	避難所利用に関する覚書.....	212
(6-8)	避難所施設利用に関する協定書.....	213
(6-9)	避難所利用に関する覚書.....	214
(6-10)	避難所施設利用に関する協定書.....	215
(6-11)	災害救助用資機材等の保管に関する覚書.....	216
(6-12)	避難所施設利用に関する協定書.....	217
(6-13)	避難所利用に関する覚書.....	218
(6-14)	避難所利用に関する覚書.....	219
(6-15)	覚書.....	220

(6-16)	避難所施設利用に関する協定書.....	221
(6-17)	帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定.....	222
(6-18)	帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定.....	223
(6-19)	帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定.....	224
(6-20)	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書.....	225
(6-21)	一時集合場所(190箇所).....	226
(6-22)	震災時の避難所.....	230
(6-23)	水害時の避難所.....	235
7	備蓄.....	237
(7-1)	区備蓄倉庫物資一覧.....	239
(7-2)	避難所備蓄物資一覧.....	244
(7-3)	東京都寄託物品一覧.....	249
8	災害救助.....	251
(8-1)	1. 災害救助法による救助の程度・方法及び期間.....	253
(8-2)	2. 従事命令を受けた者等の実費弁償.....	256
(8-3)	激甚災害指定基準.....	257
(8-4)	局地激甚災害指定基準.....	259
9	関係法令.....	261
(9-1)	東京都震災対策条例.....	263
(9-2)	水防法.....	271
(9-3)	東京都帰宅困難者対策条例.....	286
10	警戒宣言.....	291
(10-1)	地震防災対策強化地域.....	293
(10-2)	東海地震に関連する情報の発表基準.....	294
11	その他.....	295
(11-1)	気象庁震度階級関連解説表.....	297
(11-2)	災害用伝言ダイヤル“171(いない)”の利用方法(N T T).....	299
(11-3)	地域危険度一覧表(町丁目別).....	300
(11-4)	新宿区防災サポーター設置要綱.....	303
(11-5)	被災世帯調査表(原票).....	304
	被災世帯調査総括表(被災者名簿).....	305
	被害状況報告書(原票 情報課用).....	305
(11-6)	地下街一覧.....	306
(11-7)	超高層建物一覧.....	306
(11-8)	公園の確保状況.....	307
(11-9)	神田川浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地 (水防法第15条関係).....	308
(11-10)	関係防災機関等一覧.....	310

1 総則



(1-1)

新宿区災害対策推進条例

平成25年3月22日

条例第4号

目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 予防対策

第1節 災害に強いまちづくり(第9条—第12条)

第2節 応急活動体制の充実(第13条—第18条)

第3節 地域防災力の向上(第19条—第23条)

第4節 防災に関する知識の普及等(第24条・第25条)

第3章 応急対策(第26条—第28条)

第4章 帰宅困難者対策(第29条—第32条)

第5章 復興対策(第33条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における災害対策に関する基本方針を定め、区、区民、事業者等の責務を明らかにするとともに、災害に係る予防対策、応急対策、帰宅困難者対策及び復興対策に関する基本的事項を定めることにより、災害対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって災害に強いまちづくりに資するとともに、区民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者をいう。
- (4) 区民等 区民、区内に滞在する者及び区内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業を行うものをいう。
- (6) 防災区民組織 町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都(以下「都」という。)

の関係機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。

(8) 事業継続計画 災害が発生した場合に優先して行うべき事業の継続及び事業の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。

(9) 帰宅困難者 大規模災害が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不明な場合において、区内に存する事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

(基本方針)

第3条 災害対策は、減災(災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめることをいう。)の視点を基本に置き、自らのことは自らが守るという自助、地域社会において相互に助け合うという共助及び行政が区民等の安全を確保するという公助の理念に基づき、区、区民、事業者等がそれぞれの責務を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本方針として推進するものとする。

(地域防災計画に基づく災害対策の実施)

第4条 区、区民、事業者等は、法第42条第1項の規定により作成された新宿区地域防災計画に基づき、災害対策を的確かつ円滑に実施するものとする。

(区の責務)

第5条 区は、第1条の目的を達成するため、必要な体制を整備し、及び確立するとともに、災害が発生した場合において、迅速かつ的確に必要な応急対策を実施し、地域の復興並びに区民生活の再建及び安定を図るものとする。

2 区は、災害対策の実施に当たっては、国、都その他の地方公共団体、防災関係機関、防災区民組織、防災ボランティア等と緊密に連携及び協力を図るものとする。

3 区は、区民等の年齢、性別、言語、文化等の違いを十分に認識して災害対策を推進するものとする。

(職員の責務)

第6条 区の職員は、第1条の目的を達成するため、災害対策に関する知識及び技術を習得すること等により、災害対処能力の向上に努めるものとする。

(区民の責務)

第7条 区民は、第3条の自助及び共助の理念に基づき、自らの安全を確保するよう努めるとともに、地域社会を支える一員として、相互に協力し、互いの生命、身体及び財産を保護するよう努めるものとする。

2 区民は、区、都、防災関係機関、事業者等が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、管理する施設及び設備について安全性を高めること等により、その事業所に来所

する顧客、従業者等の安全を確保するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その社会的責任を自覚し、区民、区、都、防災関係機関等と連携及び協力をして、災害対策を実施するよう努めるものとする。

第2章 予防対策

第1節 災害に強いまちづくり

(災害に強いまちづくりの推進)

- 第9条 区長は、市街地の再整備、道路、公園等の都市基盤の整備、消防水利の確保等の施策を通じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。

(区の施設の安全性の確保)

- 第10条 区は、所有し、又は管理する建築物その他の公共施設(以下「区の施設」という。)について、耐震性及び耐火性の強化等により、その安全性を確保するものとする。

(民間建築物等の安全性の向上)

- 第11条 区内に存する民間建築物等を所有し、又は管理するものは、その民間建築物等について、耐震性及び耐火性の強化、家具等の転倒、落下及び移動の防止、初期消火体制の整備等により、その安全性の向上に努めるものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、必要な支援を行うことができる。

(風水害対策)

- 第12条 区は、台風、集中豪雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は最小限度にとどめるため、都と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 応急活動体制の充実

(事業継続計画)

- 第13条 区は、災害発生後の区民生活の安定を図るため、事業継続計画を作成するものとする。

- 2 区は、事業継続計画について、継続的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

- 3 事業者は、災害発生後においてもその事業を継続することにより地域の復興に寄与するため、事業継続計画を作成するよう努めるものとする。

(災害対策施設等の整備)

- 第14条 区長は、災害対策に必要な施設、設備等を整備するものとする。

(情報連絡体制の確立)

- 第15条 区は、災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の収集、連絡及び提供の体制を確立するものとする。

(物資の備蓄)

- 第16条 区は、飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を避難所等に計画的に備蓄するものとする。

1. 総 則

- 2 区民は、飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。
- 3 前項の場合において、区長は、必要な支援を行うことができる。

(避難等)

第17条 区長は、災害時の避難誘導の方法の整備その他区民等が災害時に安全に避難するために必要な措置を講ずるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段を周知するものとする。

- 2 区民は、災害時における避難の経路、場所、方法等を確認するとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段を確保するよう努めるものとする。

(他の地方公共団体等及び大学等との協定の締結)

第18条 区は、災害時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、他の地方公共団体、公共的団体、事業者等と必要な協定を締結するものとする。

- 2 区は、災害対策に関する調査、研究等を連携して行うため、大学等と必要な協定を締結するものとする。

第3節 地域防災力の向上

(防災区民組織の育成)

第19条 区長は、助成、資器材の貸与等、防災に関する意識の啓発その他必要な支援を行うことにより、防災区民組織を育成するものとする。

(中高層住宅における防災活動の実施)

第20条 区内に存する中高層住宅の居住者、管理者等は、相互に協力して、当該中高層住宅における防災組織を自主的に結成し、防災訓練その他の防災に関する活動を行うよう努めるものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、必要な支援を行うことができる。

(防災ボランティアの育成)

第21条 区長は、防災関係機関等と連携して、防災ボランティアを育成するものとする。

- 2 区長は、災害時において防災ボランティアが応急活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(地域防災ネットワークの形成)

第22条 区は、区民、防災区民組織、事業者、学校等多様な主体が、第3条の共助の理念に基づき相互に連携を図り、地域で災害対策を実施することができるよう、これらの主体による地域防災に関するネットワークの形成に努めるものとする。

(災害時要援護者に対する施策)

第23条 区長は、高齢者、障害者等で災害時において特に援護を要するものの状況を把握し、災害時において、その安否を確認し、必要な情報の提供を行うとともに、その避難行動及び避難生活を支援するための体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 区長は、前項に規定する施策の実施に当たり必要があると認めるときは、防災区民組織、防災関

係機関等に協力を求めるものとする。

第4節 防災に関する知識の普及等

(防災に関する知識の普及及び情報の提供)

第24条 区は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に行い、区民の防災に関する知識及び意識の向上を図るものとする。

(防災訓練の実施)

第25条 区は、防災区民組織、防災関係機関等と連携して、防災訓練を積極的に実施するものとする。

2 防災区民組織等は、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

3 区は、防災区民組織等が防災訓練を円滑に実施できるよう、防災関係機関等と連携して、必要な支援を行うものとする。

第3章 応急対策

(応急態勢の確立及び応急活動の実施)

第26条 区は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、国、都、防災区民組織、事業者等との連携を図り、法第23条の2第1項の規定に基づく新宿区災害対策本部を中心とする応急態勢を迅速に確立し、次に掲げる事項その他の応急活動を行うものとする。

- (1) 災害関連情報等の収集、連絡及び提供に関すること。
- (2) 救援及び避難誘導に関すること。
- (3) 飲料水、食糧その他避難生活に必要な物資の供給に関すること。
- (4) 災害時医療に関すること。
- (5) 緊急輸送に関すること。

(避難所の開設等)

第27条 区は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、防災区民組織等と連携して速やかに避難所を開設するとともに、地域における応急活動の拠点としてこれを活用するものとする。

(医療救護所の開設等)

第28条 区は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、区内の医療関係団体と連携して速やかに医療救護所を開設し、医療救護活動等を行うものとする。

第4章 帰宅困難者対策

(帰宅困難者対策の推進)

第29条 区長は、国、都その他の地方公共団体、防災関係機関、区民、事業者等との連携を図り、総合的かつ計画的に帰宅困難者対策を推進するものとする。

(一斉帰宅の抑制)

第30条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性

並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めるものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、従業者の3日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。

(一時滞在施設の確保等)

第31条 区長は、区の施設の中から、大規模災害の発生時において帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下「一時滞在施設」という。)を指定し、区民等、事業者等に周知するものとする。

- 2 区長は、一時滞在施設の確保に向け、区の施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、都及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備するものとする。

- 3 区長は、都、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講ずるものとする。

(帰宅困難者等への情報提供)

第32条 区長は、都、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、安否情報の確認手段を周知するとともに、災害関連情報等の提供に必要な体制を確立するものとする。

- 2 区長は、大規模災害の発生時において、帰宅困難者及び事業者に対して安否情報の確認手段を周知するとともに、災害関連情報等の提供を行うものとする。

- 3 事業者等は、大規模災害の発生時において、帰宅困難者に対して安否情報の確認手段を周知するとともに、災害関連情報等の提供に努めるものとする。

第5章 復興対策

第33条 区は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、国、都、防災関係機関等との連携を図り、地域の復興並びに区民生活の再建及び安定に努めるものとする。

- 2 区民、事業者等は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、区、都、防災関係機関等との連携により、自らの生活の再建及び安定並びに地域の復興に努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(1-2)

新宿区防災会議条例

〔昭和39年6月25日
条例第34号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、新宿区防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新宿区(以下「区」という。)地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 区長の部内の職員
 - (2) 区の教育委員会の教育長
 - (3) 指定地方行政機関の職員
 - (4) 陸上自衛隊第1師団の隊員
 - (5) 東京都の知事の部内の職員
 - (6) 警視庁の警察官
 - (7) 東京消防庁の消防吏員
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) 区長が指定する公共的団体の役員又は職員

(11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6 前項の委員の総数は、47人以内とする。

7 第5項第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1-3)

新宿区防災会議委員名簿

会長 新宿区長

(平成25年10月1日現在)

委嘱(任命)区分	委員	勤務先所在地	電話
陸上自衛隊第1師団の隊員 (条例第3条5-4)	陸上自衛隊 第一師団 第1普通科連隊第4中隊長	練馬区北町4-1-1	(3933) 1161
東京都の知事の 部内の職員 (条例第3条5-5)	建設局第三建設事務所長	中野区中野4-8-1	(3387) 5132
	水道局新宿営業所長	新宿区内藤町87	(5368) 3055
	下水道局西部第一下水道事務所長	中野区新井3-37-4	(5343) 6200
	交通局早稲田自動車営業所長	新宿区西早稲田1-9-23	(3208) 3492
警視庁の警察官 (条例第3条5-6)	交通局市ヶ谷駅務区長	千代田区九段南4-8-22	(3234) 6251
	第四方面本部長	新宿区市谷本村町6-1	(3581) 4321
	牛込警察署長	新宿区南山伏町1-15	(3269) 0110
	新宿警察署長	新宿区西新宿6-1-1	(3346) 0110
東京消防庁の消 防吏員 (条例第3条5-7)	戸塚警察署長	新宿区西早稲田3-30-13	(3207) 0110
	四谷警察署長	新宿区左門町6-5	(3357) 0110
	第四消防方面本部長	新宿区大久保3-14-26	(3209) 0119
	四谷消防署長	新宿区四谷3-10	(3357) 0119
消防団長 (条例第3条5-8)	牛込消防署長	新宿区筑土八幡町5-16	(3267) 0119
	新宿消防署長	新宿区百人町3-29-4	(3371) 0119
	四谷消防団長	新宿区四谷3-10 (四谷消防署内)	(3357) 0119
指定公共機関ま たは指定地方公 共機関の役員又 は職員 (条例第3条5-9)	牛込消防団長	新宿区筑土八幡町5-16 (牛込消防署内)	(3267) 0119
	新宿消防団長	新宿区百人町3-29-4 (新宿消防署内)	(3371) 0119
	東日本旅客鉄道(株)新宿駅長	新宿区新宿3-38-1	(3354) 4016
	NTT東日本ー東京 サービス運営部 北フィールドサービスセンタ所長	新宿区新宿1-33-13	(3352) 3262
	日本赤十字社東京都支部 新宿区地区長	新宿区歌舞伎町1-4-1	(3209) 1111
	日本通運(株)東京引越支店長	渋谷区渋谷3-26-15	(6418) 5550
	東京電力(株)新宿支社長	新宿区新宿5-4-9	(6375) 5228
	東京ガス(株)中央支店長	目黒区目黒3-1-3	(5722) 2602
	京王電鉄(株)新宿管区長	新宿区西新宿1-1-4	(3342) 1783
区長が指定する 公共の団体の役 員又は職員 (条例第3条 5-10)	西武鉄道(株)新宿駅管区長	新宿区高田馬場1-35-2	(3200) 2874
	小田急電鉄(株)新宿管区長	新宿区西新宿1-1-3	(3342) 5988
	東京地下鉄(株)新宿駅務管区長	新宿区西新宿1-8-8 西口地下街1号	(3342) 5094
	日本郵便(株)新宿郵便局長	新宿区西新宿1-8-8	(3340) 9502
区長が指定する 公共の団体の役 員又は職員 (条例第3条 5-10)	特例社団法人新宿区医師会長	新宿区新宿7-26-4(事務局) ※平成26年5月(予定)まで 新宿区大久保3-1-1	(3208) 2301
	一般社団法人東京都新宿区歯科医師 会長	新宿区大久保1-2-18(事務 局)	(3200) 5064
	一般社団法人新宿区薬剤師会長	新宿区西新宿5-6-2	(3372) 0789

1. 総 則

委嘱(任命)区分	委 員	勤務先所在地	電 話
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 (条 例 第 3 条 5-11)	自主防災組織を構成する者		
	学識経験のある者		
区長の部内の職員 (条 例 第 3 条 5-1)	新宿区副区長	新宿区歌舞伎町1-4-1	(3209)1111
	新宿区区長室長	〃	〃
	新宿区総合政策部長	〃	〃
	新宿区総務部長	〃	〃
	新宿区地域文化部長	〃	〃
	新宿区福祉部長	〃	〃
	新宿区子ども家庭部長	〃	〃
	新宿区健康部長	〃	〃
	新宿区みどり土木部長	〃	〃
	新宿区環境清掃部長 新宿区都市計画部長	〃 〃	〃 〃
区の教育委員会の教育長 (条 例 第 3 条 5-2)	新宿区教育委員会教育長	新宿区歌舞伎町1-4-1	(3209)1111

(1-4)

新宿区災害対策本部条例

〔昭和39年6月25日
条例第35号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、新宿区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、その事務に従事する。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1-5)

新宿区災害対策本部条例施行規則

〔平成8年11月20日
規則第76号〕

新宿区災害対策本部条例施行規則(昭和57年新宿区規則第32号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区災害対策本部条例(昭和39年新宿区条例第35号。以下「条例」という。)第2条第3項及び第4条の規定に基づき、新宿区災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及びその分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の分掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について、本部の基本方針を審議し、策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 東京都、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- (5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用の要請に関すること。
- (6) 他の区市町村との相互応援に関すること。
- (7) 東京都災害対策本部(以下「都本部」という。)との連絡に関すること。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第4条 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 区長室長、総務部長、健康部長、みどり土木部長及び新宿区保健所長
 - (2) 区長室区政情報課長、区長室危機管理課長、総務部総務課長及び健康部健康推進課長
 - (3) 水害を除く災害時にあつてはみどり土木部土木管理課長。水害による災害時にあつてはみどり土木部道路課長
- 2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、新宿区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

(職務代理)

第6条 条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、副区長、教育長とする。

- 2 前項に掲げる者に事故があるときは、総務部長がその職務を代理し、総務部長にも事故があるときは、新宿区組織条例(昭和49年新宿区条例第3号)に定める部の順序で、部長(総務部長を除く。)が

その職務を代理する。

(本部調整会議)

第7条 本部長室と部の連絡調整及び情報伝達を目的として本部調整会議を置く。

2 本部調整会議の構成員は、本部長室構成員並びに各部長(本部長室構成員である部長を除く。)及び部長補佐(本部長室構成員である部長補佐を除く。)とする。ただし、地域本部長については、必要に応じて招集するものとする。

(部)

第8条 震災時に本部に置かれる部(以下「震災時の部」という。)の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

災对本部室

- (1) 本部の指令、要請及び通報に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び総括に関すること。
- (3) 都本部及び防災関係機関との連絡に関すること。
- (4) 防災行政無線及び災害情報支援システムの保全及び運用に関すること。
- (5) 地域本部との連絡調整に関すること。
- (6) 災害についての広報及び報道機関との連絡に関すること。

災対総務部

- (1) 本部長室の庶務に関すること。
- (2) 職員の動員、服務、健康管理及び給食に関すること。
- (3) 災害対策に必要な物資等の調達に関すること。
- (4) 応急物資及び応急資器材の集積及び輸送に関すること。
- (5) 大使館、領事館等との連絡に関すること。
- (6) 災害対策に必要な支出命令の審査及び執行に関すること。
- (7) 災害対策に必要な現金等の出納保管に関すること。

災対企画部

- (1) 災害復興計画の総合調整に関すること。
- (2) 総合相談に関すること。
- (3) 災害対策関係の予算及び経理に関すること。
- (4) 帰宅困難者対策に関すること。

地域防災部

- (1) 区民施設の被害状況調査に関すること。
- (2) 日本赤十字社との連絡に関すること。
- (3) ボランティアの募集、受付及び調整に関すること。
- (4) 災害弔慰金の支給に関すること。
- (5) 埋火葬許可書の発行に関すること。
- (6) り災証明の交付に関すること。

地域本部

- (1) 被害状況調査に関すること。
- (2) り災証明の交付に関すること。
- (3) 応急対策に関すること。
- (4) 防災区民組織等との連絡に関すること。
- (5) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (6) ボランティアの活動に関すること。

災対福祉部

- (1) 義えん金品の受領及び配分計画に関すること。
- (2) 福祉施設の被害状況調査に関すること。

- (3) 災害援護資金の受付に関する事。
- (4) 二次避難所(福祉避難所)の設置に関する事。
- (5) 身元不明者の調査等及び遺体の処理に関する事。
- (6) 高齢者及び障害者の安否確認に関する事。
- (7) 高齢者及び障害者の救護、巡回相談等に関する事。
- (8) 福祉ボランティアの受入れ及び活用に関する事。
- (9) 保育園児、子ども園児等の救護及び応急保育に関する事。
- (10) 災害孤児等の保護及び児童相談センターとの連絡調整に関する事。

災対健康部

- (1) 医療救護本部の設置に関する事。
- (2) 医療機関との連絡に関する事。
- (3) 医療救護所の設置に関する事。
- (4) 医師会救護本部との連絡に関する事。
- (5) 防疫及び衛生業務に関する事。
- (6) 医療ボランティアに関する事。
- (7) 動物に係る保護及び調整に関する事。

災対土木部

- (1) 気象、水位、流量等の情報収集に関する事。
- (2) 応急土木資材及び労力の調達及び運用に関する事。
- (3) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の調査及び応急復旧に関する事。
- (4) 障害物の除去及び道路排水に関する事。
- (5) 遺体の搬送に関する事。
- (6) ごみ処理、し尿の収集及び災害廃棄物の処理に関する事。

災対建築部

- (1) 建物危険度判定の班編成及び調査に関する事。
- (2) 建物危険度判定ボランティアの受入れ及び調整に関する事。
- (3) 民間建築物等の応急復旧の技術指導に関する事。
- (4) 民間建築物等の応急処理に関する事。
- (5) 区有施設(区立住宅を除く。以下同じ。)の応急復旧に関する事。
- (6) 区有施設の応急修理に関する事。
- (7) 応急建築資材及び労力の調達及び運用に関する事。
- (8) 仮設収容施設の建設に関する事。
- (9) 区立住宅等の被害状況調査に関する事。
- (10) 区立住宅の復旧に関する事。
- (11) 仮設住宅の運営に関する事。
- (12) 被災宅地危険度判定の班編成、調査並びに相談及び指導に関する事。
- (13) 被災宅地危険度判定ボランティアの受入れ及び調整に関する事。
- (14) 被災建物の恒久復旧についての相談及び指導に関する事。

災対教育部

- (1) 教育施設の被害状況調査に関する事。
- (2) 教育施設の応急復旧計画に関する事。
- (3) 応急教育の立案及び実施に関する事。
- (4) 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関する事。
- (5) 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関する事。

災対議会部

- (1) 区議会との連絡調整に関する事。

2 震災時以外に本部に置かれる部(以下「震災時以外の部」という。)の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

災対総務部

- (1) 本部長室の庶務に関する事。
- (2) 職員の配備態勢に関する事。
- (3) 本部の指令、要請及び通報に関する事。
- (4) 災害情報の収集及び総括に関する事。
- (5) 都本部及び防災関係機関との連絡に関する事。
- (6) 防災行政無線及び災害情報支援システムの保全及び運用に関する事。
- (7) 職員の動員、服務、健康管理及び給食に関する事。
- (8) 災害対策に必要な物資等の調達に関する事。
- (9) 地域担当部及び災対健康部への協力に関する事。
- (10) 災害についての広報及び報道機関との連絡に関する事。

災対企画部

- (1) 総合相談に関する事。

地域担当部

- (1) 被害状況調査に関する事。
- (2) 見舞金品等の配布に関する事。
- (3) り災証明の交付に関する事。
- (4) 現地連絡所に関する事。

災対福祉部

- (1) 避難所の設置に関する事。
- (2) 見舞金品に関する事。
- (3) 身元不明者の調査等及び遺体の処理に関する事。

災対健康部

- (1) 医療救護本部の設置に関する事。
- (2) 医療機関との連絡に関する事。
- (3) 医療救護所の設置に関する事。
- (4) 防疫及び衛生業務に関する事。

災対土木部

- (1) 気象、水位、流量等の情報収集に関する事。
- (2) 応急土木資材及び労力の調達及び運用に関する事。
- (3) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の調査及び応急復旧に関する事。
- (4) 障害物の除去及び道路排水に関する事。
- (5) 遺体の搬送に関する事。
- (6) ごみ処理及び災害廃棄物の処理に関する事。

3 震災時の部の編成は、別表第1のとおりとし、震災時以外の部の編成は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

1. 総 則

別表第1(第8条関係)

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災对本部室 室長 区長室長	情報調整班 班長 危機管理課長 班長補佐 区長室副参事 (安全・安心対策担当) 班長補佐 情報政策課長	(1) 本部の指令、要請及び通報に関する事 (2) 災害情報の収集及び総括に関する事 (3) 地域本部との連絡調整に関する事 (4) 都本部及び防災関係機関との連絡に関する事 (5) 防災行政無線及び災害情報支援システムの保全及び運用に関する事
	広報班 班長 区政情報課長 班長補佐 多文化共生推進課長	(1) 災害対策についての広報に関する事 (2) 報道機関との連絡に関する事 (3) 災害の写真等による記録に関する事 (4) 区民及び各団体からの通報対応に関する事 (5) 外国人への災害情報の提供に関する事 (6) 通訳ボランティアの受入れ及び活用に関する事
災対総務部 部長 総務部長 部長補佐 会計管理者	総務班 班長 総務課長 班長補佐 秘書課長	(1) 本部長室の庶務に関する事 (2) 各部との連絡調整に関する事 (3) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 (4) 災害業務従事者の損害補償に関する事 (5) 大使館、領事館等との連絡に関する事 (6) 他の部及び班に属さない事項に関する事
	職員班 班長 人事課長 班長補佐 人材育成等担当課長	(1) 職員の動員、服務、健康管理及び給食に関する事 (2) 職員の参集状況並びに職員及び家族の被災状況の掌握に関する事 (3) 職員の公務災害補償への対応に関する事 (4) 他の区市町村等への要請業務及び支援職員の受入れに関する事
	物資調達輸送班 班長 契約管財課長 班長補佐 産業振興課長	(1) 災害対策に必要な物資の調達及び工事契約に関する事 (2) 災害対策に必要な車両等の調達に関する事 (3) 災害対策に必要な物資等の検査に関する事 (4) 応急物資及び応急資器材の集積及び輸送に関する事
	出納班 班長 会計室長	(1) 災害対策に必要な支出命令書の審査及び執行に関する事 (2) 現金及び物品の出納及び経理処理に関する事 (3) 災害対策物品の出納保管及び管理に関する事 (4) 義えん金品の受入れ、出納及び一時保管等の管理に関する事
	災対企画部 部長 総合政策部長 部長補佐 選挙管理委員 会事務局長	企画班 班長 企画政策課長 班長補佐 総合政策部副参事(特命担当) 班長補佐 都市計画課長 班長補佐 景観と地区計画課長
	予算班 班長 財政課長	(1) 災害対策関係の予算及び経理に関する事 (2) 災害救助法適用による財政措置に関する事 (3) 激甚災害指定による財政措置に関する事

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対企画部 (つづき)	帰宅困難者対策班 班長 行政管理課長 班長補佐 男女共同参画課長	(1) 帰宅困難者対策に関する事。
地域防災部 部長 地域文化部長 部長補佐 監査事務局長	ボランティア調整班 班長 地域調整課長 班長補佐 生涯学習コミュニティ課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 区民施設の被害状況調査に関する事。 (4) 日本赤十字社との連絡に関する事。 (5) 災害ボランティアセンターの設置に関する事。 (6) ボランティアの募集及び受付に関する事。 (7) 災害弔慰金の支給に関する事。
	区民班 班長 戸籍住民課長	(1) 埋火葬許可書の発行に関する事。 (2) り災証明の交付に関する事。
四谷地域本部 部長 四谷特別出張所長	庶務班 班長 四谷特別出張所長(兼務)	(1) 他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 地域本部の開設及び活動態勢の確立に関する事。 (4) 地域内の被害状況の把握に関する事。 (5) 避難勧告及び指示に関する事。 (6) 区民に対する情報に関する事。 (7) 防災区民組織等との連絡に関する事。 (8) 避難所の開設及び情報連絡に関する事。 (9) 災害ボランティア地域センターの設置に関する事。 (10) り災証明の交付に関する事。 (11) 遺体収容所の管理に関する事。 (12) がれき処理業務への協力に関する事。 (13) その他各種応急活動の指揮に関する事。
	地域活動班 班長 特命プロジェクト推進課長	(1) 現地連絡所の設置に関する事。 (2) 医療救護所の設置の協力に関する事。 (3) 防災区民組織等との協力に関する事。 (4) 給食及び給水活動に関する事。 (5) 救助物資の支給に関する事。 (6) 避難所の管理運営に関する事。 (7) 被害状況調査に関する事。 (8) 避難住民の援護に関する事。 (9) ボランティアの活動に関する事。 (10) その他応急対策に関する事。
箕筒町地域本部 部長 箕筒町特別出張所長	庶務班 班長 箕筒町特別出張所長(兼務)	四谷地域本部庶務班に同じ。
	地域活動班 班長 高齢者医療担当課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。

1. 総 則

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
榎町地域本部 部長 榎町特別出張 所長	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	班長 榎町特別出張所長 (兼務) 地域活動班 班長 環境清掃部副参事 (清掃事業担当)	四谷地域本部地域活動班に同じ。
若松町地域本部 部長 若松町特別出 張所長	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	班長 若松町特別出張所 長(兼務) 地域活動班 班長 税務課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
大久保地域本部 部長 大久保特別出 張所長	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	班長 大久保特別出張所 長(兼務) 地域活動班 班長 医療保険年金課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
戸塚地域本部 部長 戸塚特別出張 所長	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	班長 戸塚特別出張所長 (兼務) 地域活動班 班長 広聴担当課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
落合第一地域本部 部長 落合第一特別 出張所長	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	班長 落合第一特別出張 所長(兼務) 地域活動班 班長 総務部副参事(納 税推進担当)	四谷地域本部地域活動班に同じ。
落合第二地域本部 部長 落合第二特別 出張所長	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	班長 落合第二特別出張 所長(兼務) 地域活動班 班長 保護担当課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
柏木地域本部 部長 柏木特別出張 所長	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	班長 柏木特別出張所長 (兼務) 地域活動班 班長 文化観光課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
角筈地域本部 部長 角筈特別出張 所長	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	班長 角筈特別出張所長 (兼務) 地域活動班 班長 消費者支援等担当 課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対福祉部 部長 福祉部長 部長補佐 子ども家庭部長	福祉調整班	(1) 他の部との連絡調整に関すること。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 (3) 義えん金品の受領及び配分計画に関すること。 (4) 福祉施設の被害状況の調査に関すること。 (5) 福祉ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 (6) 災害援護資金の受付に関すること。 (7) 二次避難所(福祉避難所)の設置に関すること。 (8) 身元不明者の調査等及び遺体の処理に関すること。 (9) 地域本部への協力に関すること。
	高齢者等対策班	(1) 高齢者の安否確認に関すること。 (2) 高齢者の救護、巡回相談等に関すること。 (3) 二次避難所(福祉避難所)の管理運営に関すること。 (4) 施設利用者等の避難誘導に関すること。 (5) 社会福祉施設との連絡に関すること。 (6) 福祉ボランティアの受入れ及び活用に関すること。
	障害者対策班	(1) 障害者の安否確認に関すること。 (2) 障害者の救護、巡回相談等に関すること。 (3) 福祉ボランティアの受入れ及び活用に関すること。 (4) 施設利用者等の避難誘導に関すること。 (5) 障害者団体との連絡調整に関すること。
	子ども対策班	(1) 保育園児、子ども園児等の救護及び応急保育に関すること。 (2) 私立保育所等との連絡調整に関すること。 (3) 災害孤児等の保護及び児童相談センターとの連絡調整に関すること。 (4) 地域本部への協力に関すること。
	班長 地域福祉課長 班長補佐 生活福祉課長 班長補佐 子ども家庭課長 班長補佐 子ども総合センター所長	
災対健康部 部長 健康部長 部長補佐 新宿区保健所長	健康調整班	(1) 本部長室及び他の部との連絡調整に関すること。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 (3) 医療救護本部の設置に関すること。 (4) 医療機関との連絡に関すること。 (5) 医療救護所の開設の調整に関すること。 (6) 医師会救護本部との連絡に関すること。 (7) 区訪問看護救護所の設置に関すること。 (8) 訪問看護チームの編成に関すること。 (9) 医療ボランティアの調整に関すること。
	衛生班	(1) 生活衛生業務の調整及び活動に関すること。 (2) 動物に係る保護及び調整に関すること。
	保健予防班	(1) 防疫及び保健衛生業務の調整及び活動に関すること。
	牛込保健センター班	(1) 地域保健の調整に関すること。 (2) 巡回訪問チームの編成に関すること。 (3) 医療看護ボランティアの受入れに関すること。
	班長 健康推進課長 班長補佐 健康部副参事(健康企画・歯科保健担当)	
班長 保育課長 班長補佐 子ども園推進課長 班長補佐 四谷子ども園長 班長補佐 あいじつ子ども園長 班長補佐 西新宿子ども園長		
班長 衛生課長		
班長 保健予防課長		
班長 牛込保健センター所長		

1. 総 則

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対健康部 (つづき)	四谷保健センター班 班長 四谷保健センター 所長	
	西新宿保健センター班 班長 西新宿保健センタ ー所長	
	落合保健センター班 班長 落合保健センター 所長	
災対土木部 部長 みどり土木部 長 部長補佐 環境清掃部長	土木調整班 班長 土木管理課長 班長補佐 環境対策課長	(1) 本部長室及び他の部との連絡調整に関する事 こと。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 こと。 (3) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の 応急復旧計画に関する事 こと。 (4) 応急土木資材及び労力の調達及び運用に 関する事 こと。 (5) 気象、水位、流量等の情報収集に関する 事 こと。
	土木復旧班 班長 道路課長 班長補佐 みどり公園課 長 班長補佐 交通対策課長	(1) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設 の調査及び応 急復旧に関する 事 こと。 (2) 道路及び河川の障害物除去に関する事 こと。 (3) 道路の排水に関する事 こと。 (4) 遺体の搬送に関する事 こと。
	災害廃棄物処理班 班長 生活環境課長 班長補佐 新宿清掃事務 所長	(1) ごみ処理及びし尿収集に関する事 こと。 (2) 災害廃棄物処理に関する事 こと。
災対建築部 部長 都市計画部長	建築調整班 班長 建築指導課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事 こと。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する 事 こと。 (3) 建物危険度判定の班編成及び調査に 関する事 こと。 (4) 建物危険度判定のボランティアの受 入れ及び調整に 関する事 こと。 (5) 被災宅地危険度判定の班編成、調 査並びに相談 及び指導に 関する事 こと。 (6) 被災宅地危険度判定ボランティア の受入れ及び 調整に 関する事 こと。 (7) 被災建物の恒久復旧についての 相談及び指 導に 関する事 こと。
	民間建築物復旧班 班長 地域整備課長 班長補佐 建築調整課長	(1) 民間建築物等の応急復旧の技術指 導に関する事 こと。 (2) 民間建築物等の応急処理に 関する事 こと。
	区有施設復旧班 班長 施設課長 班長補佐 総務部副参事 (庁舎耐震改修担当)	(1) 区有施設の応急復旧に関する事 こと。 (2) 区有施設の応急修理に関する事 こと。 (3) 応急建築資材及び労力の調達 及び運用に 関する事 こと。 (4) 仮設収容施設の建設に 関する事 こと。
	応急住宅班 班長 住宅課長	(1) 区立住宅等の被害状況調査に 関する事 こと。 (2) 区立住宅の復旧に 関する事 こと。 (3) 仮設住宅の運営に 関する事 こと。

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対教育部 部長 教育委員会事務局次長 部長補佐 中央図書館長	教育調整班 班長 教育調整課長 班長補佐 教育支援課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 (3) 東京都教育庁及び区教育委員会との連絡に関する事 (4) 教育施設の応急復旧計画に関する事
	指導班 班長 学校運営課長 班長補佐 教育指導課長	(1) 被災した児童及び生徒の教科書及び学用品の調達供給に関する事 (2) 被災した児童及び生徒の給食及び保健衛生に関する事 (3) 応急教育の立案及び実施に関する事 (4) 教育施設の被害状況調査に関する事
	学校班 班長 学校及び幼稚園の長	(1) 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関する事 (2) 児童、生徒及び園児の保護者への引渡しに関する事 (3) 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関する事 (4) 応急教育計画及び報告に関する事 (5) 施設の保安全管理に関する事 (6) 避難所開設の協力に関する事
災対議会部 部長 議会事務局長	庶務班 班長 議会事務局次長	(1) 他の部との連絡調整に関する事 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 (3) 区議会との連絡調整に関する事 (4) 区議会議員等の被災確認(安否)に関する事

備考

- 1 室長、部長、部長補佐、班長及び班長補佐に事故等があるときは、本部長がその職務を代理する者を命ずる。
- 2 部に属すべき職員は、原則として、当該部に属する班長及び班長補佐が通常の行政組織において指揮監督する職員のうちから本部長が命ずる。

1. 総 則

別表第2(第8条関係)

(平20規則58・全改、平21規則31・平22規則41・平23規則45・平24規則53・平25規則28・一

部改正)

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対総務部 部長 総務部長 部長補佐 区長室長	総務班 班長 総務課長	(1) 本部長室の庶務に関すること。 (2) 各部との連絡調整に関すること。 (3) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 (4) 職員の配備態勢に関すること。 (5) 職員の動員、サービス、健康管理及び給食に関すること。 (6) 災害対策に必要な車両等の調達に関すること。 (7) 災害対策に必要な物資の調達に関すること。 (8) 他の部及び班に属さない事項に関すること。
	情報調整班 班長 危機管理課長 班長補佐 区長室副参事(安全・安心対策担当)	(1) 本部の指令、要請及び通報に関すること。 (2) 災害情報の収集及び総括に関すること。 (3) 都本部及び防災関係機関との連絡に関すること。 (4) 防災行政無線及び災害情報支援システムの保全及び運用に関すること。
	広報班 班長 区政情報課長	(1) 災害についての広報に関すること。 (2) 報道機関との連絡に関すること。 (3) 災害の写真等による記録に関すること。 (4) 区民及び各団体からの通報対応に関すること。
	四谷支援班 班長 特命プロジェクト推進課長	(1) 特別出張所班への協力に関すること。 (2) 衛生班(消毒)への協力に関すること。 (3) その他各班への協力に関すること。
	箆笥町支援班 班長 高齢者医療担当課長	
	榎町支援班 班長 交通対策課長	
	若松町支援班 班長 税務課長	
	大久保支援班 班長 医療保険年金課長	
	戸塚支援班 班長 広聴担当課長	
	落合第一支援班 班長 総務部副参事(納税推進担当)	
	落合第二支援班 班長 保護担当課長	
	柏木支援班 班長 生涯学習コミュニティ課長	
	角筈支援班 班長 消費者支援等担当課長	
	衛生支援班 班長 学校運営課長	

部名・部長等	班名・班長等	担当事務	
災対企画部 部長 総合政策部長	総合相談班 班長 企画政策課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 総合相談に関する事。	
地域担当部 部長 地域文化部長	地域調整班 班長 地域調整課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 日本赤十字社との連絡に関する事。 (4) り災証明の交付に関する事。 (5) 特別出張所班との連絡調整に関する事。	
	四谷特別出張所班 班長 四谷特別出張所長	(1) 地域内の被害状況調査に関する事。 (2) 見舞金品等の配布に関する事。	
	箆笥町特別出張所班 班長 箆笥町特別出張所長	(3) り災証明の交付に関する事。 (4) 被害状況の取りまとめに関する事。	
	榎町特別出張所班 班長 榎町特別出張所長	(5) 現地連絡所に関する事。 (6) 防災区民組織等との連絡に関する事。	
	若松町特別出張所班 班長 若松町特別出張所長		
	大久保特別出張所班 班長 大久保特別出張所長		
	戸塚特別出張所班 班長 戸塚特別出張所長		
	落合第一特別出張所班 班長 落合第一特別出張所長		
	落合第二特別出張所班 班長 落合第二特別出張所長		
	柏木特別出張所班 班長 柏木特別出張所長		
	角筈特別出張所班 班長 角筈特別出張所長		
	災対福祉部 部長 福祉部長 部長補佐 子ども家庭部長	福祉調整班 班長 地域福祉課長 班長補佐 生活福祉課長 班長補佐 子ども家庭課長 班長補佐 教育調整課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 避難所の設置に関する事。 (4) 見舞金品に関する事。 (5) 身元不明者の調査等及び遺体の処理に関する事。
	災対健康部 部長 健康部長 部長補佐 新宿区保健所長	健康調整班 班長 健康推進課長	(1) 本部長室及び他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 医療救護本部の設置に関する事。 (4) 医療機関との連絡に関する事。 (5) 医療救護所開設の調整に関する事。
		衛生班 班長 衛生課長	(1) 生活衛生業務の調整及び活動に関する事。 (2) 消毒に関する事。
保健予防班 班長 保健予防課長		(1) 防疫及び保健衛生業務の調整及び活動に関する事。	

1. 総 則

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対健康部 (つづき)	牛込保健センター班 班長 牛込保健センター所長	(1) 地域保健の調整に関する事 (2) 巡回訪問チームの編成に関する事
	四谷保健センター班 班長 四谷保健センター所長	
	西新宿保健センター班 班長 西新宿保健センター所長	
	落合保健センター班 班長 落合保健センター所長	
災対土木部 部長 みどり土木 部長 部長補佐 環境清掃部 長	土木調整班 班長 土木管理課長	(1) 本部長室及び他の部との連絡調整に関する事 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事 (3) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の応急復旧計画に関する事 (4) 応急土木資材及び労力の調達及び運用に関する事 (5) 気象、水位、流量等の情報収集に関する事
	班長補佐 環境対策課長	
	班長補佐 都市計画課長	
	土木復旧班 班長 道路課長	(1) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の調査及び応急復旧に関する事 (2) がけ及び擁壁の調査及び応急復旧に関する事 (3) 道路及び河川の障害物除去に関する事 (4) 道路排水に関する事 (5) 遺体の搬送に関する事 (6) 被災地のごみ処理及び災害廃棄物処理に関する事
	班長補佐 生活環境課長	
	班長補佐 新宿清掃事務所長	
	班長補佐 建築指導課長	

備考

- 1 部長、部長補佐、班長及び班長補佐に事故等があるときは、本部長がその職務を代理する者を命ずる。
- 2 部に属すべき職員は、原則として、当該部に属する班長及び班長補佐が通常の行政組織において指揮監督する職員のうちから本部長が命ずる。

(1-6)

新宿区災害対策本部運営要綱

〔平成10年6月11日
10新総防第225号〕

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、新宿区災害対策本部条例施行規則（平成8年新宿区規則第76号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき新宿区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 注意情報 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に、気象庁が発表する東海地震注意情報をいう。
- (3) 判定会 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る大規模な地震の発生のおそれに関する判定を行うため、気象庁に設置された地震防災対策強化地域判定会をいう。
- (4) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法第9条の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

第2章 震災時の態勢及び活動

第1節 本部の設置及び廃止

(本部の設置)

- 第3条 区長は、区の地域において地震が発生した場合又は警戒宣言が発せられた場合において、第9条の非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。
- 2 部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。
 - 3 総務部長は、前項の要請があった場合、又はその他の状況等により本部を設置する必要があると認めたときは、副区長と協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。

(本部設置の専決)

第4条 区長と連絡がとれないときは、次に掲げる順位で本部の設置を専決する。

- (1) 副区長
 - (2) 教育長
 - (3) 総務部長
- 2 夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生し、本部設置の必要がある場合で区長等に連絡がとれないときは、新宿区災害等の警戒待機に関する規則（平成4年新宿区規則第69号）第3条に規定する防災対策要員が本部の設置を専決する。

(本部設置の通知等)

第5条 本部が設置されたときは、災対総務部長は、次に掲げる者に本部の設置を通知しなければならない。

- (1) 部長
 - (2) 東京都知事
 - (3) 防災関係機関の長
 - (4) 隣接区長
- 2 各部長は、前項の通知を受けたときは、直ちに所属職員に対し周知徹底しなければならない。

1. 総 則

(本部の設置場所)

第6条 本部は、区役所本庁舎に設置する。ただし、区役所本庁舎の機能に事故があるときは、新宿区立防災センター（以下「防災センター」という。）に設置する。

(本部の標示の掲出)

第7条 本部が設置されたときは、区役所本庁舎正面玄関前又は防災センター正面玄関前に「新宿区災害対策本部」を、各特別出張所においては、「新宿区災害対策本部〇〇地域本部」標示を掲出する。

(本部の廃止)

第8条 本部長は、区の地域について地震が発生するおそれなくなると認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

2 本部の廃止の通知等は、第5条に準じて処理する。

第2節 本部の非常配備態勢

(非常配備態勢の種別)

第9条 非常配備態勢の種別は、次のとおりとする。

種 別	時 期	態 勢
第一次出動態勢	注意情報発表の連絡を受けたとき又は新宿区内で震度5弱以上の地震が発生したとき	情報の収集・伝達及び応急対策の準備に対処できる態勢とする。
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき	被害状況調査及び応急対策活動に対処できる態勢とする。
第二次出動態勢	1 震度5強以上の地震が発生したとき 2 警戒宣言が発令されたとき	本部の全力をもって対処する態勢とする。

(非常配備態勢に基づく措置)

第10条 各部長は、あらかじめ所属の班に対して非常配備態勢時の措置すべき要領（業務計画）を定め、所属職員に周知徹底させなければならない。

2 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、第1項の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(特別非常配備態勢に基づく措置)

第11条 特別非常配備態勢の職員は、次に掲げる者の内から区長が指定する。

- (1) 区内在住職員
- (2) 管理職
- (3) 総務部総務課職員
- (4) 区長室危機管理課職員

2 区長は、あらかじめ特別非常配備態勢において措置すべき要領（業務計画）を定め、特別非常配備態勢職員に対し周知徹底させておかななければならない。

(非常配備態勢の特例)

第12条 本部長は、災害状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

2 区長は、特殊技能等を有する職員を原則として本人の同意を得て、特定の部に配置することができる。

第3節 職員の配置及び服務

(職員の配置)

第13条 各部長は、部の分掌事務を遂行するため、別に定める非常配備態勢職員配置基準表により、あらかじめ要員を定めておくものとする。ただし、特別非常配備態勢要員については、区長室長が別に定める。

2 各部長は、あらかじめ参集方法等を定め、職員に対し周知徹底させておかなければならない。

(職員の服務)

第14条 本部が設置された場合、すべての職員は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の連絡に注意すること。
- (2) 正規の勤務時間が終了しても、本部の指示があるまで退庁しないこと。
- (3) 勤務場所を離れている場合においても、進んで上司と連絡をとること。
- (4) 夜間・休日又は在宅時における災害については、災害情報に注意するとともに、万難を排して参集すること。
- (5) 自らの行動によって住民の誤解を招き、本部の活動に支障をきたすことがないように注意すること。
- (6) 本部が設置されたときは、あらかじめ貸与されている防災服を着用すること。ただし、参集時はこの限りではない。

第4節 本部長室の運営

(本部長室の開設)

第15条 本部長室は、区役所本庁舎3階庁議室に開設する。ただし、区役所本庁舎の機能に事故があるときは、防災センターに開設する。

- 2 本部長は、非常配備態勢を発令したときに原則として規則第3条の本部長室の構成員を招集するものとする。
- 3 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部長室に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(本部長室の議事)

第16条 本部長室に付議する事項は、規則第2条に定める審議策定事項及び新宿区地域防災計画に定める報告事項とする。

- 2 各部長は、その分掌する事務について、本部長室に付議すべき事項が生じたときは、別記様式により災対総務部長に提出し、本部長室に付議しなければならない。

(本部長室における発信事項及び受信事項の処理)

第17条 発信事項を次のとおり処理する。

- (1) 災対総務部長は、本部長の指示事項及び本部長室における決定事項のうち、必要なものについて情報調整班に発信文を発議させ、各部長に伝達する。
 - (2) 各部長は、上記(1)の発信事項を所属職員に対し伝達、周知しなければならない。
 - (3) 災対総務部広報班長は、発信事項が、り災者に対する広報事項に該当すると認めたときは、災対総務部情報調整班長と協議のうえ、広報を実施する。
- 2 受信事項を次のとおり処理する。
 - (1) 本部長室の受信事項は、災対総務部情報調整班長が処理する。
 - (2) 災対総務部情報調整班長は、各部又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、災対総務部長を経由して本部長室に付議しなければならない。

(本部調整会議)

第18条 本部長は、本部長室の指示及び各部との連絡調整等を図る必要があるとき、又は部長から災対総務部長を通じて要請があったときは、本部調整会議を開くものとする。

第5節 本部の財務

(費用の内部負担区分)

第19条 部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講じられている場合を除き、災対企画部予算班において措置する。

- 2 災対企画部長は、本部が設置されたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部に付議し、各部長に必要な指示をしなければならない。
- 3 災対企画部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の予算事務について指導し、協力しなければならない。

1. 総 則

(物資調達手続)

第20条 物資の調達は、新宿区事案決定規程、新宿区会計事務規則及び新宿区契約事務規則に基づき処理する。

2 災対総務部長は、部の分掌事務が円滑に遂行できるよう部の調達事務について指導及び協力しなければならない。

(清算手続)

第21条 災対企画部長は、災害救助費の概算又は清算事務を指導し総括する。

(支払手続)

第22条 会計管理者は、本部が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部に付議し、各部長に必要な指示をしなければならない。

2 会計管理者は、部の分掌事務が円滑に遂行できるよう部の支払事務について指導し、協力しなければならない。

第6節 災害対策の実施

(災害対策の実施)

第23条 本部の各機関が実施する災害対策は、新宿区地域防災計画の定めるところによる。

第3章 震災時以外の態勢及び活動

第1節 本部の設置及び廃止

(本部の設置)

第24条 区長は、区の地域において台風、集中豪雨等に伴う洪水、浸水等により水害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は局地的災害が発生した場合において、出動態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。

2 部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。

3 総務部長は、前項の要請があった場合、又はその他の状況等により本部を設置する必要があると認めたときは、副区長と協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。

(本部設置の通知等)

第25条 第5条の例による。

(本部の設置場所)

第26条 第6条の例による。

(本部の標示の掲出)

第27条 本部が設置されたときは、区役所本庁舎正面玄関前又は防災センター正面玄関前に「新宿区災害対策本部」標示を掲出する。

(本部の廃止)

第28条 本部長は、区の地域について災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

2 本部の廃止の通知等は、第5条に準じて処理する。

第2節 本部の配備態勢

(配備態勢の種別)

第29条 配備態勢の種別は、次のとおりとする。

種 別	時 期	態 勢
第一次出動態勢	被害が発生するおそれがあり、若しくは現実に被害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき	災害の防御及び救援・救護活動に直ちに対処できる態勢とする。
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間外に被害が発生するおそれがあり、若しくは現実に被害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき	被害状況調査及び応急対策活動に対処できる態勢とする。
第二次出動態勢	被害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合、若しくは区内の広範囲にわたって特別警戒が必要な場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき	拡大した災害に直ちに対処できる態勢とする。

- 2 配備態勢の特例 本部長は、災害状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し又は特定の部に対して種別の異なる配備態勢の指令を発することができる。

第3節 職員の配置及び服務

(職員の配置)

第30条 各部長は、部の分掌事務を遂行するため、別に定める配備態勢別職員配置基準表により、あらかじめ要員を定めておくものとする。

- 2 各部長は、配備態勢要員名簿を作成し、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。

(職員の服務)

第31条 第14条の例による。

第4節 本部長室の運営

(本部長室の開設)

第32条 本部長室は、区役所本庁舎3階庁議室に開設する。ただし、区役所本庁舎の機能に事故があるときは、防災センターに開設する。

- 2 本部長は、原則として配備態勢を発令したときに規則第3条の本部長室の構成員を招集するものとする。
3 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部長室に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(本部長室の議事)

第33条 第16条の例による。

(本部長室における発信事項及び受信事項の処理)

第34条 第17条の例による。

(本部調整会議)

第35条 第18条の例による。

第5節 本部の財務

(本部の財務)

第36条 部の分掌事務の遂行に要した費用は、原則として通常の行政組織において処理する。

第6節 災害対策の実施

(災害対策の実施)

第37条 第23条の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月11日から施行する。
- 2 新宿区災害対策本部運営要綱（平成7年1月10日付6新環防第589号）は廃止する。

別記様式(第16条及び第33条関係)

付 議 依 頼 書

災対総務部長殿

_____ 部長

下記のとおり災害対策本部長室に付議いたしたく依頼します。	
件 名	
内 容	
担 当	部 班 内線

災対総務部情報調整班処理欄

付議の要否	要・否	要の場合の 付議日時	年 月 日 時～		
災対総 務部長		情報 調整班		係員	

(1-7)

新宿区水害時等態勢要綱

〔平成10年6月11日
10新総防第226号〕

(目 的)

第1条 この要綱は、新宿区災害対策本部条例（昭和39年新宿区条例第35号）に基づく本部設置以前、又は設置に至らない水害時等の態勢及び活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整会議の設置)

第2条 副区長は、水害等が発生するおそれ又は台風の接近時において、第5条第1号に定める情報連絡態勢を発令する必要があると認めたときは、連絡調整会議を設置する。

2 連絡調整会議は副区長を会長とし、会長に事故あるときは総務部長が、総務部長に事故あるときはみどり土木部長が、その職務を代理する。

3 連絡調整会議の構成員は別表1のとおりとし、委員が出席できない場合は、会長は代理の者の出席を求めることができる。

(水害等連絡会の設置)

第3条 副区長は、連絡調整会議の設置後に、水害等が発生し又は発生するおそれがある場合は、水害等連絡会を設置する。

2 水害等連絡会は副区長を会長とし、会長に事故あるときは総務部長が、総務部長に事故あるときはみどり土木部長が、その職務を代理する。

3 水害等連絡会の構成員は別表2のとおりとし、委員が出席できない場合は、会長は代理の者の出席を求めることができる。

(水害等対策室の設置)

第4条 副区長は、水害等が発生し又は発生するおそれがある場合において、第5条第2号に定める警戒態勢を発令する必要があると認めたときは、水害等対策室を設置する。

2 水害等対策室は副区長を室長とし、室長に事故あるときは総務部長が、総務部長に事故あるときはみどり土木部長が、その職務を代理する。

3 水害等対策室の構成員は別表3のとおりとし、委員が出席できない場合は、室長は代理の者の出席を求めることができる。

(配備態勢)

第5条 配備態勢は、次の各号のとおりとする。

(1) 情報連絡態勢

ア 時期

雷、大雨若しくは洪水に関する気象注意報が発令され、降雨量や雲の動きから今後更に気象情報の収集及び注意が必要な場合、若しくは台風の接近に伴い情報連絡が必要な場合、又はその他の状況により副区長が必要と認めたとき。

イ 活動

- ①気象情報・災害情報の収集伝達
- ②警戒態勢の検討
- ③警戒態勢要員に対する待機等の連絡

(2) 警戒態勢

ア 時期

雷に関する気象注意報若しくは大雨又は洪水に関する気象警報が発令され、短時間に相

当量の降雨が予測される場合、若しくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合、又はその他の状況により、副区長が必要と認めたとき。

イ 活動

- ① 気象情報・災害情報の収集伝達
- ② 河川の監視、雨水枡のごみの除去、土のうの整備
- ③ 区民に対する警戒広報、気象情報広報等
- ④ 第一次出動態勢要員に対する待機等の連絡

(3) 配備態勢の特例

副区長は、連絡調整会議、水害等連絡会及び水害等対策室において、水害状況その他により必要と認めたときは、新宿区災害対策本部運営要綱第29条第1項に規定する第一次出動態勢要員の一部に対し、配備態勢の指令を発することができる。ただし、水害等連絡会で配備態勢の指令を発したときは、速やかに水害等対策室を設置しなければならない。

(警戒態勢に対する指令)

第6条 総務部長は、警戒態勢指令が発せられたときは、次の各号に従い、当該職員に対し速やかに伝達しなければならない。

- (1) 勤務時間内に警戒態勢が発せられたときは、直ちに庁内放送、電話その他の手段により伝達するものとする。
- (2) 勤務時間外に警戒態勢が発せられたときは、電話その他の手段により伝達するものとする。

(職員の配置及び服務)

第7条 職員の配置及び服務は次の各号のとおりとする。

- (1) 各部長は、別に定める配備態勢職員配置基準表に基づき、あらかじめ従事すべき職員を指名し、所属職員に対し周知徹底しておかななければならない。
- (2) 配備態勢職員配置基準表に基づき指名された職員は、配備態勢が発令されたときは直ちに準備を整え、配置につかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年6月11日から施行する。
- 2 新宿区水害態勢要綱（平成7年1月10日付6新環防第590号）は廃止する。

別表 1

連 絡 調 整 会 議	
会 長	副区長
委 員	区長室長
委 員	総務部長
委 員	みどり土木部長
委 員	区長室区政情報課長
委 員	区長室危機管理課長
委 員	総務部総務課長
委 員	地域文化部地域調整課長
委 員	みどり土木部道路課長
委 員	教育委員会事務局教育調整課長

別表 2

水 害 等 連 絡 会	
会 長	副区長
委 員	区長室長
委 員	総務部長
委 員	みどり土木部長
委 員	区長室区政情報課長
委 員	区長室危機管理課長
委 員	総務部総務課長
委 員	地域文化部地域調整課長
委 員	みどり土木部道路課長
委 員	教育委員会事務局教育調整課長

別表 3

水 害 等 対 策 室	
会 長	副区長
委 員	区長室長
委 員	総務部長
委 員	みどり土木部長
委 員	区長室区政情報課長
委 員	区長室危機管理課長
委 員	総務部総務課長
委 員	地域文化部地域調整課長
委 員	福祉部地域福祉課長
委 員	健康部健康推進課長
委 員	みどり土木部道路課長
委 員	教育委員会事務局教育調整課長

(1-8)

新宿区震災復興本部の設置に関する条例

〔平成15年6月19日
条例第40号〕

(設 置)

第1条 新宿区長(以下「区長」という。)は、新宿区の地域が震災により被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに新宿区民の生活の再建及び安定に関する事業(以下「震災復興事業」という。)を迅速かつ計画的に実施するため必要があると認めるときは、新宿区震災復興本部(以下「本部」という。)を設置するものとする。

(組 織)

第2条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める順序により、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長が新宿区の職員(副区長及び教育長を除く。)のうちから指名する者をもって充てる。
- 7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌するため、本部に部を置く。

- 2 部に部長及び部員を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、本部長の指示に従い、部の事務を掌理する。
- 4 部員は、部長の指揮監督の下で部の事務に従事する。

(事務局)

第4条 震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局に局長及び局員を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 局長は、本部長の指示に従い、事務局の事務を掌理する。
- 4 局員は、局長の指揮監督の下で事務局の事務に従事する。

(廃 止)

第5条 区長は、本部の設置目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1-9)

新宿区震災復興本部の設置に関する条例施行規則

〔平成15年6月19日
規則第75号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区震災復興本部の設置に関する条例(平成15年新宿区条例第40号。以下「条例」という。)第2条第5項及び第6条の規定に基づき、新宿区震災復興本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務代理)

第2条 条例第2条第5項に規定する新宿区規則で定める順序は、副区長、教育長の順とする。

(本部会議)

第3条 震災復興に係る重要事項を審議するため、本部に震災復興本部会議(以下「本部会議」という。)を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び部長をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

(部)

第4条 部の名称及び分掌事務並びに条例第3条第2項の規定により部長に充てる者として本部長が指名する本部員は、別表のとおりとする。

- 2 条例第3条第2項の規定により部員に充てる者として本部長が指名する本部員は、前項の規定により部長に充てられた本部員が通常の行政組織において指揮監督する職員とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本部長は、必要がないと認めるときは、部の一部を置かないことができる。
- 4 本部長は、部長に事故があるときは、その職務を代理する者を置くことができる。

(部長の職責)

第5条 部長は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、部の分掌事務に係る事業を企画立案し、又は実施すること。
- (2) 部の分掌事務の執行状況について、本部長又は本部会議に報告すること。
- (3) その他本部長の特命に関すること。

(事務局)

第6条 条例4条第2項の規定により局長に充てる者として本部長が指名する本部員は、復興総合政策部の部長とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

部の名称 部長に充てる本部員	分掌事務
復興区長室 区長室長	(1) 本部及び災害対策本部の業務に係る総合調整に関すること。 (2) 東京都、他の区市町村、民間機関等との連絡に関すること。 (3) 関係機関への要請に関すること。 (4) 広報、広聴及び相談体制の整備に関すること。 (5) その他復興区長室の所管に属する特命事項に関すること。
復興総合政策部 総合政策部長	(1) 本部の庶務に関すること。 (2) 本部会議の運営に関すること。 (3) 基本方針及び計画の策定に関すること。 (4) 震災復興事業の総合調整及び進行管理に関すること。 (5) 企画及び調整に関すること。 (6) 施設及び用地の総合的な利用調整に関すること。 (7) 予算の総括に関すること。 (8) 財政計画に関すること。 (9) 基金に関すること。 (10) その他復興総合政策部の所管に属する特命事項に関すること。
復興総務部 総務部長	(1) 本部員の配置に関すること。 (2) 他の団体からの職員の受入れに関すること。 (3) 震災復興に係る税制の調査研究に関すること。 (4) 課税及び減税等の措置に関すること。 (5) 他部の所管に属しないこと。
復興地域文化部 地域文化部長	(1) ボランティアの受入れに関すること。 (2) 集会施設及び文化施設等の再開に関すること。 (3) 野球場等オープンスペースの利用調整に関すること。 (4) コミュニティ活動の支援に関すること。 (5) イベント等の実施及び支援に関すること。 (6) 外国人への支援に関すること。 (7) 産業復興事業に関すること。 (8) 雇用の確保に関すること。 (9) 消費者の保護に関すること。 (10) その他復興地域文化部の所管に属する特命事項に関すること。

1. 総 則

部の名称 部長に充てる本部員	分掌事務
復興福祉部 福祉部長	(1) 地域福祉体制の再構築(子どもに係るものを除く。)に関する事。 (2) 区外の福祉施設の協力確保(子どもに係るものを除く。)に関する事。 (3) 震災による被害者の生活支援に関する事。 (4) 相談体制の整備に関する事。 (5) 介護保険料の減免に関する事。 (6) その他復興福祉部の所管に属する特命事項に関する事。
復興子ども家庭部 子ども家庭部長	(1) 子どもに係る地域福祉体制の再構築に関する事。 (2) 子どもに係る区外の福祉施設の協力確保に関する事。 (3) その他復興子ども家庭部の所管に属する特命事項に関する事。
復興健康部 健康部長	(1) 地域医療体制の再構築に関する事。 (2) 震災による被害者の保健対策に関する事。 (3) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び国民年金保険料の減免に関する事。 (4) その他復興健康部の所管に属する特命事項に関する事。
復興みどり土木部 みどり土木部長	(1) 震災復興に係る道路、河川、橋りょう及び公園等所管施設に関する計画の策定及び実施に関する事。 (2) 公園用地等の利用調整に関する事。 (3) がれき等の障害物の処理計画に関する事。 (4) その他復興みどり土木部の所管に属する特命事項に関する事。
復興環境清掃部 環境清掃部長	(1) 環境保全対策に関する事。 (2) 廃棄物の処理計画に関する事。 (3) その他復興環境清掃部の所管に属する特命事項に関する事。
復興都市計画部 都市計画部長	(1) 新宿区都市復興基本計画の策定に関する事。 (2) 市街地の復興の推進に関する事。 (3) 住宅復興計画の策定及び推進に関する事。 (4) その他復興都市計画部の所管に属する特命事項に関する事。
復興会計室 会計管理者	(1) 公金の歳入及び歳出に関する事。 (2) その他復興会計室の所管に属する特命事項に関する事。

部の名称 部長に充てる本部員	分掌事務
復興教育部 教育委員会事務局次長	(1) 学校施設等の再建に関する事。 (2) 震災による被害を受けた児童、生徒等への支援に関する事。 (3) その他復興教育部の所管に属する特命事項に関する事。
復興選挙管理部 選挙管理委員会事務局次長	復興選挙管理部の所管に属する特命事項に関する事。
復興監査部 監査事務局次長	復興監査部の所管に属する特命事項に関する事。
復興議会部 議会事務局次長	(1) 区議会との調整に関する事。 (2) その他復興議会部の所管に属する特命事項に関する事。

(1-10)

新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例

〔平成15年6月19日
条例第52号〕

(目 的)

第1条 この条例は、震災により被害を受けた新宿区(以下「区」という。)の地域(以下「市街地」という。)の復興に際し、市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、災害に強い活力ある都市の形成に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例における用語の意義は、この条例において別に定めるもののほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)の例による。

- 2 この条例において「建築物等」とは、建築物及び建築物以外の工作物で新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- 3 この条例において「土地区画整理事業」とは、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。
- 4 この条例において「市街地再開発事業」とは、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。
- 5 この条例において「震災復興事業」とは、市街地の復興を図るため、市街地を計画的に整備する事業をいう。
- 6 この条例において「建築物等の更新」とは、災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築若しくは増築又は耐震性及び耐火性の高い建築物等への改築を行うことをいう。

(復興の理念)

第3条 区、区民及び事業者は、市街地の復興に当たっては、災害に強いまちづくりを協力して行うよう努めなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、被災後速やかに都市の復興に関する基本的な方針(以下「区都市復興基本方針」という。)を策定し、これを区民及び事業者に公表するとともに、区都市復興基本方針に基づき震災復興事業を推進し、その他必要な施策を実施する責務を有する。

(区民及び事業者の責務)

- 第5条 区民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。
- 2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。

(復興対象地区の指定)

第6条 区長は、次に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

- (1) 震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、市街地の復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備(以下「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
 - (2) 震災により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
 - (3) 震災により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区
- 2 前項の復興対象地区を指定するため必要な事項は、規則で定める。
 - 3 区長は、第1項の復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の指定の変更)

- 第7条 区長は、震災復興事業の進行状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更することができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(区都市復興基本計画の策定)

- 第8条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、区都市復興基本方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画(以下「区都市復興基本計画」という。)を速やかに策定し、これを区民及び事業者に公表するものとする。
- 2 区長は、区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業の推進)

- 第9条 区長は、重点復興地区(第6条第1項の規定により復興対象地区として指定された同項第1号に掲げる地区をいう。以下同じ。)及び復興促進地区(同項の規定により復興対象地区として指定された同項第2号に掲げる地区をいう。以下同じ。)において、区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 区長は、復興誘導地区(第6条第1項の規定により復興対象地区として指定された同項第3号に掲げる地区をいう。以下同じ。)において、区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者(区を除く。)に対し、区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(被災市街地復興推進地域の指定)

- 第10条 区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号。以下「特別措置法」という。)第5条第1項の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域(以下「推進地域」という。)を定めることができる。

(建築行為の届出)

第11条 重点復興地区及び復興促進地区(前条の規定により推進地域を定めた場合は、当該推進地域を除く。)並びに復興誘導地区内において、建築物等を建築しようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として建築する建築物等
- (2) 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築する建築物等
- (3) 都市計画事業(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。)の施行として建築する建築物等及び都市計画に適合して建築する建築物等
- (4) 自己の居住の用に供する建築物等又は自己の業務の用に供する建築物等(自己以外の者の居住の用に供する建築物等を除く。)で、次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等

2 前項の規定は、災害の発生した日から起算して2年を経過する日(前条の規定による推進地域の定めがある場合は、特別措置法第5条第2項の規定により定められた期間の満了の日)までに建築物等を建築しようとする建築主に適用する。

(情報の提供及び協議)

第12条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(委 任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1-11)

新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例施行規則

〔平成15年6月19日
規則第76号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例(平成15年新宿区条例第52号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、この規則において別に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

- 2 この規則において「基盤整備済地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業、住宅地造成事業、一団地の住宅施設事業、開発許可による住宅地開発事業若しくは新住宅市街地開発事業により整備された1ヘクタール以上の地区又は区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 この規則において「基盤未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 4 この規則において「被害度」とは、一定区域(街区又は町丁目をいう。)における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋、全焼失家屋及び半焼失家屋を合算した棟数の割合の百分比をいう。
- 5 この規則において「大被害地区」とは、おおむね被害度が80パーセント以上の街区が連たんし、かつ、その面積がおおむね1ヘクタール以上である地区をいう。
- 6 この規則において「中被害地区」とは、おおむね被害度が50パーセント以上の街区が連たんし、かつ、その面積がおおむね1ヘクタール以上である地区をいう。
- 7 この規則において「小被害地区」とは、大被害地区又は中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られるすべての街区が連たんし、かつ、その面積がおおむね1ヘクタール以上であるものをいう。

(建築物以外の工作物)

第3条 条例第2条第2項に規定する建築物以外の工作物で新宿区規則で定めるものは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項に規定する工作物とする。

(基準)

- 第4条 区長は、別表に定める基準に従い、条例第6条第1項の規定により復興対象地区を指定する。
- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、東京都防災都市づくり推進計画の整備計画における整備地域内に条例第6条第1項第2号に掲げる地区(基盤整備済地区であって中被害地区であるものを除く。次項において同じ。)が存するときは、当該地区を同条第1項第1号に掲げる地区として、同項の規定により復興対象地区として指定する。
 - 3 区長は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる地域、地区又は区域内に条例第6条第1項第2号に掲げる地区が存するときは、当該地区を同項第1号に掲げる地区として、同項の規定によ

1. 総 則

り復興対象地区として指定することができる。

- (1) 東京の新しい都市づくりビジョン又は東京構想2000に則した計画がある地区
- (2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条の3第1項の規定により定められた都市再開発の方針における再開発促進地区
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備の区域
- (4) 東京都住宅マスタープランにおける重点供給地域
- (5) 新宿区基本構想、新宿区基本計画又は新宿区都市マスタープランに則した計画がある地区
- (6) その他区長が特に必要と認めた地域、地区又は区域

(建築行為の届出)

第5条 条例第11条第1項の建築主は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請をしようとする30日前までに建築行為届出書(様式)を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

条例第6条第1項第1号に掲げる地区	基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
条例第6条第1項第2号に掲げる地区	基盤未整備地区であって中被害地区であるもの、基盤整備済地区であって大被害地区であるもの又は基盤整備済地区であって中被害地区であるもの
条例第6条第1項第3号に掲げる地区	基盤未整備地区であって小被害地区であるもの又は基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

(裏)

付近見取図

配 置 図

2 火災防止

(2-1)

防災区民組織及び小型消防ポンプ配備状況

(平成25年9月1日現在)

防災区民組織数	ポンプ配備組織数	ポンプ配備台数
205組織	176組織	260台

〔四谷地区〕全組織数29/ポンプ配備組織数28/ポンプ配備台数34

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
四谷一丁目防災部	1	本塩町2	旧四谷第3小学校防災倉庫
四谷二丁目町会防災部	1	四谷2-8	よつや児童遊園
四谷三丁目地域防災部	1	愛住町20	四谷ひろば
四谷四丁目地域防災部	2	四谷4-23 四谷4-9	みようが坂児童遊園 大木戸児童遊園(球戯場)
本塩町防災部	1	本塩町7	シオヤビル敷地防災倉庫
三栄町町会防災部	2	三栄町24	三栄公園防災倉庫(2)
坂町町会防災部	1	坂町27	榊箕児童遊園
若葉一丁目町会防災部	2	若葉2-9 若葉1-5	西念寺境内 レックス四谷マンション
若葉二丁目地域防災部	1	若葉2-7	観音坂下防災倉庫
若葉三丁目地域防災部	1	若葉3-4	若葉公園防災倉庫
須賀町町会防災部	1	須賀町5	須賀神社境内
左門町防災部	1	左門町19	新左門児童遊園
信濃町防災部	1	信濃町20	信濃町児童遊園
南元町防災部	2	南元町15 南元町4	南元町会館 もとまち公園
荒木町防災部	1	荒木町10	築池防災倉庫
舟町防災部	1	愛住町11	愛住公園
愛住町会防災部	1	愛住町11	愛住公園
大京町会防災部	1	大京町14	大京公園
霞ヶ丘町防災部	2	霞ヶ丘町32	都営アパート集会所(2)
内藤町会防災部	1	内藤町1	多武峯内藤神社
片町地域防災部	1	片町5	曙橋下防災倉庫
新宿一丁目町会防災部	1	新宿1-8-3	秋葉神社境内
新宿二丁目町会防災部	1	新宿2-9	新宿公園
新宿三丁目町会防災部	1	新宿2-9	新宿公園
新宿四丁目町会防災部	1	新宿2-9	新宿公園
花園町会防災部	2	新宿1-21	花園公園(2)
新宿園町会防災部	1	新宿5-9-22	パロマビル1F
番衆町町会防災部	0		
三光町町会防災部	1	新宿5-18-21	新宿区役所第2分庁舎駐車場

〔笹笥町地区〕全組織数44/ポンプ配備組織数32/ポンプ配備台数37

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
市谷本村町防災部	1	市谷本村町3-22	ナカバ自動車工業所
市谷八幡・田町一丁目町会防災部	0		
市谷田町二・三丁目町会防災部	0		
長延団地防災部	1	市谷長延寺町8	2号棟倉庫
大日本印刷通町会防災部	1	市谷長延寺町39	個人宅先防災倉庫

2. 火災防止

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
神楽坂一丁目防災部	0		
神楽坂二丁目防災部	1	若宮町18	若宮公園ストックヤード内
神楽坂三丁目防災部	1	若宮町18	若宮公園ストックヤード内
神楽坂四丁目公会防災部	1	神楽坂3-2	神楽坂本多横丁駐車場
神楽坂五丁目防災部	0		
神楽坂五丁目三和会防災部	1	神楽坂5-43	寺内公園
神楽坂六丁目地域防災部	1	白銀町3	白銀公園
細工町町会防災部	2	納戸町19	なんど児童遊園(2)
納戸町防災部	2	納戸町26 納戸町35	納戸町公園 個人宅
箆筒町町会防災部	0		
北町町会防災部	1	北町26	愛日小学校
矢来南町会防災部	0		
矢来東町会災害対策部	1	矢来町109	防災倉庫
横寺町交友会	1	横寺町37	日赤ビル
若宮町防災部	1	若宮町18	若宮公園
袋町町会防災部	1	若宮町18	若宮公園
飯田橋自治会防災部	0		
筑戸自治会防災部	1	筑土八幡町2-1	筑土八幡神社
白銀町地域防災部	1	白銀町3	白銀公園
新小川町自治会防災部	1	新小川町3	新小川公園
東五軒町会防災部	1	東五軒町3	東五軒町公園
西五軒町町会防災部	1	西五軒町5-12	ライオンズマンション内
赤城元町会地域防災部	1	赤城元町1-10	赤城神社境内
岩戸町町会	1	岩戸町7	繁栄稲荷神社内
加賀町親和会防災部	2	市谷加賀町2-4 市谷加賀町1-3	加賀公園 NTT構内
南町防災部	0		
南山伏町会防災部	1	北山伏町1	山伏公園
北山伏町会防災部	1	北山伏町1	山伏公園
市谷山伏町防災部	1	南榎町57	南榎公園
市谷左内町防災部	1	市谷左内町31	個人宅
南榎町自治会防災部	1	南榎町57	南榎公園
市谷船河原町地区防災部	1	市谷船河原町12	市谷船河原町公園
中町防災・防犯部	3	中町5 中町36 中町25	中町公園防災倉庫 個人宅防災倉庫 中町児童館
鷹匠町防災組織	1	市谷鷹匠町4	大日本印刷松柏寮
払方町防災部	1	払方町9	日本銀行家族寮
アラス江戸川アパートメント自主防災会	0		
二十騎町会防災部	0		
甲良町町会防災部	0		
THE CENTER TOKYO 自主防災組織	0		

[榎町地区] 全組織数27/ ポンプ配備組織数27/ ポンプ配備台数34

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
薬王寺町会防災対策委員会	3	市谷薬王寺町46	トミンハイム薬王寺防災倉庫(3)
柳町防災部	1	市谷柳町21	柳町稲荷
原一地域防災部	1	原町1-42	天祖神社
原二地域防災部	1	原町3-74	原町公園
原町三丁目防災部	1	原町3-74	原町公園

2. 火災防止

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
牛込弁天町防災部	1	弁天町84	牛込弁天公園
喜久井町防災部	1	喜久井町20	しらゆり児童遊園
早稲田町防災部	1	早稲田町68	早稲田町備蓄倉庫
早稲田南町会防災部	1	早稲田南町7	漱石公園
馬場下町会防災部	1	馬場下町11-1	みずほ銀行早稲田支店駐車場
牛込高田町会防災部	1	西早稲田2-1-11	穴八幡神社
鶴巻東町会防災部	1	早稲田鶴巻町568	元赤城神社
鶴巻西町会防災部	1	早稲田町78	鶴巻南公園
鶴巻南防災部	1	早稲田町78	鶴巻南公園
鶴巻北町会防災部	1	早稲田鶴巻町107	早稲田荘内
榎町地域防災部	1	榎町50	町会事務所
東榎町地域防災部	1	東榎町11	榎町公園
中里町地域防災部	1	中里町27	町会倉庫
天神町会防災部	1	東榎町11	榎町公園
天神東町会防災部	1	東榎町11	榎町公園
山吹町会防災部	2	山吹町35	やまぶき児童遊園(2)
東山吹町会防災部	1	山吹町311	町会倉庫
赤城下町防災部	3	赤城下町21 赤城下町13	あかぎ児童遊園(2) 個人宅
築地町町会防災部	2	築地町1	築地町神酒所前(2)
水道町会地域防災部	1	水道町4	さくら児童遊園
改代町防災部	2	改代町43	町会会館倉庫(2)
市谷仲之町会防災対策部	1	市谷仲之町2	仲之公園

[若松町地区] 全組織数17/ ポンプ配備組織数17/ ポンプ配備台数20

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
余丁町防災部	1	余丁町12-18	出世稲荷神社駐車場
東富久町防災部	1	富久町7-24	富久小学校
富久町北町会防災部	1	富久町21	富久さくら公園
富久町中町会防災部	1	富久町27-3	地域消防センター町会倉庫
西富久町会防災部	1	富久町21	富久さくら公園
市谷台町町会防災部	1	市谷台町15	台町すみれ公園防災倉庫
住吉町町会防災部	1	住吉町13	住吉公園防災倉庫
住吉町共栄会防災部	1	住吉町6-2	町会倉庫
河田町町会防災部	1	河田町3-24	都営河田町第三アパート内防災倉庫
若松町町会防災部	1	若松町27	わかまつ児童遊園
戸山一丁目町会防災部	2	戸山1-19 戸山1-20-1	戸山東公園 若松住宅防災倉庫
戸山三丁目南町会防災部	1	戸山3-10-6	町会防災倉庫
戸山ハイツ東地区自治会防災部	2	戸山2丁目 戸山2丁目	5号棟倉庫 8号棟倉庫
戸山ハイツ西地区自治会防災部	1	戸山2丁目	31号棟集会所
戸山ハイツ南地区自治会防災部	1	戸山2丁目	14号棟倉庫
戸山ハイツ北地区自治会防災部	2	戸山2丁目 戸山2丁目	35号棟防災倉庫 広場内倉庫
都営若松町アパート自治会防災部	1	若松町1	2号棟倉庫

2. 火災防止

〔大久保地区〕 全組織数23/ ポンプ配備組織数19/ ポンプ配備台数30

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
東一町会防災部	2	新宿6-14	東大久保公園(2)
東二町会防災部	3	新宿7-18-1	消防団器具置場(3)
歌舞伎町二丁目町会防災部	1	歌舞伎町2-43	大久保公園
新宿六丁目一新会	0		
いぶき町会防災部	2	大久保1-17 大久保1-7	西大久保公園 小泉八雲記念公園
大久保二丁目町会防災部	2	戸山2-28	大久保北公園(2)
大久保三丁目アパート新和会防災部	1	戸山3-11-1	3号棟倉庫
都営西大久保アパート防災部	1	大久保3-13	4号棟前防災倉庫
百人町西町会地域防災部	1	百人町1-25	中央線線路脇倉庫
百人町東町会防災部	1	百人町1-7	東町会防災倉庫
百人町南町会防災部	1	百人町1-13-21	日本電子学校内
百人町中央町会防災部	4	百人町2-24 百人町2-17 百人町2-1-38	百二公園(2) つつじの里児童遊園 戸山小学校
百人町三丁目町会防災部	3	百人町3-5-13 百人町4-1	個人宅 西戸山公園(2)
新宿百人町3丁目アパート連絡会	2	百人町4-7 百人町4-8	防災資材倉庫 防災資材倉庫
都営西大久保五号棟自治会防災部	1	大久保3-9-5	5号棟敷地内
トーア早稲田マンション防災部	1	大久保3-14-3	マンション倉庫
西大久保四丁目アパート自治会防災部	1	戸山3-18-1	倉庫
ニュータウンオオクボ防災部	1	大久保3-10-1	ニュータウンオオクボ敷地内
JR大久保社宅自治会防災部	0		
新宿ホテル旅館組合防災部	1	大久保1-17	西大久保公園
明和会防災部	1	大久保2-8-23	西大久保児童遊園明和会倉庫
西戸山住宅自治会防災部	0		
西戸山タワーホームズ自治会防災委員会	0		

〔戸塚地区〕 全組織数27/ ポンプ配備組織数20/ ポンプ配備台数28

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
和敬会防災部	2	馬場下町62 西早稲田1-6-1	早稲田中学・高校 早稲田大学
町友会防災部	1	西早稲田1-13	町会倉庫
早稲田早栄会防災部	1	西早稲田3-4-29	水稲荷参道防災倉庫
稲穂会防災部	2	西早稲田1-9-23 西早稲田1-9-23	1号館玄関横 2号館玄関横
豊睦会地区防災部	1	西早稲田1-14-23	神田川脇
早稲田親和会	1	西早稲田1-15-8	神田川側防災倉庫
ときわ町会防災部	1	西早稲田2-3	荒井山公園
西早稲田二丁目協和町会防災部	1	西早稲田2-12	みずき児童遊園
睦町会防災部	1	西早稲田3-4-29	水稲荷参道防災倉庫
三島町会防災部	0		
西早稲田文化町会防災部	2	西早稲田3-17-36	天祖神社境内(2)
諏訪町会防災部	3	高田馬場1-12 西早稲田2-16	諏訪の森公園 西早稲田多目的環境防災広場(2)
高田馬場町会地域防災部	1	高田馬場2-4	まつ川公園倉庫
高田馬場銀座商店街振興組合	0		
高田馬場清和会防災部	0		
高田馬場三丁目宮田会地域防災部	1	高田馬場3-8	宮田橋公園

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
高田馬場三丁目戸三親和会	2	高田馬場3-40	戸塚公園(2)
高田馬場三丁目光和会防災部	2	高田馬場3-40 高田馬場3-40-11	戸塚公園 高田場郵政宿舎
高田馬場三丁目北町会防災部	1	高田馬場3-37-26	観音寺駐車場
高田馬場西商地域防災部	0		
高田馬場南親睦会地域防災部	1	高田馬場4-22	高田馬場公園
戸塚町四丁目南町会防災部	2	高田馬場4-29-6 高田馬場4-30	個人宅 高田馬場第一児童遊園
百人町4丁目連絡会	0		
親栄会防災部	1	高田馬場3-37-33	倉庫
早稲田大学周辺商店連合会	0		
高田馬場コーポラス自治会防災部	1	高田馬場3-42-1	マンション内倉庫
甘泉園住宅自主防災会	0		

〔落合第一地区〕 全組織数8/ ポンプ配備組織数8/ ポンプ配備台数25

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
下落合東町会防災部	4	下落合2-10	おとめ山公園(4)
知久会防災部	4	下落合1-1	清水川橋公園(4)
下四防災部	4	下落合4-25-9 下落合4-18	倉庫 下落合公園(3)
上落合東部町会防災部	4	上落合1-25-24 上落合1-7-1 上落合2-3-8 上落合1-4-3	東部町会会館 八幡公園防災倉庫 個人宅防災倉庫 個人宅
中落合二丁目町会防災部	4	中落合2-7 中落合2-3-6 中落合2-13-27	西坂公園(2) 個人宅 落合第一小学校
中落合三丁目やよい町会	2	中落合3-14-5	個人宅(2)
中落合一丁目みどり会防災部	2	中落合1-5	中落合公園(2)
高田馬場住宅自主防災組織	1	下落合2-2-2	1階倉庫

〔落合第二地区〕 全組織数6/ ポンプ配備組織数5/ ポンプ配備台数20

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
西落合自主防災部	6	西落合2-17-17 西落合1-16 西落合4-3 西落合4-23-11 西落合1-11-23 西落合2-21	御霊神社 倉庫 西落合北公園防災倉庫 個人宅 自性院 つづみ児童遊園
落合親和町会防災組織	6	中落合4-20-11 西落合1-1-1 中落合4-2-11 中落合4-22-4	個人宅 個人宅(3) 個人宅 個人宅
中井町会地域災害対策部	4	中井2-20-7 中井2-4 中井2-18-2	個人宅(2) 中井東公園 個人宅
中落合三丁目辻町防災部	0		
上落合中央町会地域防災部	2	上落合2-17-6 上落合2-26-4	区有地 倉庫
上落合三丁目町会地域防災部	2	上落合3-33-14 上落合3-17-11	個人宅 個人宅

2. 火災防止

〔柏木地区〕 全組織数13/ ポンプ配備組織数13/ ポンプ配備台数19

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
西新宿六丁目町会防災部	1	西新宿8-1-8	個人宅
西新宿七丁目町会防災部	3	西新宿7-14 西新宿7-12	柏木公園(2) 常泉院倉庫
西新宿八丁目町会地域防災部	1	西新宿8-16-1	消防団倉庫
西新宿八丁目成子町会防災部	1	西新宿8-16-1	北新宿多目的環境防災広場
北新宿一丁目南町会防災部	1	北新宿1-17-20	個人宅
北新宿一丁目仲町会防災部	1	北新宿1-36-8	北新宿住宅横
北新宿蜀山町会防災部	2	北新宿1-25-22	北新宿多目的環境防災広場(2)
北新宿一丁目柏木三和会防災部	1	北新宿1-13	さつき児童遊園
北新宿二丁目町会防災部	1	北新宿2-21	かしわ児童遊園
北新宿二丁目新和会防災部	1	北新宿2-8-5	個人宅
北新宿三丁目町会防災部	3	北新宿3-16-18 北新宿3-30	鎧神社(2) しんかいばし児童遊園
北新宿三丁目町会柏親会防災部	1	北新宿3-20	北新宿公園
北新宿四丁目町会防災部	2	北新宿4-12 北新宿4-32	北柏木公園 大東橋公園

〔角筈地区〕 全組織数7/ ポンプ配備組織数5/ ポンプ配備台数11

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
新宿西口商店街振興組合	0		
西新宿商興会防災部	1	西新宿1-4-11	防災倉庫
西新宿一丁目町会防災部	2	西新宿1-24-1	防災倉庫(2)
角三町会防災部	3	西新宿3-9-28	角三会館(3)
西四防災部	2	西新宿4-9	十二社児童遊園(2)
淀橋町会防火防災部	3	西新宿5-4-7	淀橋会館(3)
S K K防災部	0		

〔区役所地区〕 全組織数4/ ポンプ配備組織数2/ ポンプ配備台数2

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	
歌舞伎町地域防災部	1	歌舞伎町1-13	歌舞伎町公園
新宿駅前商店街振興組合	0		
新宿東口商店街防災部	1	新宿3-35-4	倉庫
新宿大道商店街振興組合環境防災委員会	0		

(2-2)

新宿区消火器の薬剤の詰め替え等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区長が、使用した消火器を所有するものに対し、当該消火器に係る薬剤の詰め替え又は当該消火器の廃棄を行うことにより、区内の消火器の普及を図り、もって震災及び火災における地域の消火活動を促進することを目的とする。

(助成を行う場合)

第2条 この要綱に基づく助成は、次の各号にいずれかに該当する場合に、行うものとする。

- (1) 区内の消防署の指導に基づき区内の防災区民組織、町会、自治会等が実施する初期消火訓練に参加したものが、当該初期消火訓練を行うに当たり、自ら所有する消火器を使用した場合
- (2) 区内において震災又は火災が発生した場合において、自ら居住する建物以外の建物等の消火活動を、消火協力として行うものが、自ら所有する消火器を使用した場合（当該火災が、消火活動を行うものの故意又は過失に基づく場合を除く。）

(申請)

第3条 前条第1号に該当するものは、同号の消火器に係る薬剤の詰め替えを希望する場合には、前条第1号の初期消火訓練を指導した消防署から当該消火器が当該初期消火訓練に使用された旨の確認を受け、当該確認を受けた旨が記載されている初期消火訓練消火器薬剤詰め替え申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前条第2号に該当するものは、同号の消火器に係る薬剤の詰め替え等を希する場合には、前条第2号の消火活動を行った消防署から当該消火器が当該消火活動に使用された旨の確認を受け、当該確認を受けた旨が記載されている火災消火協力消火器薬剤詰め替え等申請（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成の方法)

第4条 区長は、次の各号にいずれかに該当する場合には、随時、消火器に係る薬剤を詰め替えるものとする。

- (1) 前条第1項の規定により提出された初期消火訓練消火器薬剤詰め替え申請書の内容を確認することができた場合
 - (2) 前条第2項の規定により提出された火災消火協力消火器薬剤詰め替え等申請書の内容を確認することができた場合
- 2 区長は、前項第2号に該当する場合において、使用した消火器が腐食、破損、耐用年数の経過等により薬剤の詰め替えができないときには、当該消火器を廃棄するものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2. 火災防止

(2-3)

区設防火貯水槽(40t)設置箇所一覧[94箇所]

(平成25年7月現在)

No.	設置年度	設置施設	所在地	備考
1	47	戸山東公園	戸山1-19	40t
2	47	若葉公園	若葉3-4	40t
3	47	住吉公園	住吉町13	40t
4	48	つつじの里児童遊園	百人町2-17	40t
5	49	しんかいばし児童遊園	北新宿3-30	40t
6	48	新宿遊歩道公園	歌舞伎町1-1	40t
7				40t
8	48	葛ヶ谷公園	西落合2-1	40t
9	48	清水川橋公園	下落合1-1	40t
10	49	大東橋公園	北新宿4-32	40t
11	49	矢来公園	矢来町38	40t
12	50	早稲田公園	早稲田南町37	40t
13	51	宮田橋公園	高田馬場3-8	40t
14	52	市谷小学校	市谷山伏町1-3	100t
15	52	福祉部高田馬場分室	高田馬場1-17-20	40t
16	52	もとまち公園	南元町4	40t
17	52	榎町公園	東榎町11	40t
18	52	蜀江坂公園	北新宿2-3	40t
19	52	山伏公園	北山伏町1	40t
20	52	中落合公園	中落合1-5	40t
21	53	西坂公園	中落合2-7	40t
22	53	大京公園	大京町14	40t
23	53	よつや児童遊園	四谷2-8	40t
24	53	加賀公園	市谷加賀町2-4	40t
25	53	八幡公園	上落合1-7	40t
26	53	戸塚公園	高田馬場3-40	40t
27	53	東大久保児童遊園	新宿7-26	40t
28	54	新宿文化センター	新宿6-14-1	40t
29	54	原町公園	原町3-74	40t
30	54	抜弁天北公園	新宿7-3	40t
31	54	まつ川公園	高田馬場2-4	40t
32	54	なんど児童遊園	納戸町19	40t
33	54	大久保北公園	大久保2-28	40t
34	54	上落合西公園	上落合3-11	40t
35	54	下落合公園	下落合4-18	40t
36	54	新左門児童遊園	左門町19	40t
37	55	さくら児童遊園	水道町4	40t
38	55	やまぶき児童遊園	山吹町35	40t
39	55	中富久児童遊園	富久町22	40t
40	55	みなか児童遊園	上落合3-16	40t
41	55	十二社児童遊園	西新宿4-9	40t
42	55	花園西公園	新宿1-32	40t
43	55	新小川公園	新小川町3	40t
44	56	東大久保公園	新宿6-14	40t
45	56	中落合児童遊園	中落合2-16	40t

No.	設置年度	設置施設	所在地	備考
46	57	みょうが坂児童遊園	四谷4-23	40t
47	57	大久保三角公園	大久保3-9	40t
48	57	中町公園	中町5	40t
49	58	ひばり児童遊園	西落合3-17	40t
50	58	みつば児童遊園	中落合2-25	40t
51	58	荒木公園	荒木町10	40t
52	59	障害者福祉センター	戸山1-22-2	40t
53	60	南榎公園	南榎町57	40t
54	61	さつき児童遊園	北新宿1-13	40t
55	62	角筈公園	西新宿4-38	40t
56	62	納戸町公園	納戸町26	40t
57	62	新宿歴史博物館	三栄町22	40t
58	63	かすみ児童遊園	霞ヶ丘町32	40t
59	63	早稲田町備蓄倉庫	早稲田町68-5	40t、地中梁
60	元	北山伏特別養護老人ホーム	北山伏町2-12	40t
61	元	角筈地域センター	西新宿4-33-7	40t、地中梁
62	元	百二公園	百人町2-24	40t
63	元	神田上水公園	北新宿4-37	40t
64	元	高田馬場公園	高田馬場4-22	40t
65	2	藤兵衛公園	高田馬場3-21	40t
66	3	本塩町児童館	本塩町8	40t、地中梁
67	3	西新宿コーポラス	西新宿8-2-37	45t、地中梁、採水口併設
68	3	細工町高齢者在宅センター	細工町1-3	40t、地中梁
69	3	牛込笹筒地域センター	笹筒町15	40t、地中梁
70	4	若葉高齢者在宅S C	若葉3-6	45t、地中梁、採水口併設
71	4	小泉八雲記念公園	大久保1-7	40t
72	4	新宿コズミックスポーツセンター	大久保3-1-2	45t、地中梁、採水口併設
73	5	若宮公園	若宮町20	40t
74	5	西早稲田授産場	西早稲田2-16-1	40t、地中梁
75	6	大久保地域センター	大久保2-12-7	60t、地中梁、国都区共有
76				45t、採水口併設、国都区共有
77	6	高田馬場コーポラス	高田馬場3-42-1	40t
78	6	早稲田南町コーポラス	早稲田南町21	45t、地中梁、採水口併設
79	6	中落合コーポラス	中落合4-3-11	45t、地中梁、採水口併設
80	6	ファミリーユ北新宿	北新宿4-36-6	45t、地中梁、採水口併設
81	6	ファミリーユ矢来町	矢来町18-1	45t、地中梁、採水口併設
82	6	北新宿特別養護老人ホーム	北新宿3-27-6	50t、地中梁、採水口併設
83	6	下落合東公園	下落合3-5	40t
84	7	百人町三丁目ポケットパーク1	百人町3-6	40t
85	7	防災センター	市谷仲之町2-42	40t
86	7	若松地域センター	若松町12-6	40t
87	8	落合第一地域センター	下落合4-6-7	60t、地中梁、採水口併設
88	8	住吉町コーポラス	住吉町15-3	45t、地中梁、採水口併設
89	8	四谷地域センター	内藤町87	100t、地中梁
90	8	花園小学校	新宿1-22-1	100t
91	9	落合中学校	下落合2-24-6	40t、雨水抑制60t、多目的
92	13	西早稲田職員防災住宅	西早稲田2-17-23	40t
93	13	榎町地域センター	早稲田町85	100t
94	14	やよい児童遊園	中落合3-14	40t

2. 火災防止

(2-4)

区設小型防火貯水槽(5t)設置箇所一覧

小型防火貯水槽設置数
207 箇所

※ 多目的防火貯水槽(トイレ機能を兼ねるもの)

(平成25年7月現在)

1 四谷特別出張所管内(27箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	愛住公園	愛住町11	15	花園東公園	新宿1-25
2	あらしき児童遊園	荒木町11	16	花園西公園	新宿1-32
3	都営霞ヶ丘アパート	霞ヶ丘町5-1	17	新宿第二保育園	新宿5-3-13
4	都営霞ヶ丘アパート	霞ヶ丘町5-3	18	須賀公園	須賀町8
5	都営霞ヶ丘アパート	霞ヶ丘町5-4	19	法恩寺	須賀町13-1
6	都営霞ヶ丘アパート	霞ヶ丘町5-7	20	大京公園	大京町14
7	都営霞ヶ丘アパート	霞ヶ丘町5-9	21	もとまち公園	南元町4
8	都営霞ヶ丘アパート	霞ヶ丘町5-11	22	旧四谷第三小学校	本塩町2
9	榊箕児童遊園	坂町22	23	四谷中学校	四谷1-12
10	左門公園	左門町5	24	四谷中学校	四谷1-12
11	三栄公園	三栄町24	25	四谷ひろば	四谷4-20
12	信濃町児童遊園	信濃町20	26	若葉多目的環境防災広場	若葉2-5
13	都営花園町アパート	新宿1-15	27	若葉公園	若葉3-4
14	花園公園	新宿1-21			

2 笹笥町特別出張所管内(19箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	牛込第三中学校※	市谷加賀町1-3-1	11	若葉児童公園	納戸町45
2	加賀公園	市谷加賀町2-4	12	若葉児童公園	納戸町45
3	法正寺	岩戸町8	13	個人宅	払方町1
4	寺内公園	神楽坂5-43	14	明治生命払方寮	払方町9
5	個人宅	細工町1-12	15	東五軒公園	東五軒町3
6	白銀町多目的環境防災広場	白銀町1-7	16	東五軒町保育園	東五軒町5-24
7	白銀公園	白銀町3	17	大信寺	横寺町43
8	白銀公園	白銀町3	18	正定院(宝国寺)	横寺町40
9	中町児童館	中町25	19	若宮公園	若宮町20
10	個人宅	中町36			

3 榎町特別出張所管内(32箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	あかぎ児童遊園	赤城下町21	17	穴八幡	西早稲田2-1-11
2	仲之公園	市谷仲之町2	18	瑞光寺	原町2-34
3	牛込仲之小学校※	市谷仲之町4-33	19	常立寺	原町2-57
4	個人宅	市谷薬王寺町17-34	20	大竜寺	原町2-62
5	ランデン市谷	市谷薬王寺町20-7	21	原町公園	原町3-74
6	日東紡ユニオンプラザ	市谷薬王寺町30-2	22	N Tビル	原町3-87-4
7	トミンハイム薬王寺	市谷薬王寺町46	23	牛込弁天公園	弁天町84
8	トミンハイム薬王寺	市谷薬王寺町46	24	浄輪寺	弁天町95
9	宗圓寺	市谷柳町50	25	山吹町会神輿庫前	山吹町15
10	傳久寺	改代町9	26	やまぶき児童遊園	山吹町35
11	改代町会館前	改代町43	27	早稲田荘	早稲田鶴巻町107
12	牛込第二中学校	喜久井町20	28	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町140
13	池立神社境内	喜久井町20	29	元赤城神社境内	早稲田鶴巻町568
14	個人宅	築地町6	30	漱石公園	早稲田南町7
15	神楽坂ココハイツ駐車場	築地町10	31	早稲田南町児童遊園	早稲田南町16
16	個人宅	築地町21	32	早稲田公園	早稲田南町37

4 若松町特別出張所管内(22箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	台町すみれ公園	市谷台町15	13	戸山ハイツアパート16号棟東	戸山2-16
2	かわだ児童遊園	河田町3	14	戸山ハイツアパート21号棟	戸山2-21
3	東洋美術学校	富久町2-6	15	戸山ハイツアパート24号棟	戸山2-24
4	日本上下水道設計(株)	富久町6-6	16	戸山ハイツアパート26号棟	戸山2-26
5	富久さくら公園	富久町21-10	17	戸山ハイツアパート31号棟	戸山2-31
6	中富久児童遊園	富久町22	18	戸山ハイツアパート34号棟前公園	戸山2-34
7	国土交通省富久寮	富久町35-20	19	富久町児童遊園	余丁町4
8	戸山一丁目アパート	戸山1-6-15	20	都営若松町アパート	若松町1-2
9	戸山東公園	戸山1-19	21	わかまつ児童遊園	若松町27
10	戸山ハイツアパート6号棟	戸山2-6	22	旧若松町特別出張所	若松町28-27
11	戸山ハイツアパート8号棟	戸山2-8			
12	戸山ハイツアパート16号棟西	戸山2-16			

2. 火災防止

5 大久保特別出張所管内(21箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	大久保小学校	大久保1-1-21	12	大久保公園	歌舞伎町2-43
2	小泉八雲記念公園	大久保1-7	13	東大久保公園	新宿6-14
3	小泉八雲記念公園	大久保1-7	14	区民健康センター	新宿7-26-4
4	西大久保公園	大久保1-17	15	百人町作業宿泊所	百人町1-25-19
5	西大久保児童遊園	大久保2-8	16	百人町児童館	百人町2-18-21
6	大久保北公園	大久保2-28	17	百二公園	百人町2-24
7	中央図書館 ※	大久保3-1-1	18	百人町三丁目ポケットパーク18b	百人町3-5-15
8	中央図書館 ※	大久保3-1-1	19	個人宅駐車場	百人町3-10-11
9	都営西大久保アパート1号棟	大久保3-13	20	百人町三丁目ポケットパーク17	百人町3-11
10	都営西大久保アパート3号棟	大久保3-13	21	百人町三丁目ポケットパーク6	百人町3-13
11	トーア早稲田マンション	大久保3-14-3			

6 戸塚特別出張所管内(22箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	高田馬場第二児童遊園	高田馬場1-4	12	荒井山公園	西早稲田2-3
2	諏訪の森公園	高田馬場1-12	13	みずき児童遊園	西早稲田2-12
3	諏訪公園	高田馬場1-16	14	西早稲田多目的環境防災広場	西早稲田2-16-10
4	宮田橋公園	高田馬場3-8	15	友愛コーポ	西早稲田2-17-24
5	戸塚公園	高田馬場3-40	16	甘泉園公園	西早稲田3-5
6	小滝公園	高田馬場3-46	17	甘泉園公園	西早稲田3-5
7	高田馬場公園	高田馬場4-22	18	西早稲田リサイクル活動センター	西早稲田3-19-5
8	高田馬場駅西児童遊園	高田馬場4-28	19	西早稲田児童遊園	西早稲田3-20
9	個人宅	高田馬場4-29-6	20	西戸山公園野球場脇	百人町4-1
10	高田馬場第一児童遊園	高田馬場4-30	21	西戸山公園	百人町4-2
11	新宿NPO協働推進センター	高田馬場4-36-12	22	ひまわり児童遊園	百人町4-4

7 落合第一特別出張所管内(12箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	光徳寺	上落合1-23-4	7	下落合ことぶき館	下落合3-12-35
2	個人宅	上落合2-14-5	8	下落合公園	下落合4-18
3	上落合公園	上落合2-16	9	中落合公園	中落合1-5
4	日本外国語専門学校	下落合1-5-16	10	西坂公園	中落合2-7
5	下落合東公園	下落合3-5	11	中落合児童遊園	中落合2-16
6	新宿区下落合職員住宅	下落合3-9-5	12	やよい児童遊園	中落合3-14

8 落合第二特別出張所管内(31箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	個人宅	上落合2-16-23	17	個人宅	中落合4-19-2
2	上落合防災活動拠点	上落合2-26-4	18	個人宅	中落合4-20-7
3	上落合防災活動拠点	上落合2-26-4	19	個人宅	中落合4-21-5
4	上落合西公園	上落合3-11	20	個人宅	中落合4-23-22
5	みなか児童遊園	上落合3-16	21	柴田工務店	中落合4-25-9
6	第一ノーブルマンション 駐車場	上落合3-25-6	22	個人宅	西落合1-1-1
7	第二ノーブルマンション 駐車場	上落合3-25-11	23	あかね児童遊園	西落合1-31
8	個人宅	上落合3-33	24	日通西落合社宅	西落合2-7
9	落合公園	中井1-14	25	西落合公園	西落合2-19
10	中井東公園	中井2-4	26	西落合公園	西落合2-19
11	個人宅	中井2-18-2	27	つづみ児童遊園	西落合2-21
12	個人宅	中井2-20	28	ひばり児童遊園	西落合3-17
13	個人宅	中落合3-19-3	29	西落合北公園	西落合4-13
14	中落合西児童遊園	中落合3-26	30	西落合図書館※(9.5t)	西落合4-13-7
15	個人宅	中落合3-27-10	31	個人宅	西落合4-24-10
16	個人宅	中落合4-2-11			

9 柏木特別出張所管内(16箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	さつき児童遊園	北新宿1-13	9	北柏木公園	北新宿4-12
2	北新宿多目的環境防災広場	北新宿1-25-22	10	北新宿四丁目町会事務所	北新宿4-18-10
3	すえひろ児童遊園	北新宿2-9	11	北新宿四丁目町会事務所	北新宿4-18-10
4	柏木小学校	北新宿2-11-1	12	大東橋公園	北新宿4-32
5	個人宅	北新宿3-6-4	13	神田上水公園	北新宿4-37
6	淀橋第四小学校	北新宿3-17-1	14	常泉院	西新宿7-12-5
7	北新宿公園	北新宿3-20	15	柏木公園	西新宿7-14
8	北新宿第二児童館	北新宿3-20-2	16	なるこ児童遊園	西新宿8-15

10 角筈特別出張所管内(4箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	新宿養護学校	西新宿4-20-11	3	芸能花伝舎	西新宿6-12-30
2	淀橋会館	西新宿5-4-7	4	芸能花伝舎	西新宿6-12-30

11 区役所管内(1箇所)

No.	設置施設	所在地
1	歌舞伎町公園	歌舞伎町1-13

2. 火災防止

(2-5)

災害時用協定浅井戸一覧

出張所管内別設置数

(数字は箇所数・カッコ内数は小型ポンプ接続口設置井戸内数)

(平成25年8月現在)

四谷特別出張所	18(18)	大久保特別出張所	11(10)	柏木特別出張所	6(6)
簞笥町特別出張所	9(5)	戸塚特別出張所	5(4)	角筈特別出張所	2(1)
榎町特別出張所	18(15)	落合第一特別出張所	9(8)	区役所管内	0(0)
若松町特別出張所	3(2)	落合第二特別出張所	22(18)	11地域合計	95(88)

※「◎」は、小型ポンプ用採水口(40mm)のある井戸

[四谷地域]18基

所在地		所在地	
◎愛住町2	(個人宅)	◎大京町27-6	(個人宅)
◎愛住町15	(個人宅)	◎内藤町1-3	(個人宅)
◎坂町9	(個人宅)	◎内藤町1-7	(個人宅)
◎左門町8-2	(個人宅)	◎内藤町1-9	(個人宅)
◎新宿5-3-12	(個人宅)	◎内藤町1-10	(個人宅)
◎新宿5-8-13	(個人宅)	◎内藤町1-10	(個人宅) 上記とは別
◎新宿5-8-15	(エクセルシオール新宿)	◎若葉1-3-4	(個人宅)
◎須賀町2	(個人宅)	◎若葉1-6	(個人宅)
◎須賀町4	(個人宅)	◎若葉1-18-3	(個人宅)

[簞笥町地域]9基

所在地		所在地	
◎市谷船河原町9	(個人宅)	◎横寺町15	(個人宅)
岩戸町8	(法正寺)	◎若宮町18	(若宮八幡神社)
◎二十騎町1-28	(個人宅)	◎若宮町35	(個人宅)
払方町9	(個人宅)	袋町15	(光照寺)
矢来町147	(個人宅)		

[榎町地域] 18基

所在地	所在地
赤城元町1-10 (赤城神社)	◎原町2-57 (常立寺)
◎赤城下町14 (個人宅)	◎原町2-63 (常泉寺)
◎赤城下町17 (個人宅)	◎原町2-71 (個人宅)
◎赤城下町51 (個人宅)	◎弁天町66 (個人宅)
◎赤城下町81 (個人宅)	◎早稲田南町44-10 (個人宅)
◎市谷薬王寺町74-2 (個人宅)	◎山吹町303 (個人宅)
◎喜久井町20 (個人宅)	◎市ヶ谷薬王寺町74 (個人宅)
◎喜久井町62 (個人宅)	市ヶ谷柳町21 (個人宅)
◎原町1-42 (個人宅)	市ヶ谷柳町20 (個人宅)

[若松町地域] 3基

所在地	所在地
◎戸山1-12-11 (個人宅)	住吉町5-4 (個人宅)
◎若松町28-29 (個人宅)	

[大久保地域] 11基

所在地	所在地
◎大久保1-6-9 (個人宅)	◎新宿7-8-6 (個人宅)
◎大久保1-15-26 (個人宅)	◎百人町1-9-10 (個人宅)
新宿6-7-9 (個人宅)	◎百人町1-12-6 (個人宅)
◎新宿6-8-13 (個人宅)	◎百人町1-25-4 (日本電子専門学校)
◎新宿6-21-1 (西向天神)	◎百人町2-24-15 (個人宅)
◎新宿7-6-22 (個人宅)	

[戸塚地域] 5基

所在地	所在地
◎高田馬場1-11-12 (個人宅)	西早稲田2-16-14 (個人宅)
◎高田馬場3-24-8 (個人宅)	◎西早稲田3-17-3 (個人宅)
◎西早稲田1-1-12 (龍泉院)	

[落合第一地域] 9基

所在地	所在地
◎上落合1-4-3 (個人宅)	◎中井2-1-23 (個人宅)
◎上落合1-9-12 (個人宅)	◎中落合2-5-27 (個人宅)
◎上落合1-10-13 (個人宅)	◎中落合2-26-17 (個人宅)
◎上落合2-11-10 (個人宅)	中落合2-4-17 (個人宅)
◎下落合3-6-13 (個人宅)	

2. 火災防止

[落合第二地域]22基

所在地	所在地
◎上落合2-22-27 (個人宅)	◎中落合3-26-10 (個人宅)
下落合4-24-2 (個人宅)	◎中落合3-29-11 (個人宅)
◎中井1-9-9 (個人宅)	◎中落合4-2-5 (個人宅)
◎中井1-11-1 (個人宅)	◎中落合4-21-11 (個人宅)
◎中井2-11-18 (個人宅)	◎中落合4-22-4 (個人宅)
◎中井2-17-13 (個人宅)	◎西落合1-11-23 (自性院)
中井2-22-7 (個人宅)	◎西落合2-17-17 (御霊神社)
◎中落合3-16-11 (個人宅)	◎西落合3-17-14 (個人宅)
◎中落合3-21-14 (個人宅)	西落合3-23-16 (個人宅)
◎中落合3-21-19 (個人宅)	◎西落合4-14-23 (個人宅)
◎中落合3-22-6 (個人宅)	西落合4-14-16 (個人宅)

[柏木地域] 6基

所在地	所在地
◎北新宿2-4-13 (個人宅)	◎西新宿7-23-8 (個人宅)
◎西新宿7-19-2 (個人宅)	◎西新宿8-2-17 (個人宅)
◎西新宿7-21-18 (天理教中央大教会)	◎西新宿8-3-26 (個人宅)

[角筈地域] 2基

所在地	所在地
◎西新宿3-17-10 (個人宅)	西新宿4-27-7 (個人宅)

(2-6)

公衆浴場の揚水施設設置一覧

生活用水及び初期消火用の水利として、区内公衆浴場に既存する深井戸に揚水施設を設置している。

年度	名称	所在地	備考
8	世界湯	高田馬場3-8-31	雑用水
8	松の湯	上落合3-9-10	雑用水
9	第三玉の湯	自銀町1-4	雑用水
10	金成湯	中里町13	雑用水
11	弁天湯	余丁町5-1	
14	松の湯	西早稲田1-4-12	雑用水

(2-7)

ヘリサイン設置施設一覧[40 施設]

(平成25年7月現在)

No.	設置施設	所在地	標示名	標示場所
1	四谷小学校	四谷2-6	四谷小	プール更衣室屋上
2	花園小学校	新宿1-22-1	花園小	屋上
3	津久戸小学校	津久戸町2-2	津久戸小	屋上
4	市谷小学校	市谷山伏町1-3	市谷小	屋上
5	愛日小学校	北町26	愛日小	体育館屋根
6	牛込第一中学校	北山伏町4-1	牛込一中	東校舎屋上
7	牛込第三中学校	市谷加賀町1-3-1	牛込三中	屋上
8	早稲田小学校	早稲田南町25	早稲田小	南校舎屋上
9	牛込第二中学校	喜久井町20	牛込二中	新校舎 2階屋根
10	富久小学校	富久町7-24	富久小	屋上
11	余丁町小学校	若松町13-1	余丁小	屋上
12	大久保小学校	大久保1-1-21	大久保小	屋上
13	戸山小学校	百人町2-1-38	戸山小	体育館屋上
14	西戸山小学校	百人町4-2-1	西戸山小	屋上
15	新宿中学校	新宿6-15-22	新宿中	北棟 3階屋上
16	戸塚第一小学校	西早稲田3-10-12	戸塚一小	1号館屋上
17	西早稲田中学校	戸山3-20-2	西早稲田中	5階屋根
18	落合第一小学校	中落合2-13-27	落一小	屋上
19	落合第二小学校	上落合2-10-23	落二小	北校舎屋上
20	落合中学校	下落合2-24-6	落合中	屋上
21	落合第三小学校	西落合1-12-20	落三小	屋上
22	落合第五小学校	上落合3-1-6	落五小	屋上
23	淀橋第四小学校	北新宿3-17-1	淀四小	屋上
24	柏木小学校	北新宿2-11-1	柏木小	屋上
25	四谷ひろば	四谷4-20	四谷ひろば	屋上
26	成城学校	原町3-87	成城学校	屋上
27	東京富士大学	高田馬場3-8-1	東京富士大学	屋上
28	東京医科大学	新宿6-1-1	東京医科大	記念会館屋上
29	早稲田大学早稲田キャンパス	西早稲田1-6-1	早稲田大学	10号館屋上
30	早稲田大学戸山キャンパス	戸山1-24	早稲田大学	34号館屋上
31	新宿区役所	歌舞伎町1-4-1	新宿区役所	屋上
32	戸塚第二小学校	高田馬場1-25-21	戸塚二小	体育館屋上
33	落合第二中学校	西落合1-6-5	落二中	屋上
34	四谷第六小学校	大京町30	四六小	屋上
35	四谷中学校	四谷1-12	四谷中	屋上
36	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町140	鶴巻小	屋上
37	天神小学校	新宿6-14-2	天神小	屋上
38	落合第四小学校	下落合2-9-34	落四小	屋上
39	西新宿小学校	西新宿4-35-5	西新宿小	屋上
40	東戸山小学校	戸山2-34-2	東戸山小	屋上

3 防災行政無線

(3-1)

新宿区デジタル移動系防災無線局設置等に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時に相互に緊密な連絡を図るため、新宿区デジタル移動系防災無線局の設置及び管理運用等に関して次のとおり協定を締結する。

（無線局の設置）

第1条 甲は、乙の施設内に無線局を設置する。

（無線設備の経費負担）

第2条 無線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所等の無償使用）

第3条 乙は、無線設備を設置するために必要な設置場所等を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所等の変更等）

第4条 乙は、自己の都合により、無線設備の設置場所等を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ、協議するものとする。

2 甲が、自己の都合により乙の無線設備の設置場所等を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し、乙と協議のうえ、新たなる設置場所等を確保するものとする。

3 前二項により設置場所等を変更しようとするために必要な費用については、甲の負担とする。

4 甲、乙どちらかの都合により、撤去が必要となった場合は、協議のうえ、撤去を行うものとする。撤去の費用については甲の負担とする。

（設置機器）

第5条 無線局の無線設備は、次のとおりとする。

(1) 半固定型無線機（260MHz帯・〇W）一式

(2) 空中線設備一式

(3) 配管配線一式

2 設置に係る費用は甲の負担とする。

（無線局管理者）

第6条 乙の施設内に設置された無線局に無線局管理者を置く。

2 無線局管理者は、乙の〇〇〇をもって充てる。

（光熱水費等の負担）

第7条 乙の施設内に設置された無線設備の運用に要する電力及びその他消耗品は、乙の負担とする。

（定期点検等）

第8条 甲は、無線設備を常に確実かつ安全に作動させるために、定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

3. 防災行政無線

3 無線設備の点検及び修理等に要する費用は、甲の負担とする。

(通信の原則)

第9条 通信は、原則として新宿区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務に関するものでなければならない。

(管理及び運用)

第10条 乙は、甲の設置した無線設備を常に良好な状態で管理・運用するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年 月 日までとする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲と乙とのいずれからもなんら申出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義の決定等)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長

乙 ○ ○ ○

(3-2)

防災無線番号表

(平成25年9月現在)

設置箇所		無線電話番号	備考	
新宿区役所	災害対策本部	102～109		
		801～818	携帯機	
		危機管理課	110	
		みどり土木部（道路課）	121	
		健康部（健康推進課）	819	携帯機
	新宿区防災センター	111～115		
		821・822	携帯機	
	危機管理課防災連絡車	区長車	701	車載型
		副区長車	702	車載型
		教育長車	703	車載型
		議長車	704	車載型
		705	車載型	
特別出張所	四谷特別出張所	201		
		829・830	携帯機	
	笹笥町特別出張所	202		
		831・832	携帯機	
	榎町特別出張所	203		
		833・834	携帯機	
	若松町特別出張所	204		
		835・836	携帯機	
	大久保特別出張所	205		
		837・838	携帯機	
	戸塚特別出張所	206		
		839・840	携帯機	
	落合第一特別出張所	207		
		841・842	携帯機	
落合第二特別出張所	208			
	843・844	携帯機		
柏木特別出張所	209			
	845・846	携帯機		
角筈特別出張所	210			
	847・848	携帯機		
区施設	地域文化部（地域調整課）	820	携帯機	
	健康部（保健予防課）	823	携帯機	
	東部工事事務所	530		
	西部工事事務所	531		
	新宿中央公園事務所	532		
	新宿清掃事務所	533		
	牛込保健センター	534		
	四谷保健センター	535		
	西新宿保健センター	536		
	落合保健センター	537		
	区民健康センター	538		
	高田馬場福祉作業所	541		
	障害者福祉センター（新宿福祉作業所）	542		
	レガス新宿	543		
	四谷ひろば（旧四谷第四小学校）	544		
あゆみの家	545			

3. 防災行政無線

	設置箇所	無線電話番号	備考
区立小学校	津久戸小学校	4 0 1	
	江戸川小学校	4 0 2	
	市谷小学校	4 0 3	
	愛日小学校	4 0 4	
	早稲田小学校	4 0 5	
	鶴巻小学校	4 0 6	
	牛込仲之小学校	4 0 7	
	富久小学校	4 0 8	
	余丁町小学校	4 0 9	
	東戸山小学校	4 1 0	
	四谷小学校	4 1 1	
	四谷第六小学校	4 1 2	
	花園小学校	4 1 3	
	大久保小学校	4 1 4	
	天神小学校	4 1 5	
	戸山小学校	4 1 6	
	戸塚第一小学校	4 1 7	
	戸塚第二小学校	4 1 8	
	戸塚第三小学校	4 1 9	
	落合第一小学校	4 2 0	
	落合第二小学校	4 2 1	
	落合第三小学校	4 2 2	
	落合第四小学校	4 2 3	
	落合第五小学校	4 2 4	
落合第六小学校	4 2 5		
淀橋第四小学校	4 2 6		
柏木小学校	4 2 7		
西新宿小学校	4 2 8		
西戸山小学校	4 2 9		
区立中学校	牛込第一中学校	4 3 0	
	牛込第二中学校	4 3 1	
	牛込第三中学校	4 3 2	
	四谷中学校	4 3 3	
	西早稲田中学校	4 3 4	
	落合中学校	4 3 5	
	落合第二中学校	4 3 6	
	西新宿中学校	4 3 7	
	新宿中学校	4 3 9	
	新宿西戸山中学校	4 4 0	
	新宿養護学校	5 4 0	
都立・私立学校等	都立新宿高校	4 4 2	
	都立新宿山吹高校	4 4 4	
	都立戸山高校	4 4 6	
	成城中・高等学校	4 4 7	
	学習院女子中高等科	4 4 8	
	東京医科大学	4 4 9	
	東京富士大学	4 5 0	
	早稲田大学戸山キャンパス	4 5 1	
	早稲田大学理工学部	4 5 2	
	早稲田大学早稲田キャンパス	4 5 3	
新宿NPO協働推進センター	4 4 1		

	設置箇所	無線電話番号	備考
ことぶき館・児童館・子ども家庭支援センター・シニア活動館・地域交流館	新宿ここ・から広場（子ども総合センター）	4 3 8	
	本塩町児童館・ことぶき館	5 0 1	
	信濃町子ども家庭支援センター	5 0 2	
	東五軒町児童館・地域交流館	5 0 3	
	北山伏児童館・ことぶき館	5 0 4	
	中町児童館・地域交流館	5 0 5	
	薬王寺児童館・ことぶき館	5 0 6	
	早稲田南町児童館・地域交流館	5 0 7	
	富久町児童館	5 0 8	
	戸山シニア活動館	5 0 9	
	大久保ことぶき館	5 1 0	
	百人町児童館・地域交流館	5 1 1	
	高田馬場シニア活動館	5 1 2	
	高田馬場第二児童館・ことぶき館	5 1 3	
	中落合子ども家庭支援センター	5 1 4	
	上落合児童館・地域交流館	5 1 5	
	西落合児童館	5 1 6	
	北新宿第一児童館・北新宿地域交流館	5 1 7	
	北新宿第二児童館・ことぶき館	5 1 8	
	中井児童館	5 1 9	
榎町子ども家庭支援センター	5 2 0		
新宿地域交流館	5 2 1		
山吹町地域交流館	5 2 2		
下落合地域交流館	5 2 3		
清風園	5 2 4		
西早稲田地域交流館	5 2 5		
西新宿シニア活動館	5 2 6		
警察・消防	警視庁第四方面本部	3 0 8	
	牛込警察署	3 0 1	
	新宿警察署	3 0 2	
	戸塚警察署	3 0 3	
	四谷警察署	3 0 4	
	東京消防庁第四消防方面本部	3 0 9	
	四谷消防署	3 0 5	
	牛込消防署 新宿消防署	3 0 6 3 0 7	
ライフライン等	東日本旅客鉄道(株) 新宿駅	6 0 1	
	西武鉄道(株) 西武新宿駅	6 0 5	
	小田急電鉄(株) 新宿駅	6 0 6	
	京王電鉄(株) 新宿駅	8 4 9	携帯機
	東京地下鉄(株) 高田馬場駅	8 5 0	携帯機
	N T T東日本ー東京 サービス運営部	6 0 2	
	東京電力(株) 新宿支社	6 0 3	
	東京ガス(株) 中央ガスライト 2 4	6 0 4	
	新宿区医師会事務局	5 4 6	
		8 2 4・8 2 5	携帯機
	新宿区歯科医師会事務局 新宿区四谷牛込歯科医師会事務局	8 2 6 8 2 7	携帯機 携帯機

3. 防災行政無線

(3-3)

同報系(屋外拡声子局)設置一覧

(平成25年9月末現在)

四谷特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
男女共同参画推進センター	荒木町16	区施設
かずみ児童遊園	霞ヶ丘町16	公園・児童遊園
旧四谷第二中学校(小倉学園)	左門町5	その他
信濃町子ども家庭支援センター	信濃町20	区施設
東京電力(株) 新宿支社	新宿5-4-9	民間施設
須賀公園	須賀町8	公園・児童遊園
大京公園	大京町14	公園・児童遊園
四谷第六小学校	大京町30	小中学校
四谷特別出張所	内藤町87	区施設
旧四谷第三小学校	本塩町2	区施設
南元町区道	南元町24	区道
四谷中学校	四谷1-12	小中学校
四谷消防署	四谷3-10	消防署
旧四谷第四小学校(四谷ひろば)	四谷4-20	区施設
若葉高齢者在宅サービスセンター	若葉3-6	区施設
内藤町自転車保管所(御苑前)	内藤町11	区施設

箆筒町特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
牛込第三中学校	市谷加賀町1-3-1	小中学校
加賀公園	市谷加賀町2-4	公園・児童遊園
都営長延寺団地	市谷長延寺町	都営アパート
牛込第一中学校	北山伏町4-1	小中学校
白銀公園	白銀町3	公園・児童遊園
津久戸小学校	津久戸町2-2	小中学校
中町児童館・地域交流館	中町25	区施設
東五軒町保育園	東五軒町5-24	区施設
若宮公園	若宮町20	公園・児童遊園
矢来公園	矢来町38	公園・児童遊園
箆筒町特別出張所	箆筒町15	区施設

榎町特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
あかぎ児童遊園	赤城下町21	公園・児童遊園
牛込仲之小学校	市谷仲之町4-33	小中学校
牛込第二中学校	喜久井町20	小中学校
江戸川小学校	水道町1-28	小中学校
牛込保健センター	弁天町50	区施設
藤和江戸川橋ビル	山吹町347	民間施設
鶴巻小学校	早稲田鶴巻町140	小中学校
佐藤商店前区道	早稲田鶴巻町362	区道
榎町特別出張所	早稲田町85	区施設

若松町特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
住吉町生涯学習館	住吉町13-3	区施設
都営富久アパート1号	富久町22-24	都営アパート
障害者福祉センター	戸山1-22-2	区施設
戸山シニア活動館	戸山2-27-2	区施設
都営戸山ハイツ10号棟	戸山2-10	都営アパート
都営戸山ハイツ34号棟	戸山2-34	都営アパート
余丁東児童遊園	余丁町12	公園・児童遊園
余丁町小学校	若松町13-1	小中学校
オーシャンプラザ	若松町29-7	民間施設
富久さくら公園	富久町21	公園・児童施設
新宿ここから広場	新宿7-3-29	区施設

大久保特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
西大久保公園	大久保1-17	公園・児童遊園
大久保特別出張所	大久保2-12-7	区施設
中央図書館	大久保3-1-1	図書館 ※簡易子局
新宿スポーツセンター	大久保3-5-1	区施設
新宿中学校	新宿6-15-22	小中学校
区民健康センター	新宿7-26-4	区施設
旧ビジネスホテルつばくろ	百人町1-15-33	民間施設
戸山小学校	百人町2-1-38	小中学校
百人町児童館・地域交流館	百人町2-18-21	区施設
百人町ふれあい公園	百人町3-28	公園・児童遊園

戸塚特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
諏訪公園	高田馬場1-16	公園・児童遊園
高田馬場駅西児童遊園	高田馬場4-28	公園・児童遊園
西早稲田中学校	戸山3-20-2	小中学校
都営早稲田アパート	西早稲田1-9	都営アパート
荒井山公園	西早稲田2-3	公園・児童遊園
旧西早稲田高齢者作業所	西早稲田2-16-1	区施設
戸塚第一小学校	西早稲田3-10-12	小中学校
西戸山生涯学習館	百人町4-7-1	区施設
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	区施設
新宿西戸山中学校	百人町4-3-1	小中学校
戸塚公園	高田馬場3-40	公園・児童遊園

落合第一特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
落合第二小学校	上落合2-10-23	小中学校
エステー化学工業前区道	下落合1-4-10	区道
下落合地域交流館	下落合3-12-33	区施設
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	区施設
中井東公園	中井2-3	公園・児童遊園
落合橋脇区道	中落合1-1	区道
落合第一小学校	中落合2-13-27	小中学校
やよい児童遊園	中落合3-14	公園・児童遊園
落合中学校	下落合2-24-6	小中学校

落合第二特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
上落合西公園	上落合3-11	公園・児童遊園
おちごなかい子ども園乳児園舎	中井1-8-12	区施設
落合第二特別出張所	中落合4-13-7	区施設
あおぎり児童遊園	西落合1-2	公園・児童遊園
西落合東公園	西落合1-23	公園・児童遊園
葛ヶ谷公園	西落合2-1	公園・児童遊園
西落合公園歩道橋脇	西落合2-19	公園・児童遊園
落合第六小学校	西落合4-11-21	小中学校
落合公園	中井1-14	公園・児童遊園

柏木特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
城北信用金庫	北新宿1-8-18	民間施設
北新宿多目的環境防災広場	北新宿1-25-22	区施設
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	区施設
淀橋第四小学校	北新宿3-17-1	小中学校
北新宿第二児童館	北新宿3-20-2	区施設
北柏木公園	北新宿4-12	公園・児童遊園
大東橋公園	北新宿4-32	公園・児童遊園
西新宿中学校	西新宿8-2-44	小中学校

3. 防災行政無線

角筈特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
新宿中央公園	西新宿2-11	公園・児童遊園
西新宿シニア活動館	西新宿4-8-35	区施設
はごろも児童遊園	西新宿5-18	公園・児童遊園
旧淀橋第三小学校(芸能花伝舎)	西新宿6-12-30	その他
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	区施設
エステック広場(工学院大学)	西新宿1-24	民間施設

区役所管内

設置場所	所在地	区分
新宿区役所	歌舞伎町1-4-1	区施設
新宿東口駅前	新宿3-38-1	区道

4 災害医療

(4-1)

災害時の医療救護活動についての協定書

新宿区を「甲」とし、社団法人新宿区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき、医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護班活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医師 若干名
- (2) 看護婦 若干名
- (3) その他補助事務 若干名

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第9条 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

4. 災害医療

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ、担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する新宿区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和51年11月18日

甲 新宿区長 山本 克忠

乙 社団法人
新宿区医師会長 大野 憲吉

(4-2)

新宿区災害医療運営連絡会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害時の医療救護活動の円滑な運営態勢の確立を図るため、「災害時の医療救護活動についての協定書（昭和51年11月18日協定）第13条に基づき、新宿区災害医療運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における医療救護活動の運営に関すること。
- (2) 災害時における関係各機関との情報連絡及び調整方法に関すること。
- (3) 傷病者等の搬送に関すること。
- (4) 災害医療訓練に関すること。
- (5) 医薬品等の備蓄に関すること。
- (6) 後方医療施設の指定に関すること。
- (7) その他運営連絡会が必要と認めること。

(構 成)

第3条 運営連絡会は、会長及び委員をもって構成し、会長は副区長があたり、委員は次に掲げる者を充てる。

新宿区医師会	会長、副会長(1)、理事(1)	3人
新宿区歯科医師会	会長	1人
四谷牛込歯科医師会	会長	1人
新宿区薬剤師会	会長	1人
東京都柔道接骨師会新宿支部	支部長	1人
区内病院関係者		3人
警察署	区内警察署長	4人
消防署	区内消防署長	3人
新宿区	区長室長、健康部長、新宿区保健所長	3人

2 会長は必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会 議)

第4条 会長は、必要に応じて運営連絡会を招集し会議を主宰する。

(幹事会)

第5条 運営連絡会に附属して幹事会を置く。

2 幹事会は、委員の意見を聴いて会長が指名する幹事をもって構成し、運営連絡会の会議事項を整理する。

(代 理)

第6条 会長、委員及び幹事は、代理者を出席させることができる。

(検討会)

第7条 会長は必要があると認めるときは、別に検討会を設置することができる。

(事務局)

第8条 運営連絡会及び幹事会の事務局は、区長室危機管理課に置く。

(補 則)

4. 災害医療

第9条 本要綱に定めるもののほか運営連絡会の運営に関し必要な事項は、運営連絡会で定める。

附 則

この要綱は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

(4-3)

新宿区災害医療検討会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、新宿区災害医療運営連絡会設置要綱(昭和52年12月1日設置)第7条に基づいて設置される新宿区災害医療検討会(以下「検討会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害医療救護活動及び医療救護所運営のしくみづくりに関すること
- (2) その他新宿区災害医療運営連絡会が必要と認める事項

(組 織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は互選により決定する。
- 3 委員は、別表のとおりとする。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会 議)

第4条 会長は、必要に応じて、検討会を招集し会議を主宰する。

(庶 務)

第5条 検討会の庶務は、区長室危機管理課において処理する。

(補 足)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成23年5月2日 23新区危危第154号)

この要領は、決定の日から施行する。

別表（第3条関係）

構 成 員	
区医師会	1名
区内歯科医師会	2名
区薬剤師会	1名
区柔道接骨師会	1名
区内災害拠点病院及び救急告示病院関係者	
慶応義塾大学病院	1名
林外科医院	1名
東京厚生年金病院	1名
柳町病院	1名
国立国際医療研究センター病院	1名
東京女子医科大学病院	1名
春山外科病院	1名
社会保険中央総合病院	1名
(財)東京都保健医療公社大久保病院	1名
聖母病院	1名
目白病院	1名
東京医科大学病院	1名
区内警察署	各1名
区内消防署	各1名
東京都	1名

(4-4)

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

新宿区を「甲」とし、社団法人東京都歯科医師会牛込支部、社団法人東京都歯科医師会四谷支部及び社団法人新宿区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 若干名
- (2) 歯科衛生士 若干名
- (3) その他補助事務 若干名

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

4. 災害医療

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成・派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)にかかる経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する新宿区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月31日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区
代表者 東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区袋町10番地
社団法人東京都歯科医師会牛込支部
東京都新宿区新宿二丁目18番5号
社団法人東京都歯科医師会四谷支部
東京都新宿区大久保一丁目2番18号
社団法人新宿区歯科医師会

代表者 社団法人東京都歯科医師会
四谷支部長 池田 作

(4-5)

災害時の救護活動についての協定書

新宿区を「甲」とし、新宿区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、現地の救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者申、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成・派遣に伴うもの
 - ア 薬剤師班の編成・派遣に要する経費
 - イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)にかかる経費

4. 災害医療

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する新宿区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月31日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区
代表者 東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区西新宿一丁目2番9号
新宿区薬剤師会
代表者 会長 木原 芳男

(4-6)

災害時の応急救護活動についての協定書

新宿区を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会新宿支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法「昭和45年法律第19号」に規定された業務の範囲）の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年東京都新宿区条例第12号）の例による。

(合同訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急計画を策定するに当たっては、社団法人新宿区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第7条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する新宿区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月31日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区
代表者 東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区中落合4丁目28番8号
社団法人東京都柔道接骨師会新宿支部
代表者 支部長 宇佐美 進三

4. 災害医療

(4-7)

区内災害拠点病院及び救急告示病院

(診療科目：平成24年6月1日現在) (救急医療機関：平成25年8月1日現在)

No.	施設名	所在地	電話	診療科目	病床数
1	<u>慶應義塾大学病院</u>	信濃町35	3353-1211	内、呼内、循内、消内、神内、腎内代内、血内、小外、老内、漢内、感内、腫内、外、消外、乳外、小外、心、呼外、脳、鏡外、移外、腫外、麻、整、形、小、産、婦、眼、皮、泌、耳、頭外、精、放治、放診、歯外、リハ、救、病、臨	1,059
2	林外科病院	大京町27	3357-3161	外、整、こ、泌、消外、内、呼内、神内、リハ、心、乳外、鏡外	67
3	東京厚生年金病院	津久戸町5-1	3269-8111	内、小、外、整、形、脳、眼、耳、皮、泌、歯、放、麻、歯外、産婦、精、リハ、リハ、消内、循内、呼内、腎内、糖内、内、血内、緩内、病、救	520
4	柳町病院	市谷柳町25	3268-3521	内、小、外、整、皮、リハ	39
5	<u>国立国際医療研究センター病院</u>	戸山町1-21-1	3202-7181	内、呼、循、消、神内、ア、リハ、外、呼外、心、小外、整、脳、形、精、小、皮、泌、産、婦、眼、耳、リハ、放、歯、歯外、麻、気管食道	801
6	<u>東京女子医科大学病院</u>	河田町8-1	3353-8111	内、呼内、循内、消内、血内、内内、腎内、神内、人内、疹内、外、呼外、心、消外、小外、整、脳、形、精、小、皮、泌、産、婦、眼、耳、リハ、放、放治、病、救、新、歯、麻、内外、腎外、腎小、循小、糖代内、糖眼	1,423
7	春山外科病院	百人町1-24-5	3363-1661	外、整、脳、麻、形、消、リハ	60
8	<u>社会保険中央総合病院</u>	百人町3-22-1	3364-0251	内、呼、循、消、小、整、形、脳、心、眼、耳、皮、泌、こ、歯、リハ、産婦、神、外、放、麻	418
9	<u>東京都保健医療公社大久保病院</u>	歌舞伎町2-44-1	5273-7711	内、外、整、脳、婦、眼、耳、皮、泌、放、リハ、麻、歯外、精	304
10	聖母病院	中落合2-5-1	3951-1111	内、外、整、脳、婦、眼、耳、皮、泌、放、麻、産婦、乳外	154
11	目白病院	下落合3-22-23	3953-9909	内、外、整、脳、放、麻	100
12	<u>東京医科大学病院</u>	西新宿6-7-1	3342-6111	内、血内、呼内、循内、糖内内、リハ、神内、消内、腎内、老内、臨、精、小、外、呼外、心外、消外、小外、乳外、眼、脳、耳、整、形、麻、皮、歯外、産、婦、泌、放、放診、放治、リハ、救、矯正歯科	1,015

※ 下線がついているのは、災害拠点病院

《診療科目（施設により、呼称が異なることがある。）》ア：アレルギー科 胃：胃腸科 眼：眼科 感内：感染症内科 漢内：漢方内科 緩内：緩和ケア内科 救：救急科 矯正：矯正歯科 形：形成外科 外：外科 血外：血管外科 血内：血液内科 こ：肛門科 呼：呼吸器 呼外：呼吸器外科 呼内：呼吸器内科 産婦：産婦人科 産：産科 歯：歯科 歯外：歯科口腔外科 耳：耳鼻咽喉科 腫内：腫瘍内科 腫外：腫瘍外科 循：循環器科 循内：循環器内科 循小：循環器小児科 消：消化器 消内：消化器内科 消外：消化器外科 小：小児科 新：小児科（新生児） 小外：小児外科 小歯：小児歯科 神：神経科 神内：神経内科 人内：人工透析内科 新内：新生児内科 心外：心臓外科 心：心臓血管外科 腎内：腎臓内科 腎内代内：腎臓内分泌代謝内科 腎外：腎臓外科 腎小：腎臓小児科 心内：心療内科 頭外：頭蓋部外科 整：整形外科 精：精神科 頭頸外：頭頸部外科 疹内：疼痛緩和内科 糖内：糖尿病内科 糖内内：糖尿病内分泌内科 糖代内：糖尿病代謝内科 糖眼：糖尿病眼科 内：内科 鏡外：内視鏡外科 鏡内：内視鏡内科 内外：内分泌外科 内代内：内分泌代謝内科 内内：内分泌内科 乳外：乳腺外科 脳：脳神経外科 泌：泌尿器科 皮：皮膚科 病：病理診断科 婦：婦人科 ペ内：ペインクリニック内科 放：放射線科 放診：放射線診断科 放治：放射線治療科 リハ：リハビリテーション科 麻：麻酔科 リハ：リハビリ科 臨：臨床検査科 老内：老年内科 移外：移植外科

(4-8)

災害時医療資材セット(医師用)内訳

(平成25年9月現在)

1. 蘇生セット 箱色【緑】

No.	品名	規格	単位	数量		
1	診断用具	喉頭鏡	アルカリ単2電池付 柄付 大・中・小・極小 各1	組	2	
2		携帯用血圧計	メーター式(ケース入り)	個	2	
3		聴診器	リットマン型(ケース入り)	個	2	
4	吸引用具	手動式人工蘇生器	レサシフオールディング	組	2	
5		アンブレスキューマスク	アンブレスキューマスク (ケース入り)	個	2	
6		足踏式吸引器	アンビュー	個	2	
7		吸引カテーテル	Fr10・18 各2本	本	4	
8		吸引カテーテル用接続部	プラスチック端部3mm・5mm 各2本	個	4	
9	気管内挿管用具	気管内チューブ	カフ付 チューブコネクター付 No.5・6 各1 No.7・8 各2	個	6	
10		スタイレット	大・小 (各2)	本	4	
11		開口器	エスマルヒ エボナイト製	個	2	
12		舌鉗子	コラン・ステンレス	本	1	
13		舌圧子	消毒容器 5枚入 板状	組	1	
14		鼻鏡	ハルトマン氏・中	本	1	
15		バイトブロック	大・小 (各1)	個	2	
16		鼻用エアウェイ	外径6・7・8・9mm (各1本) ポーテックス	本	4	
17	気管切開用具	気管切開カニューレ	カフ付 No.7・7.5・8・9 (各1本) ポーテックス	個	4	
18		気管切開セット	止血鉗子 コッヘル氏・ステンレス・14cm	2本	組	2
			単鋭鉤 17cm・ステンレス	2組		
			ピンセット 有鉤・13cm・ステンレス	2本		
			反剪刀 14cm	1本		
			扁平鉤 170×5×17mm・ステンレス	1組		
			メス 尖刃・No.11	3本		
			持針器 マッチウー・16cm	1本		
			糸付縫合針 シルクブレード	1打		
			ケース(トレー付) 24×18×4cm	1個		
19	医薬品衛生材料	キシロカインゼリー	チューブ入 30ml	個	1	
20		マキロン	ポリ容器入 75ml	個	1	
21		ヒビテン液	5% 500ml	本	1	
22		滅菌ガーゼ	ディスポ 尺角 5枚パック入	包	30	
23		絆創膏	1.3cm 5cm 各5 (紙絆)	個	10	
24		包帯	4裂 反巻	本	2	
25		手術用手袋	No.6.5・7・7.5 各2双	双	6	
26	止血鉗子	ペアン氏 14cm SS	本	2		
27	ピンセット	無鉤 23cm SS	本	2		
28	雑剪刀	24cm SS	本	1		
29	懐中電灯	アルカリ単1電池2個型 電池別包装	本	2		
30	バルーンカテーテル	(シリコン) Fr8・18・20 各2本	本	6		
31	ネラトンカテーテル	Fr4・6・8 各2本 ディスポ	本	6		
32	チーマンカテーテル	Fr12・14 各1本 スタイレット付	本	2		
33	カフポンプ	30ml シリンジ	本	2		
34	人工蘇生器	モニタータデマンド JM-Ⅲ型 (箱外収納)	個	1		
35	酸素ポンプ	1,500l 箱外収納	個	1		
36	救急箱	63×43×22cm アルミ	箱	1		

4. 災害医療

2. 創傷セット 箱色【青】

No.	品名	規格	単位	数量	
1	縫合止血セット(ケース入)	止血鉗子 コッヘル氏 14cm SS	4本	組 5	
		止血鉗子 ペアン氏 14cm SS	4本		
		持針器 マッチュー 16cm SS	1本		
		ピンセット 有鉤 13cm SS	2本		
		ピンセット 無鉤 13cm SS	2本		
		直剪刀 14cm SS	1本		
		反剪刀 14cm SS	1本		
		消息子	1本		
		メス 円刀 No.10 尖刀 No.11 各2	4本		
		縫合針(角針バネ孔各1)強・弱弯 1・3・5号 各1袋	6袋		
		縫合針 丸針腸用 1・2・3号 各1袋	3袋		
		縫合針 シルクブレード No.3・4・6号 各1	3袋		
		扁平鉤 10mm×25mm×210mm	1組		
		シリコンチューブ 径 3mm	1本		
		円のみ鉗子直18cm 曲18cm 各1本	2本		
		ケース(トレイ) 24cm×18cm×4cm SS	1個		
2	医療用具 医薬品 セット外	止血帯	アメゴム製 エスマルヒ	本	2
3		雑剪刀	24cm SS	本	1
4		手術用手袋	No.7・7.5 各5双	双	10
5		殺菌消毒剤	5% 500ml	本	1
6		局所麻酔剤	カルボカイン注射用1% 10ml 10A	箱	2
7		止血用セラチンホ ソジ	10×7cm 5枚入	箱	2
8	注射器	デイスポ 5ml 針 22G付き	本	5	
9		デイスポ10ml 針 22G付き	本	10	
10	衛生材料	滅菌ガーゼ	尺角 5枚パック入	包	60
11		三角巾	105×105×150cm	枚	20
12		網包帯	プレスネット 大・中・小(4・3・2号) 各1箱	箱	3
13		弾性包帯	巾7.5m・10×4.5m 6個入 各1箱	箱	2
14		絆創膏	1/2インチ 24個入(紙絆)	箱	1
15		救急絆	フリーサイズ 55mm×2.5m 2枚入り	箱	1
16		油紙	265mm×385mm 100枚入	箱	2
17	タオル	白色(無地)	枚	5	
18	手術衣セット	不織布製(マスク・帽子・衣 3種組)	組	5	
19	救急箱	7点ケース	箱	1	

3. 熱傷セット 箱色【赤】

No.	品名	規格	単位	数量	
1	衛生材料	滅菌ガーゼ	尺角 5枚パック入	包	18
2		タオル	白色 (無地)	枚	5
3		シーツ	白色 (無地)	枚	5
4		網包帯	プレスネット 大・中・小 4・3・2号 1箱	箱	3
5		三角巾	105×105×150cm	枚	20
6		包帯	3裂 反巻	本	5
7		絆創膏	1/2インチ 24個入 (紙絆)	箱	1
8		手術用手袋	No.7・7.5 各10双	双	20
9	医療用具	ピンセット	無鈎 18cm SS	本	5
10		軟膏ベラ	プラスチック	本	2
11		雑剪刀	24cm SS	本	2
12	医薬品	軟膏基剤	500 g	個	2
13		殺菌消毒剤	5% 500ml	本	1
14		創面被覆剤	10×10cm・10枚	枚	5
15		生理食塩水	500ml ポリ容器入り 開栓式	本	2
16	救急箱	7点ケース	箱	1	

4. 骨折セット1・2号 (1号・2号同一内容) 箱色【黄】

No.	品名	規格	単位	数量	
1	固定具	陰圧式固定具	四肢用(大・小) 脊椎用 各1 3個組	組	2
2		ポンプ	陰圧マジックギブス用	本	2
3	救急箱	63×43×22cm アルミ	箱	2	

骨折セット3号 箱色【黄】

No.	品名	規格	単位	数量	
1	固定具・衛生材料・器具	針金副子	スポンジ付 大・中 各2	本	4
2		アルミ副子	2・8・10号 各2箱	箱	6
3		胸部固定帯	大・小 各2	箱	4
4		弾性包帯	巾 5cm 7.5cm 長さ 4.5cm 各2	箱	4
5		弾性包帯	巾 10cm 17.5cm 長さ 4.5cm 各1	箱	2
6		包帯	反巻 6裂6本 4裂6本	本	12
7		三角巾	105×105×150cm	枚	20
8		絆創膏	1/2インチ (布絆) 24入	箱	1
9		絆創膏	2インチ (布絆) 6入	箱	1
10		チューブ状包帯	5cm×60cm・10個	箱	1
11		チューブ状包帯	7.5cm×90cm・10個	箱	1
12		雑剪刀	24cm SS	本	1
13		金切ハサミ	アルフェンス等切断用	本	1
14		救急箱	63×43×22cm アルミ	箱	1

4. 災害医療

5. 輸血・輸液セット1・2号 (1号・2号同一内容) 箱色【黒】

No.	品名	規格	単位	数量	
1	輸血セット	プラスチック型びん針、タコ管、静脈針、エア針	個	10	
2	輸液セット	中間チューブ付プラスチック型びん針、タコ管、静脈針、エア針	個	10	
3	定量(小児用)輸液セット	プラスチック型びん針、タコ管、静脈針、エア針	個	7	
4	静脈留置針	ディスポ #18	個	5	
5	翼状針	ディスポ #18、#21、#23 各5個	個	15	
6	絆創膏	1/2インチ×12、2インチ×3(15個1組 紙絆)	組	1	
7	アメゴム	径6mm 長さ50cm	本	3	
8	医療器具	静脈切開セット	止血鉗子 コッヘル氏 14cm SS	2本	3
			止血鉗子 ペアン氏 14cm SS	1本	
			止血鉗子 ケリー (小児用) 13cm SS	1本	
			持針器 マッチュー 16cm SS	1本	
			メス尖刀 No.11	2本	
			直剪刀 14cm SS	1本	
			扁平鉤 巾5mm 深さ12mm SS	1組	
			ピンセット 有鉤13cm 無鉤13cm 各1本	2本	
			ケース(トレイ) 21×15×14cm SS	1個	
9	陰圧式固定具	四肢用(小) E-13	個	1	
10	点滴用副子	2号	本	3	
11	血液型判定用紙	100枚入	束	1	
12	手術用手袋	No.7, 7.5 各5双	双	10	
13	折りたたみ式ガードル	アルミ製 担架取付式	個	1	
14	医薬品	血液代用剤	500ml ソフトパック入	本	2
15		ブドウ糖注射液5%	500ml ポリ瓶入	本	2
16		血流改善・体外循環注射液	低分子デキストラン [®] ブドウ糖注射用500mlソフトパック入	本	4
17		生理食塩水	500ml ポリ瓶入	本	2
18		電解質輸液乳酸リンゲル液	ラクテック注射用500ml ポリ瓶入	本	4
19		血流改善・体外循環注射液	低分子デキストランL注射用250mlソフトパック入	本	6
20	洗顔用ポリ瓶	100cc	本	3	
21	救急箱	63×43×22cm アルミ	箱	1	

6. 緊急医薬品セット 箱色【白】

No.	品名	規格	単位	数量
1	沈静抗けいれん剤	フェノバルブ注射用 10% 1mℓ×10アンプル	箱	5
2	鎮痛剤	ソセゴン 1mℓ×10アンプル	箱	5
3	対血管薬剤	アドナ50mg 10mℓ× 10アンプル	箱	5
4	鎮痙剤	ブスコパン注射用20mg 1mℓ×10アンプル	箱	5
5	副腎皮質ホルモン剤	ソルコーテフ注射用 100mg×2mℓ×5バイアル	箱	10
6	合成セファロスポリン製剤	セファメジン α 注射用 250mg×10バイアル	箱	5
7	合成ペニシリン	ビクシリン注射用 1g×10バイアル	箱	1
8	セファメイシン系抗生物質	セフメタゾン静注用 1g×10バイアル	箱	1
9	昇圧剤	エホチール注射用10mg 1ml×50アンプル	箱	1
10	呼吸循環賦活剤	テラプチック注射用(筋注)1.5%、2ml×10アンプル	箱	1
11	呼吸循環賦活剤	テラプチック注射用(静注)1.5%、3ml×30アンプル	箱	1
12	血圧上昇剤 制酸中和剤 炭酸水素ナトリウム注射用	ノルアドレナリン注射用 1mg、1ml×10アンプル	箱	5
13	制酸中和剤 炭酸水素ナトリウム注射用	メイロン注射用(7%)20mℓ×50アンプル	箱	2
14	心機能・組織循環促進剤	プロタノールL注射用(0.2mg) 1mℓ×50アンプル	箱	1
15	脊髄麻酔剤	キシロカインポリアンプル注射用1%、5mℓ×10アンプル	箱	2
16	水溶性ヒドロコルチゾン製剤	サクシゾン注射用 300mg×5バイアル	箱	1
17	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	テタノセーラ注射用 250、1バイアル(要冷蔵)×5	本	5
18	沈降性破傷風トキソイド	0.5mℓ 10本入(要冷蔵)×10バイアル	箱	2
19	眼科耳鼻科疾病治療剤	ネオメドロールE E眼軟膏チューブ入 3.0g	本	20
20	鎮痛・抗炎症剤	インデバン坐剤 50mg 50個入(要冷蔵)	箱	1
21	小児用解熱剤	アルピーニ坐薬 50mg 100個入(要冷蔵)	箱	1
22	冠血管拡張剤	ニトロール 100錠入 5mg	箱	1
23	静脈注射針	ディスポ 30mℓ 針21G 50入	箱	1
24	皮下注射	ディスポ 2.5mℓ 針22G 50入	箱	1
25	皮下注射	針付ディスポ 5mℓ 針22G 50入	箱	1
26	アメゴム	6mm径 長さ50cm	本	10
27	救急箱	63×43×22cm アルミ	箱	1

4. 災害医療

7. 雑品セット 箱色【茶】

No.	品名	規格	単位	数量
1	水桶 6リットル	布バケツ	個	4
2	ポリタンク	2リットル入	個	2
3	サーチライト	アルカリ単1 6個型 アルカリ電池別包装	個	2
4	ビニールシート	1m	枚	2
5	寝袋	1人用 スリーシーズン	個	1
6	ランタン	アルカリ単3 4個型 アルカリ電池別包装	個	1
7	タオル	白無地	枚	5
8	ペンライト	アルカリ単3 2個型 アルカリ電池別包装	個	2
9	ヒシヤク	アルミ径15cm	個	1
10	紙コップ	200cc	個	10
11	眼帯	1枚入 ガーゼ付	個	50
12	手洗いブラシ	ナイロン毛	個	2
13	石けん	薬用固形	個	2
14	ペンチ	長さ 175mm	本	1
15	ドライバー	マイナス型 150mm	本	1
16	ポンプ	陰圧マジックギブス用	個	1
17	サインペン	赤・黒 各1	本	2
18	手術衣セット	紙製 (帽子・衣・マスク) 3種組	組	5
19	救急箱	63×43×22cm アルミ	箱	1

8. 補充セット

No.	品名	規格	単位	数量
1	除細動器 (モーター付)	日本光電 TEC-6100 バッテリー2個付 専用ソフトケース付	組	1
2	CVP用血管内留置セット (CVレガフォースDX)	LG-DN163WA	組	2
		LG-DN167WS	組	3
3	キシロカインスプレー	80g	本	2
4	綿球	50g	袋	5
5	燃料用メタノール	500ml	本	5
6	イノバン注	100mg 5ml×10A	箱	1
7	ソルコーテフ注	500mg×1V	箱	5
8	ソセゴン注	30mg 1ml×10A	箱	1
9	硫酸アトロピン注	0.5mg 1ml×10A	箱	1
10	ボスミン注	1mg 1ml×20A	箱	1
11	ネオフィリン注	250mg 10ml×10A	箱	1
12	エホチール注	10mg 1ml×10A	箱	1

(4-9)

災害時医療資材セット（歯科医師用）内訳

(平成25年9月現在)

1. 在宅診療器材「基本セット」

No.	品名	規格	単位	数量
1	携帯酸素吸入器	O2パック（2本入）	箱	1
2	除菌スプレー（タイソール）	350ml	本	1
3	カクメン	40×40mm・500g	箱	1
4	ローラーコットンS	160本×10箱	組	1
5	ハイカットガーゼ	4×4cm・100枚×10袋	箱	1
6	デンタルマスクゴムタイプ	50入	箱	1
7	ラテックスデンタルグローブ	100入	箱	1
8	電子血圧計	E S - H51（単Ⅲ電池付）	台	1
9	歯科用アフタゾロン	5g	箱	1
10	歯科用ヨードグリセリン	20g	本	1
11	ネオステリングリーン	56ml×20	箱	1
12	クリスタルフォー	800ml	本	1
13	ミラートップ	ライト93・4P・20入	箱	1
14	気銃	ゴム銃	個	1
15	気銃	先	個	1
16	デンタルエブロン	テープ付・100枚×5（ピンク）	箱	1
17	J Mデミー		個	1
18	YDM開口器	大	個	1
19	デンタルウエット	60入	個	1
20	エバトップ	S・5入	箱	1
21	J M三連綿花容器		個	1
22	治療ピンセット	#18	本	11
23	ミラーホルダー	玉付	本	1
24	両頭スプーンエキスカベーター	丸柄・#2	本	6
25	片頭スケーラー	#B	本	1
26	片頭エキスプローラー	#23B S	本	1
27	カラーコードプローラー	片頭・CP-11	本	1
28	セーフティグラス	M-9・ブラウン	個	1
29	ペンライト	単Ⅲ電池付	本	1
30	プラスチック容器	極小	個	1
31	収納箱	800×280×270mm	箱	2

2. 在宅診療器材「保存セット」

No.	品名	規格	単位	数量
1	クリーンパット	100枚、3冊入	箱	1
2	テルモ歯科用注射針	#30G S	箱	1
3	クリアフィルFⅡニューボンド	組合せ・500g（要冷蔵）	箱	1
4	テンポラリーストッピング	組合せ・500g	箱	1
5	キャナルス	1-1、セット	箱	1
6	ハイボンドグラスアイオノマーF	粉#1 液	箱	1
7	ザロカインパスタ	5g（要冷蔵）	個	1
8	シタネストオクトプレシン	1.8ml×50入（要冷蔵）	箱	1
9	キシロカインカートリッジ	1.8ml×50入（要冷蔵）	箱	1
10	スイング	F10、FG用 強・弱弯1・3・5号 各1枚	個	1
11	キャリー（リーマスタンド）	3個組、ケース入	個	1
12	ストリップスロール	10mm	個	1
13	ブローチ	#1、6打入	箱	1
14	クレンザー	#1、6打入 径3mm	箱	1
15	レンツロ	21mm、組合せ（4本入）	箱	1
16	ハンドリーマー	25mm、組合せ（6本入）24×18×4cm SS	箱	1

4. 災害医療

(2. 在宅診療器材「保存セット」) 続き

No.	品名	規格	単位	数量
17	エンジンリーマー	21mm、組合せ (6本入)	箱	1
18	スチールバー	H P用#4・2・1/2(6本入)各1組	組	1
19	F Gカーバイトバー	#1557・330 (1本入) 各1組	組	1
20	ダイヤモンドポイント	F G用 3本×5	組	1
21	C-RシリンジマークⅡ		本	1
22	J Mカートリッジ用注射器Ⅱ		本	1
23	両頭セメントヘラ	#1	本	3
24	ブローチホルダー	#1	本	3
25	ラテックスグローブ	100入	箱	3
26	セフティーグラス	M-9、ブラウン	個	1
27	コンボジット充填器	3本組	個	1
28	プラスチック容器	大	個	1
29	〃	中	個	1
30	〃	小	個	1
31	ヒビテン液	5%、500ml	本	5
32	D Cスーパークリーン		個	4
33	デンタルウェット	60枚入	個	1
34	収納箱	800×280×270mm	箱	1
35	〃	470×240×230mm	箱	1

3. 在宅診療器材「外科セット」

No.	品名	規格	単位	数量
1	テルモシリンジ	針なし、5ml・100本入	箱	1
2	デンタルタオル	100枚入	箱	1
3	ディスポーザブルスカイペル	#11・15、各20本入	箱	2
4	オキシテトラコーン	100錠	箱	1
5	ネオブレード	3-0.50cm 3/8 16mm	個	1
6	シタネストオクトプレシンカートリッジ	1.8ml×50入 (要冷蔵)	箱	1
7	キシロカインカートリッジ	1.8ml×50入 (要冷蔵)	箱	1
8	ザロカインパスタ	5g (要冷蔵)	箱	1
9	テルモ歯科用カートリッジ	#30G S, 100本入	箱	1
10	スポンゼル	2.5cm×5cm・3枚入	個	1
11	抜歯鉗子ターニー	#1・69・10S、各1本	組	1
12	両頭鋭匙	#2・4、各1本	組	1
13	水銃針	曲12本入	組	1
14	持針器	超鋼付	本	1
15	雑用ハサミ	ステンレス	本	1
16	歯肉切開バサミ	#NM51	本	1
17	J Mカートリッジ用注射器Ⅱ		本	1
18	B型エレベーター	直#2	本	1
19	〃	直#3	本	1
20	〃	直#4	本	1
21	セフティーグラス	M-9ブラウン	個	1
22	ラテックスグローブ	100入	箱	3
23	プラスチック容器	大	個	1
24	〃	中	個	1
25	〃	小	個	1
26	〃	極小	個	1
27	ヒビテン液	5%、500ml	本	3
28	ピンセット	#18・101-101	本	10
29	エキスプローラー	101-050	本	20
30	ハイカットガーゼ	4×4cm、100枚×10袋	箱	1
31	カクメン	4×4cm、500g	箱	1
32	ローラーコットンEX	L・200本×10袋	箱	1
33	収納箱	800×280×270mm	箱	1

4. 在宅診療器材「補綴セット」No1

No.	品名	規格	単位	数量
1	パラフィンワックス	500 g	個	1
2	ソフトライナー	粉末・液体 各100 g	個	2
3	ニューダイヤストーンファーストセット	3kg	箱	1
4	スターミックス	ノーマル 5kg (要冷蔵)	箱	1
5	メタファストフルセット	#2	箱	1
6	ニューキャストングライナー	#3 30cm	箱	1
7	ビーディングワックス	113 g	箱	1
8	カーボランダムポイント	HP用#11・13 (12本入) 各1組	組	2
9	JMペーパーコーン	組合せ・50入	箱	1
10	EDポイントファイン・ミデアム	6本入 各1組	組	2
11	JMスーパーマンドレール	6本入	個	1
12	プリカット咬口紙	レッド1/2・240枚	箱	1
13	フェルトホイール	エンジン用・12個入	箱	1
14	ペーパーマンドレール	10本入	箱	1
15	FGカーバイトバー	#330・1557、各1	組	1
16	スチールバー	HP用#701・704 (6本入) 各1組	組	2
17	ニューステッキワックス	20本入	個	1
18	エバトッパ	M	個	1
19	白色ワセリン	50 g	個	1
20	JMプラスチックボール	大	個	1
21	ST 技工プライヤー	3枚 ヤング	本	1
22	三角プライヤー	新タイプ	本	1
23	ST 技工プライヤー	3枚 #118	本	1
24	JM咬口紙ホルダー	M型	本	1
25	両頭セメントヘラ	#1	本	1
26	エバン彫刻刀		本	1
27	ローベラ	#31・7A、各1本	組	1
28	石膏ヘラ		本	1
29	アルギンヘラ	コキ付	本	1
30	金冠バサミ	#210	本	1
31	義歯用ブラシ	#201・12本入	組	1
32	JMワイヤーニッパー	K1式	本	1
33	坪根式バイトゲージ		個	1

在宅診療器材「補綴セット」No2

No.	品名	規格	単位	数量
34	オゾンインプレッショントレー	無歯顎用トレー・8入	組	1
35	〃	有歯顎用トレー・6入	組	1
36	矯正用ハンディトーチ	TG-8800	個	1
37	バイオリナー	粉末・液体 各100 g	個	1
38	セフティグラス	M-9ブラウン	個	1
39	ラテックスデンタルグローブ	100入	箱	7
40	プラスチック容器	大	個	1
41	〃	中	個	2
42	〃	小	個	2
43	〃	極小	個	2
44	ヒビテン液	5%、500ml	本	2
45	ミラー+ホルダー	ミラー (3P1110112) +ホルダー (101-657)	組	20
46	抗菌パット	145×245×7mm・151-068	枚	20
47	セフゾンカプセル	100mg・500P (要冷蔵)	箱	1
48	ケフラルカプセル	250mg・500P (要冷蔵)	箱	1
49	L-ケフレックス小児用顆粒	200mg・100包 (要冷蔵)	箱	1
50	ボルタレン錠	25mg・500錠 (要冷蔵)	箱	1
51	ポンタールカプセル	250mg・500P (要冷蔵)	箱	1

4. 災害医療

(在宅診療器材「補綴セット」No2) 続き

No.	品名	規格	単位	数量
52	デンタルマスク	50枚入・ゴムタイプ	箱	4
53	超音波器具洗浄器 (箱外収納)	シャープUT205	台	1
54	収納箱	800×280×270mm	箱	2
55	〃	470×240×230mm	箱	1

5. 在宅診療用「往診セット」No1

No.	品名	規格	単位	数量
1	ベリモールド (床辺縁延長・封鎖材)	粉70g×液60ml	箱	1
2	デンチャーソフトII (ティッシュコンデショナー&機能印象材)	粉100g×液100ml	箱	1
3	ティッシュテnder (軟質リベース材)	粉100g×液100ml	箱	1
4	マイルド (硬質リベース材)	粉80g×液50ml	箱	1
5	F D r (光重合型硬質リベース材)	粉80g×液60ml	箱	1
6	トップコート (接着・表面潤滑材)	30ml	個	1
7	スキップ (ピンクNo3) 義歯修理材	粉100g×液100ml	箱	1
8	クリーンソフト (義歯洗浄剤)	60g×6	箱	1
9	テックレンジ	粉100g×液100ml	箱	1
10	ハンドレックス (シリコン印象材・レギュラー)	80ml (92g) ×2 ベース・キャタ 各1	箱	1
11	プラスチックボール	250ml	個	1
12	ラバーカップ	大・250ml	個	1
13	〃	小・15ml	個	2
14	スパチュラ (プラスチック製)	大・19.5cm	個	1
15	〃	小・14cm	個	3
16	ミキシングパット	17×11cm・30枚	個	1
17	粉軽量カップ	2.8g用	個	2
18	混和カップ	大50ml・中30ml・小20ml	組	1
19	小分け用カップ	15ml	個	4
20	筆	11cm	本	2
21	トップコート用取替ブラシ		本	10
22	スポイト	大3ml・小2ml	組	1
23	ペリレンジ用シリンジ	10ml	本	3
24	フローコントローラー用シリンジ	1ml	本	1
25	デンチャーボックス		個	1
26	デンチャーブラシ		本	1
27	ティッシュペーパー		個	1
28	安全メガネ	米国製	個	1
29	ラテックスグローブ	M・S・SS 各2箱 100枚入	組	1
30	咬合紙	12枚	箱	1
31	白色ワセリン	50g	個	1
32	デザインナイフ		本	1
33	ハサミ		本	1
34	エバンス彫刻刀		本	1
35	デンタルミラー	プラスチック製	個	1

在宅診療用「往診セット」No2

No.	品名	規格	単位	数量
36	下敷用ビニール袋	67×47.5cm	枚	2
37	バンドエイド	8枚	箱	1
38	新ファストン	ライオン・50g	個	1
39	ドライヤー	600W	個	1
40	延長コード	3m	本	1
41	強力ペンライト	米国製	本	1
42	収納箱	人工歯用	個	1
43	収納箱	バー用	個	1
44	コンテナ	歯材用	個	1
45	キャリングケース		個	1

(4-10)

災害救助用医療品セット内訳

(平成25年9月現在)

No.	品名	規格	単位	数量
1	三角巾	105×105×150cm	枚	100
2	副木(木製)	(大・中・小 各3本) 1組	組	5
3	メディシーネ	13×90×640cm	本	2
4	眼帯	ガーゼ付	個	25
5	サラシ	綿100% 巾33cm×1反	反	5
6	油紙	(2枚入り) 1組	組	100
7	外傷ホルスターセット	外科剪刀 (14cmステンレス製・1本) ピンセット (13cmステンレス製・1本) とげ抜きピンセット (13cmステンレス製・1本) ペンライト (瞳孔ゲージ付・1本) 電池2個 単4 サージカルドレッシング (小2枚) 5×5cm 体温計 (1本) 綿棒 (72本入り) 収納ホルスター(布製ホック付・1個)	セット	2
8	救急剪刀	19cm ステンレス製	本	5
9	救急シート	保温用	枚	5
10	包帯	6裂 反巻、耳付	個	20
11	包帯	8裂 反巻、耳付	個	20
12	ホウ酸末	洗眼用、3g 12包入り	個	3
13	消毒用アルコール	100ml	本	10
14	希ヨードチンキ	100ml	本	5
15	逆性石鹼	500ml	本	1
16	殺菌消毒剤	8×5cm 50枚入り	個	10
17	絆創膏	サージカルテープ 12mm×9m	個	10
18	冷却ジェルシート	12枚入 50×110mm	箱	1
19	カット綿	50g	個	800
20	滅菌ガーゼ	300×300mm2枚入り、E O G滅菌	袋	200

※ 上記セットを、避難所及び備蓄倉庫に合計で62組配備している。

4. 災害医療

(4-11)

医療救護所一覧

(平成25年9月現在)

番号	管轄地域本部	学校名	住所	電話
1	四谷	四谷中学校	四谷1-12	3358-3771
2	笹笥町	津久戸小学校	津久戸町2-2	3266-1601
3	榎町	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町140	3205-9502
4	若松町	余丁町小学校	若松町13-1	3205-9503
5	大久保	大久保小学校	大久保1-1-21	3205-9506
6	戸塚	新宿西戸山中学校	百人町4-3-1	3227-2110
7	落合第一	落合第二小学校	上落合2-10-23	3227-2102
8	落合第二	落合第三小学校	西落合1-12-20	3565-0941
9	柏木	西新宿中学校	西新宿8-2-44	5330-0661
10	角筈	西新宿小学校	西新宿4-35-5	3373-6031

※各医療救護所には、災害時医療資材セット(医師用)を配備している。

※歯科医師用は、津久戸小学校、西新宿小学校、大久保小学校に配備している。

5 応援・供給協定

(5-1)

新宿区と高遠町との相互援助協定

(※協定書の内容については、平成18年3月の伊那市の合併により、伊那市が承継している。)

東京都新宿区（以下「甲」という。）と長野県高遠町（以下「乙」という。）とは、友好提携の精神に基づき、災害時における相互援助について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の地域において、災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策に関し、甲及び乙は相互に援助協力を行うことにより、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

（援助の内容）

第2条 甲及び乙が相互に行う援助について、協力要請があった時は、積極的に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 応急対策資器材.
- (4) 復旧に要する職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ
- (6) その他

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協議のうえ援助内容を追加することができる。

（輸送）

第3条 前条に定める物資等の輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、甲、乙協議のうえ、その輸送の一部又は全部を援助する側に依頼することができる。

（経費の負担）

第4条 第2条に定める援助に要する経費（輸送料を含む。）は当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については、甲、乙協議のうえ定める。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年7月2日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田 隆

乙 長野県上伊那郡高遠町西高遠1806番地
長野県高遠町長 北原 三平

(5-2)

合併に伴う相互援助協定確認書

平成7年7月2日、新宿区と高速町は、災害による被害を最小限度に防止することを目的として、相互の地域に災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策について、「新橋区と高遠町との相互援助協定」を締結しました。

平成18年3月31日、高遠町は、伊那市及び長谷村と合併し、伊那市となりましたが、新宿区と伊那市は、相互の地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、相互援助協定について、その内容を相互に確認し、これを引き続き継続することに合意し、ここに合併に伴う相互援助協定確認書を取り交わします。

平成18年7月2日

新宿区
区長 中山 弘子

伊那市
市長 小坂 櫨男

(5-3)

新宿区と長坂町との相互援助協定

東京都新宿区（以下「甲」という。）と山梨県長坂町（以下「乙」という。）とは、災害時における相互援助について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の地域において、災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策に関し、甲及び乙は相互に援助協力を行うことにより、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

（連絡の窓口）

第2条 甲と乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（援助の内容）

第3条 甲及び乙が相互に行う援助について、協力要請があったときは、積極的に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- 1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材
- 2) 応急対策に必要な資器材
- 3) 救助及び救助活動に必要な車両等
- 4) 復旧に要する職員の派遣
- 5) ボランティアのあっ旋
- 6) 被災者の一時受入れ
- 7) その他

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協議の上援助内容を追加することができる。

（輸送）

第4条 前条に定める物資等の輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、甲、乙協議の上、その輸送の一部又は全部を援助する側に依頼することができる。

（経費の負担）

第5条 第3条に定める援助に要する経費（輸送料を含む。）は当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については、甲、乙協議の上定める。

（災害補償）

第6条 派遣職員等がその業務により、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、応援した区、町の負担とする。

2 派遣職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請した区、町が、要請した区、町への往復の途中において生じたものについては応援した区、町が補償の責めを負うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成11年3月29日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田 隆

乙 山梨県北巨摩郡長坂町長坂上条2575番19
山梨県長坂町長 小沢 澄夫

合併に伴う相互援助協定確認書

平成11年3月29日、長坂町と新宿区は災害による被害を最小限度に防止することを目的として、相互の地域に災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策について「新宿区と長坂町の相互援助協定」を締結した。

この協定により、協力要請が行なわれた場合の援助内容等を定めたことは、災害対策基本法の趣旨に沿って地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するうえで重要なものである。

平成16年11月1日、明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村は合併し、北杜市となったが、北杜市と新宿区は相互援助協定について引き続き確認するものである。

平成17年3月25日

北杜市長 白倉 政司

新宿区長 中山 弘子

(5-4)

新宿区と沼田市との災害時における相互援助に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）及び群馬県沼田市（以下「乙」という。）は、災害時における相互援助について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において災害が発生した場合における応急・復旧対応について、相互に、物資の供給、職員の派遣その他の援助協力を行うことにより、災害による被害の拡散の防止及び災害からの早期復旧に資することを目的とする。

（相互援助）

第2条 前条に規定する相互の援助協力（以下「相互援助」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品の供給
 - (2) 前号の供給に必要な資器材その他応急・復旧対応に必要な資器材の供給
 - (3) 救助及び救援活動に必要な車両等の貸与
 - (4) 職員の派遣
 - (5) ボランティア等のあっせん
 - (6) 被災者の一時受入れ
 - (7) その他応急・復旧対応のために必要と認められる援助
- 2 甲及び乙は、自らの区域において災害が発生した場合において、相互援助を必要と認めるときは、その相手方に対し、その旨を要請することができる。
- 3 甲及び乙は、その相手方から前項の規定に要請（以下「支援要請」という。）を受けたときは、特別の理由がない限り、積極的に相互援助を行うものとする。

（輸送）

第3条 相互援助を行うに当たって必要な物資等の輸送は、支援要請を行う側（以下「要請側」という。）が行うものとする。ただし、特別の理由により要請側が当該輸送を行うことが困難な状況にあるときは、甲乙協議の上、当該相互援助を行う側（以下「援助側」という。）がその全部又は一部を行うことができる。

（経費負担）

第4条 相互援助に要する費用（前条に規定する輸送に要する費用を含む。）は、要請側が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上定める。

（災害補償）

- 第5条 相互援助のために派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、援助側の負担とする。
- 2 前項に規定する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が相互応援の業務への従事中に生じたものであるときは要請側が、その損害が要請側の区域との往復の移動中において生じたものであるときは援助側が、それぞれその補償の責めを負うものとする。

（連絡担当部署の設定等）

- 第6条 甲及び乙は、相互援助に関する連絡を円滑に行うため、あらかじめ、それぞれ担当部署を定め、相互に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は、災害発生時において、前項に規定する連絡担当部署を通じて、支援要請、必要な情報の伝達等を行うものとする。

5. 応援・供給協定

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成24年10月30日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 中山 弘子

乙 群馬県沼田市西倉内町780番地
群馬県沼田市長 星野 巳喜男

(5-5)

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想される場合は自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

(4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区へのボランティアの斡旋

ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供

ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

5. 応援・供給協定

- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害弱者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
 - ハ その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容をもたせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

(附 則)

この協定は、平成8年2月16日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年2月16日

千代田区長	木村 茂	港区長	菅谷眞一
中央区長	矢田美英	新宿区長	小野田隆
文京区長	遠藤正則	杉並区長	本橋保正
台東区長	飯村恵一	豊島区長	加藤一敏
墨田区長	奥山澄雄	北区長	北本正雄
江東区長	室橋 昭	荒川区長	藤枝和博
品川区長	高橋久二	板橋区長	石塚輝雄
目黒区長	河原 勇	練馬区長	岩波三郎
大田区長	西野善雄	足立区長	古性 直
世田谷区長	大場啓二	葛飾区長	青木 勇
渋谷区長	小倉 基	江戸川区長	中里喜一
中野区長	神山好市		

(5-6)

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ③ ②による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 本部の役割と支援区の協力体制

(1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。

- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担を掛けない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

7 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

8 本部の解散

本部は、7の(3)の決定により解散する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-7)

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第1号関係)

- 1 被災区への応援職員の派遣
 - ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
 - ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
 - ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
 - ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。
- 2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
 - ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
 - ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
 - ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。
- 3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-8)

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第2号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-9)

避難場所を共同する区間における共同の現地本部の設置 その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

(協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ① 避難者数
 - ② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③ その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ① 避難場所周辺の被災の状況
 - ② 避難所に関する情報
 - ③ 交通機関の状況
 - ④ その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-10)

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-11)

災害時におけるボランティア支援に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新宿区内に地震、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において甲と乙が、効率的・効果的なボランティア活動支援が行えるように相互に連携し、もって被災者等の生活の早期安定を図ることを目的とする。

(情報の収集・提供)

第2条 甲と乙は、災害時において、連携してボランティアに関する情報を収集し、区民等に対して迅速かつ的確な情報を提供することとする。

- 2 甲と乙は、連携して区民及び関係機関等からのボランティア活動に関する問い合わせ及び相談に応ずることとする。
- 3 甲と乙は、平常時からボランティア活動についての情報交換を行うなど、災害時に迅速かつ円滑な連携・強力体制がとれるよう努めるものとする。

(災害ボランティアセンターの開設・運営)

第3条 甲は、災害時において、新宿区防災計画に基づき、災害ボランティアセンターを開設する。

- 2 乙は、甲の要請に基づき、甲が開設する災害ボランティアセンターに、ボランティアの受入れや紹介等の調整を行うコーディネーターを派遣する。

(人材育成)

第4条 乙は、コーディネーターとなる人材を養成し、その質の向上に努め、甲は、乙に対し必要な協力することとする。

- 2 乙は、甲の実施する災害対策訓練等に積極的に参加するとともに、職員等の防災意識の向上に努めることとする。

(関係機関等との協力体制)

第5条 乙は、東京ボランティア・市民活動センターや区市町村ボランティアセンターとのネットワークを構築するとともに、他のボランティア活動を支援する組織や関係機関等との連携を強化し、災害時における協力体制の整備に努めるものとする。

2 甲は前項の体制づくりに関し、必要な範囲で支援するものとする。

(資機材等の確保)

第6条 甲は、災害時に必要な資機材等を乙と協議のうえ、準備するものとする。

(費用負担)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施した協力業務の費用については、甲が負担するものとする。

2 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(損害補償)

第8条 ボランティア活動にかかわるボランティアへの損害補償は、災害ボランティア保険によるものとする。

2 前項の災害ボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定する。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、平成17年3月28日から平成18年3月31日までとする。

ただし、期限終了の日の3ヶ月前までに、甲乙になんらかの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成17年3月28日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区新宿五丁目18番21号
社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会
代表者 会長 北中 誠

(5-12)

被災住民の受入れに関する実施細目

(協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。

なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-13)

動物の保護に関する実施細目

(協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-14)

医療救護活動に関する実施細目

(協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師、医療品、ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編成し、支援体制を整えるものとする。

- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-15)

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

(協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請をうけた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-16)

災害弱者の救護支援に関する実施細目

(協定第5条第9号関係)

1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害弱者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害弱者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 災害弱者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害弱者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害弱者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-17)

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

(協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-18)

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-19)

建物被害の判定に関する実施細目

(協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し建物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-20)

仮設住宅の提供に関する実施細目

(協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

(5-21)

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市区の区域内において災害が発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- (2) 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
- (4) その他応急対策活動に必要な措置

（応援措置の履行）

第6条 応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被応援市区が負担するものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第8条 協定市区は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（効力発生の日）

第9条 この協定は、平成25年4月1日からその効力を生ずる。

（実施の細目）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区が協議のうえ別に定めるものとする。

5. 応援・供給協定

平成24年3月1日付けで締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。
この協定の成立を証するため本書23通を作成し、協定市区記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年 4 月 1 日

北海道砂川市長	善 岡 雅 文
岩手県一関市長	勝 部 修
茨城県笠間市長	山 口 伸 樹
茨城県桜川市長	中 田 裕
栃木県大田原市長	津久井 富 雄
群馬県藤岡市長	新 井 利 明
東京都千代田区長	石 川 雅 己
東京都港区長	武 井 雅 昭
東京都新宿区長	中 山 弘 子
東京都墨田区長	山 崎 昇
新潟県新発田市市長	二階堂 馨
長野県諏訪市長	山 田 勝 文
愛知県西尾市長	榊 原 康 正
滋賀県大津市長	越 直 美
滋賀県野洲市長	山 仲 善 彰
兵庫県相生市長	谷 口 芳 紀
兵庫県豊岡市長	中 貝 宗 治
兵庫県赤穂市長	豆 田 正 明
兵庫県加西市市長	西 村 和 平
兵庫県篠山市市長	酒 井 隆 明
兵庫県加東市長	安 田 正 義
広島県三次市長	増 田 和 俊
熊本県山鹿市長	中 嶋 憲 正

(5-22)

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新宿区の区域内（以下「新宿区内」という。）で災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区内で重大な被害が発生し、又は、発生するおそれがある場合
- (2) 新宿区災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

5. 応援・供給協定

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成25年4月25日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 森北佳昭

乙 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区
新宿区長 中山弘子

(5-23)

「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」

東京都を甲とし、新宿区を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

〈目的〉

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例(昭和46年東京都条例121号)に基づき新宿区立鶴巻南公園内に設置した給水施設(以下「給水施設」という。)の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

〈協力〉

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

〈維持管理〉

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。
2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

〈応急給水〉

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

〈費用負担〉

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。
2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

〈関連区〉

第6条 乙は給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

〈実施細目〉

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

〈適用期日〉

第8条 この協定は、昭和59年8月13日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和59年8月13日

甲 東京都
代表者 東京都知事 鈴木 俊一

乙 新宿区
代表者 新宿区長 山本 克忠

(5-24)

「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」

東京都知事を甲とし、東京都新宿区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例121号）に基づき（仮称）百人町三丁目公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第6条 乙は給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、平成3年7月24日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成3年7月24日

甲

東京都知事

鈴木 俊一

乙

東京都新宿区長

小野田 隆

(5-25)

災害時における生活用水確保のための協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人学習院（以下「乙」という。）とは、災害時における生活用水確保のため、下記のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における生活用水の確保に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の所有する次の位置に所在する井戸（以下「井戸」という。）を災害時の生活用水の設備として使用できることとし、乙はこれに協力するものとする。

位置 東京都新宿区戸山三丁目20番1号

学校法人 学習院戸山校地内

（利用方法）

第3条 甲は、前条の井戸に係る取水設備の利用に当たっては、乙に連絡の上行うものとし、乙の学校業務に差し支えある利用方法は行わず、かつ、その利用方法につき、乙から申出がある時は、これに従うものとする。

（維持管理）

第4条 井戸の本体及び乙の設置した井戸の給水装置の維持管理は、乙の費用負担により乙が行なう。

2 甲は、災害に備え、第2条の位置に格納庫（床面積18平方メートル）及び取水設備等を別紙配置図のとおり配置する。

3 甲は、災害に備え、前項の格納庫内に非常用発電装置及び取水に必要な資器材を設置する。

4 前2項の規定により設置した設備等の維持管理は、甲の費用負担により甲が行う。

5 甲及び乙は、その管理する設備に異常を発見した場合は、直ちに各管理者に連絡するものとする。

（費用負担）

第5条

1 甲は、井戸の使用（修繕点検を含む。）により乙に損害を加えたときは、直ちにこれを賠償する。

2 乙は、前条第2項及び第3項の規定により設置する設備等に必要の敷地を甲に無償で使用させるものとする。

3 甲は、前条第2項及び第3項の規定により設置した設備等が、乙の校地校舎等の整備計画により支障を生じた場合は、甲の費用負担により移設又は変更するものとする。

4 甲は、乙が第2項の敷地に対し、賃借権等の権限を取得するものでないことを確認する。

5 甲は、本協定が終了したときは、その責任と負担において、甲の設置した設備を撤収し、原状に復するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項に規定する期間満了3か月前までに、甲又は乙のいずれかから本協定を変更する意思表示がない場合は、さらにこの協定を更新する。

3 前項の規定により更新したときは、新たな協定が締結されるまでは、本協定の例による。

5. 応援・供給協定

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

乙 東京都豊島区目白一丁目5番1号
学校法人 学習院
理事長学習院長 波多野 敬雄

(5-26)

災害時における生活用水確保のための協定書

新宿区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社東京支店（以下「乙」という。）とは、災害時における生活用水確保のため下記のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における生活用水の確保に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の所有する次の位置に所在する井戸（以下「井戸」という。）を非常時の生活用水の設備として使用できることとし、乙はこれに協力するものとする。

位置 新宿区大久保一丁目4番17号
NTT東日本大久保ビル内

（利用方法）

第3条 甲は、前条の井戸の利用に当たっては、乙に連絡の上行うものとし、乙の通信業務に差支えのある利用方法は行わず、かつ、その利用方法につき、乙から申出がある時は、これに従うものとする。

2 井戸の利用方法について必要がある場合には別に定めることができるものとする。

（維持管理）

第4条 井戸の本体及び井戸に係わる給水装置の維持管理は、乙の費用負担により乙が行なう。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の協力の下井戸を使用した場合は、実費を弁償するものとする。

2 甲は、井戸の利用により井戸本体及び井戸に係わる給水装置に損害を加えたときは、直ちにこれを賠償する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項に規定する期間満了3か月前までに、甲又は乙のいずれから本協定を変更する意思表示がない場合は、さらにこの協定を更新する。

3 前項の規定により更新したときは、新たな協定が締結されるまでは、本協定の例による。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

乙 東京都港区一丁目9番1号
東日本電信電話株式会社 東京支店
常務取締役東京支店長 安田 雅美

(5-27)

災害時における生活用水確保のための協定

新宿区を甲とし、社団法人日本家族計画協会を乙とし、甲乙間に次のとおり「災害時における生活用水確保のための協定」を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における生活用水の確保に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 甲は、乙の所有する次の非常災害用井戸を災害時に周辺住民への生活用水として使用できるものとし、乙はこれに協力するものとする。

井戸の所在地 東京都新宿区市谷田町一丁目10番地
保健会館新館内

(利用方法)

第3条 本協定に基づき、甲が非常災害用井戸を利用するときは、乙に連絡の上行うものとし、乙の業務に支障のある利用方法は行わず、かつ、その利用方法について乙から申出があったときはこれに従うものとする。

(維持管理)

第4条 井戸本体・非常用電源・給水装置の維持管理は乙の費用負担により乙が行う。

(費用負担)

第5条 甲は、乙の協力の下非常災害用井戸を使用した場合は、その実費を負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、期間満了3箇月前までに甲、乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

上記を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を有するものとする。

平成15年4月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区市谷田町1丁目10番地
社団法人 日本家族計画協会
理事長 近 泰男

(5-28)

災害時の応急給水等の確保に関する協定

災害時において応急給水等の確保が必要となった場合の協力関係について、東京都新宿区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、乙の組合員が所有する井戸を使用し、甲が行う応急給水活動のための水及び防災区民組織等が行う消火活動に必要な水の確保を目的とする。

（甲の協力要請）

第2条 災害が発生し、区民への応急給水又は消火活動が必要となったとき、甲は、乙の組合員に対して協力を要請する。

（甲の要請手続等）

第3条 甲は、乙の組合員に給水を要請するときは、原則として日時等、必要事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急やむを得ないときには、甲は口頭等による給水の要請ができるものとし、後日、緊急使用した旨の文書を乙の組合員に提出する。

（乙の協力内容）

第4条 大地震等の災害時において、乙の組合員は、甲が行う応急給水活動に必要な水及び防災区民組織等が行う消火活動に必要な水の確保に協力する。

2 通常の火災時において、乙の組合員は、営業に支障のない範囲で、防災区民組織等が行う消火活動に必要な水の確保に協力する。

（乙の緊急使用）

第5条 甲の要請を待つことができない緊急時には、乙の組合員の判断により、応急給水活動及び消火活動のための給水を行うことができるものとし、乙の組合員は、緊急に給水した旨を口頭等により甲に連絡する。

（乙の報告）

第6条 乙の組合員がこの協定に基づいて水を供給した時は、給水状況を文書により甲に報告する。

（給水の謝礼）

第7条 前条の報告を受けたときは、甲は、1施設につき、使用量にかかわらず、1日あたり2,200円の謝礼金を支払う。

（井戸の改修）

第8条 甲は、災害時における応急給水を円滑に行うとともに区内の消火体制の充実を期するため、乙の組合員が所有する井戸水揚水施設に対して、家庭用水栓及び消火用ホース取付口等を甲の負担により設置する。

2 前項の設備を設置するために必要な用地は、乙の組合員が無償で甲に提供する。

3 甲が設置した当該施設の改修及び修理等が必要となった場合の経費は、原則として、甲の負担とする。

（原状回復）

第9条 この協定が終了したとき、または甲が設置した設備の撤去の申し出が乙の組合員よりあった場合には、甲は当該設備を撤去し原状に復する。これに要する経費は原則として甲が負担する。

2 乙の組合員の甲に対する当該設備の撤去の申し出は、原則として6箇月前とする。

5. 応援・供給協定

(協力店の表示)

第10条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各浴場に災害時給水協力浴場である旨の表示を行い、地域住民に周知する。

(有効期限及び更新)

第11条 この協定の有効期限は協定締結の翌日から3年間とし、期間満了の3箇月前までに甲・乙いずれからも変更の意思表示がない場合には、同一の内容で3年間自動更新し、以後も同様とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲・乙協議の上定める。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年11月7日

甲 東京都新宿区
代表者 東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部
代表者 新宿支部長 笠原 五夫

(5-29)

災害時における応急給水に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）及び学校法人早稲田大学（以下「乙」という。）は、この協定に基づき、「災害時における応急給水に関する協定」を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時において甲が実施する応急給水に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、乙の所有する次の非常災害用井戸を災害時に周辺住民への応急給水のために使用できるものとし、乙はこれに協力するものとする。

井戸の所在地 早稲田防災井戸 東京都新宿区西早稲田1丁目6番1号
戸山防災井戸 東京都新宿区戸山1丁目24番1号
大久保防災井戸 東京都新宿区大久保3丁目4番1号

（利用方法）

第3条 本協定に基づき、甲が非常災害用井戸を利用するときは、乙に連絡のうえ行うものとし、乙の業務に支障のある利用方法は行わず、かつ、その利用方法について乙から申し出があったときはこれに従うものとする。

（維持管理）

第4条 井戸本体・非常用電源・給水措置の維持管理は乙の費用負担により乙が行う。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の協力のもと、非常災害用井戸を使用した場合は、その実費を負担するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は協定締結の日から3年間とし、期間満了3箇月前までに甲、乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとする。

（補則）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議のうえ、定める。

上記を証するため本書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年8月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区戸塚町1丁目104番地
学校法人 早稲田大学
理事長 白井 克彦

(5-30)

災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）及び東京都下水道局西部第一下水道事務所（以下「乙」という。）は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難場所等から発生するし尿の下水道施設（落合水再生センター及び管路）への搬入及び受け入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時に避難所等から発生するし尿を甲が下水道施設に搬入し、乙が受入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第2条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受入れ人孔を提示し、甲乙協議の上これを決定する。

（役割分担）

第3条 平常時における役割分担は、次のとおりとする。

(1) 乙は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬送訓練において人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。

(2) 甲は、前項の実地訓練の実施に必要な道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

(3) 甲は、独自にし尿の搬送訓練を実施する場合は、事前に乙に届出の上、承認を得る。

2 災害時における役割分担は、次のとおりとする。

(1) 甲は、落合水再生センターへし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。

(2) 甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。

(3) 甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合は、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。

(4) 甲は、し尿受入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合は、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

(5) 乙は、甲から前号の規定による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第4条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第5条 甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合は、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。

2 乙は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃の状況等について甲の立会いのもと確認する。ただし、立会いが困難な場合は、乙は甲に書面をもって報告するものとする。

（その他）

第6条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

平成25年 1 月 2 2 日

(甲) 新宿区区長室長

橋口 敏男

(乙) 東京都下水道局西部第一下水道事務所長

廣木 健司

(5-31)

災害時における米穀供給協力に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、新宿区の地域に災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、新宿区（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、東京都米穀小売商業組合新宿支部（以下「乙」という。）が民間協力の一環として行う事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は次の範囲のものとする。

- ア 精米の提供
- イ 運搬用車両等の提供
- ウ 運搬用労務の提供

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、提供数量、日時、場所その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は甲からの要請に対し、次に掲げる事項についてできる限り協力するものとする。

- ア 甲から精米供給の要請があったときは、乙は甲の指定する場所に、甲の要請する数量の精米を納入すること。
- イ 乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から所属組合員1店舗当たり300kg、支部全体で54,900kg（60kg入915俵）の精米を確保しておくこと。
- ウ 精米の包装は、運搬が容易なものとする。

(指揮命令)

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

(報 告)

第6条 乙は、毎年9月と3月に災害時の協力態勢及び精米の常時保有総量を甲に対して報告するものとする。

(費用弁償)

第7条 甲は乙の協力に係る、精米及び運搬用車両等の提供について、費用を弁償するものとする。

(損害保償)

第8条 甲の要請に基づく乙の当該協力に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年東京都新宿区条例第12号）の規定に基づき補償するものとする。

(協力店の表示)

第9条 甲は、乙の組合員店舗に、災害時協力の店である旨の表示を行い地域住民に周知するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、昭和55年2月15日から昭和56年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲、乙なんらの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協定細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別紙、協定細目のとおりとする。

5. 応援・供給協定

(協 議)

第12条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定は、2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和55年2月15日

甲 東京都新宿区長 山本克忠

乙 東京都米穀小売商業組合
新宿支部長 小坂茂一

(5-32)

災害時における食料品及び日用品の安定供給等に関する協定

(協定の目的)

第1条 東京都新宿区（以下「甲」という。）と新宿スーパー・コンビニエンス協議会（以下「乙」という。）とは、新宿区の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合における食料品及び日用品の安定供給等を目的として次のとおり協定する。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 早期開店
- (2) 食料品及び日用品の安定供給
- (3) 通常価格による販売

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙と協議し、調達を必要とする物資・日時・場所等を指示して、応急物資の提供を求めることができるものとする。

(応急物資の提供)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、可能な範囲において甲に対し、応急物資を提供するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙より提供された応急物資に要した費用について、乙の通常の販売価格による請求に基づき負担するものとする。

(協力店の表示)

第5条 甲は、乙の加盟店舗に、災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

(協 議)

第6条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成7年8月7日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田隆

乙 東京都新宿区新宿三丁目22番12号
新宿スーパー・コンビニエンス協議会
会長 小林平三

(5-33)

大地震等災害時における応急対策用貨物自動車の供給協力に関する協定

災害時における応急対策に必要な貨物自動車の供給に関し、東京都新宿区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会新宿支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づいて、甲が乙に対し災害応急対策用貨物自動車の供給に関し協力を求め、甲、乙相互間において円滑な運営ができるよう手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に貨物自動車（以下「車両」という。）を調達する必要があるときは、文書により乙に対して日時及び場所を指定して使用する車両の供給を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で行い、後日、文書をもって処理する。

（協 力）

第3条 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、特別の理由がない限り甲に対し車両を供給しなければならない。

（業務の継続）

第4条 乙の供給した車両が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交替してその供給を継続しなければならない。

（指揮命令）

第5条 乙の協力にかかわる指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

（費用弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲が使用した車両に係る運賃及び車庫持ち料金
- (2) 有料道路及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他甲が負担すべき費用

2 前項第1号に掲げる乙が供給した車両等の運賃及び料金は、昭和57年11月25日付82東陸自2貨物2第1924号認可書（以下「認可書」という。）に定める時間制運賃率の基準運賃（割増運賃料金を含む。以下同じ。）によるものとする。

（運賃及び料金の変更）

第7条 前条第2項に掲げる認可書に定める基準運賃が変更になったときの当該業務にかかわる運賃は、変更後の認可に基づく基準運賃によるものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、業務終了後速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求するものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、その供給した車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により車両の使用者（同伴者を含む。）及び第三者損害を与えたときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、その賠償の責を負うものとする。

2 甲は、その責に帰する理由により使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る損害補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年東京都新宿区条例第12号）によるものとする。

(報告)

第11条 乙は、甲に対して、毎年4月に供給可能車両数を報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、昭和60年7月25日から昭和61年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲、乙からなんらかの申出がないときは、本協定は、同一内容をもって更新するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名捺印のうえ各一通を保有する。

昭和60年7月25日

甲 東京都新宿区
代表者 東京都新宿区長 山本克忠

乙 社団法人東京都トラック協会
新宿支部長 山中初男

(5-34)

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定

(協定の目的)

第1条 東京都新宿区(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部(以下「乙」という。)とは、新宿区の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合及び他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における軽自動車による輸送(以下「軽自動車輸送」という。)の協力を目的として次のとおり協定する。

(協力要請)

第2条 甲は災害時に軽自動車輸送車両が必要なときは、乙に対し軽自動車輸送の協力を要請するものとする。

(要請手続)

第3条 甲が協力要請をするときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等で行うこととし、後日、文書をもって処理するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請車両台数
- (3) 要請期間及び輸送物資
- (4) その他必要事項

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請がない場合でも、新宿区内に甚大な被害が発生したことを知ったときは、自主的に新宿区役所に参集するものとする。

(輸送業務)

第4条 軽自動車輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示に従い、新宿区内及び他の区市町村への物資輸送業務等に従事するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙より提供された輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき負担するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙は、輸送業務に際し、乙の責に帰する理由により車両の使用者(同乗者を含む。)又は第三者に損害を与えたときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、その賠償の責を負うものとする。

2 甲は、その責に帰する理由により使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(報告等)

第7条 甲は、乙に対して備蓄倉庫等防災関係資料を提出するものとする。

2 乙は、甲に対して毎年4月末日までに組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成8年3月28日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田隆

乙 東京都世田谷区北烏山五丁目20番13号
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城西支部長 日置正男

(5-35)

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

東京都新宿区（以下「甲」という。）と、社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における霊柩自動車等輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、新宿区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙に対して霊柩自動車等による応急救助に必要な輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

（要請手段）

第3条 前条の規定による甲の要請は、新宿区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文章を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と、担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両台数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

（輸送業務）

第4条 甲の要請により、輸送に従事する乙の協会員は、要請者の指示に従い、斎場等への遺体の輸送業務に従事するものとする。

2 乙の協会員は、要請に基づき、実施細目で定める参集場所へ参集するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 従事した車両および従事者
- (2) 従事日数および走行距離
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲の要請事項に係る協会員の輸送協力実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急救助の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

5. 応援・供給協定

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における関東運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議のうえで決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部防災課長とし、乙にあつては東京都支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、輸送活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

(職員の同乗等)

第13条 災害対策本部長は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。
2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、災害対策本部長に職員の同乗を要請することができる。

(通 知)

第14条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第15条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第16条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第17条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年3月20日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田隆

乙 東京都新宿区四谷三丁目2番地
トラック会館
社団法人全国霊柩自動車協会
会 長 岡 康夫

(5-36)

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

東京都新宿区（以下「甲」という。）と、全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給協力等に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、新宿区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲に対して実施するものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、新宿区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と、担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の組合員は、要請者の指示に従い、甲が設置する遺体収容所等への供給等に従事するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文章を提出するものとする。

- (1) 供給した棺等葬祭用品の数等
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力を要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲の要請事項に係る組合員の棺等葬祭用品の供給等実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急的な処理の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

5. 応援・供給協定

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考に
して、甲乙協議のうえで決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、関東ブロック
各組合のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部防災課長とし、乙にあつては全東京
葬祭業連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等
に提供するものとする。

(通 知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に
関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、
定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議のうえ実施細目で定めるも
のとする。

(実施日)

第16条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、な
お1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年3月20日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田隆

乙 東京都文京区本駒込三丁目30番3号
全東京葬祭業連合会会長 神谷忠明
東京都葬祭業協同組合理事長 神谷忠明
山手葬祭業協同組合理事長 佐久間登
東武葬祭業協同組合理事長 鹿島弘善
東都聖典協同組合理事長 井上晴雄

(5-37)

災害時における資機材及び施設等の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、新宿区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者又は帰宅困難者が新宿区内に集発的に発生した場合において、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第2条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体の安置に必要な施設の提供
- (3) 帰宅困難者のための施設の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請手続）

第3条 甲の要請は、新宿区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

- 2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、その後速やかに、協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。
 - (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
 - (2) 要請理由
 - (3) 要請内容
 - (4) 履行の期日（又は期間）及び場所
 - (5) その他必要な事項

（要請業務の実施）

第4条 乙は、甲の指示に従い、第2条の業務を実施するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、第2条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 第2条第1号に規定する業務に使用した資機材及び消耗品に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は甲に一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があったときは、30日以内に支払うものとする。

5. 応援・供給協定

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考に
して、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における協力業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制及び情報受伝達体
制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部防災課長とし、乙にあつては事務局
専務理事とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(名簿の提出)

第13条 乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年3月末までに甲に提出する
ものとする。

(協 議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、
決定するものとする。

(実施日)

第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成13年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、な
お1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年8月30日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田隆

乙 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長 山下宗吉

(5-38)

災害時における石油類の優先供給に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、新宿区の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、東京都新宿区（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、東京都石油業協同組合新宿支部（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、ガソリン、軽油、灯油等石油類の優先供給とする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、甲からの要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第5条 乙の協力に係わる指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

(費用弁償)

第6条 甲は、乙の協力に係る石油類の供給について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従業者の損害補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月東京都新宿区条例第12号）によるものとする。

(協力店の表示)

第8条 甲は、乙の組合員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、昭和59年2月9日から昭和60年2月9日までの1年間とする。ただし、期限満了の日の3箇前までに甲・乙からなんらかの申し出がないときは、本協定は、同一内容をもって更新するものとする。

(協定細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和59年2月9日

甲 東京都新宿区歌舞伎長一丁目4番1号
東京都新宿区代表者
東京都新宿区長 山本克忠

乙 東京都新宿区新小川町4番19号
東京都石油業協同組合
新宿支部長 末 博光

(5-39)

災害時における住宅の応急修理の協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、新宿区の地域に生じた災害により災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)の適用基準を超える被害が生じ、救助法第2条に基づき東京都知事が実施する救助を東京都新宿区長(以下「甲」という。)が補助する場合の甲が行う救助について、甲は東京都電気工事工業組合新宿地区本部(以下「乙」という。)に協力を要請できることとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、救助法第23条第1項第6号に規定する災害にかかった住宅の応急修理とする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請する。

(指揮命令)

第4条 乙の協力にかかる指揮命令及び連絡調整は、甲が指定した者が行う。

(報告)

第5条 乙は、協力を要した資器材等の数量及び作業内容を、甲に報告する。

(費用)

第6条 乙は、救助に要した費用について救助法第33条に基づき支弁を受ける。

(協力店の表示)

第7条 甲は、乙の会員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

(救助法が適用されない災害時の協力)

第8条 乙が甲の要請に基づき第2条第2項の協力を行なった場合で、当該住宅の所有者等が甲の要請を超えた修繕等を乙に求めた場合、甲の要請を超えた部分に関する修繕に当たっては、乙は被害発生直前における価格を参考にして甲の要請を超えた修繕等を求めた者との間に契約を締結して修繕を実施する。

2 救助法の適用に至らない被害が新宿区の地域に生じた場合で、区民が実施する住宅等の修繕に当たり区民から要求のあったときは、甲は第1条の規定にかかわらず乙を区民にあっ旋することができる。この場合の契約は、前項と同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては建築部営繕課長とし、乙にあつては東京都電気工事工業組合新宿地区本部長とする。

(協定の期限)

第10条 この協定の期限は、平成11年2月24日から平成12年3月31日までとする。ただし、期限の3箇月前までに甲・乙からなんらかの申し出がないときは、本協定は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。

(協定細目)

第11条 この協定を実施するのみに必要な場合は、別に協定細目を定めることができる。

(協議)

第12条 この協定及び前条に規定する協定細目に定めのない事項又はこの協定及び前条に規定する協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年2月24日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区新宿二丁目16番11号
サンフタミビル302号
東京都電気工事工業組合 新宿地区本部
代表 新宿地区本部長 中川 正則

(5-40)

災害時における区立施設の電気設備復旧業務の協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、新宿区の地域に生じた災害により、新宿区の施設等に被害が生じた場合において、東京都新宿区（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、新宿区災害対策電設協力会（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、区立施設（応急仮設住宅を含む）その他必要な施設等の電気設備の復旧及び資器材・労力（以下「資器材等」という。）の提供とする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請する。

(指揮命令)

第4条 乙の協力にかかる指揮命令及び連絡調整は、甲が指定した者が行う。

(報告)

第5条 乙は、協用に要した資器材等の数量及び作業内容を、甲に報告する。

(費用)

第6条 甲は、乙の協力にかかる資器材等に要した費用を負担する。

(協力店の表示)

第7条 甲は、乙の組合員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては建築部営繕課長とし、乙にあつては新宿区災害対策電設協力会会長とする。

(協定の期限)

第9条 この協定の期限は、平成11年2月24日から平成12年3月31日までとする。ただし、期限の3箇月前までに甲・乙からなんらかの申し出がないときは、本協定は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。

(協定細目)

第10条 この協定を実施するために必要な場合は、別に協定細目を定めることができる。

(協議)

第11条 この協定及び前条に規定する協定細目に定めのない事項又はこの協定及び前条に規定する協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議の上決定する。

(その他)

第12条 災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定(昭和59年7月9日締結)は、廃止する。

本協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有する。

平成11年2月24日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区西新宿四丁目33番14号
新宿区災害対策電設協力会
代表 新宿区災害対策電設協力会
会長 青木 進

(5-41)

災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、新宿区の地域に生じた災害により新宿区の施設に被害が生じた場合、又は、新宿区の地域に生じた災害により災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の適用基準を超える被害が生じ、救助法第2条に基づき東京都知事が実施する救助を東京都新宿区長（以下「甲」という。）が補助する場合の甲が行う救助について、甲は新宿管交会（以下「乙」という。）に協力を要請できることとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 甲が要請する区立施設の修繕（以下「区立施設の修繕」という。）
- (2) 救助法第23条第1項第1号に規定する収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与及び第6号に規定する災害にかかった住宅の応急修理（以下「救助」という。）

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請する。

(指揮命令)

第4条 乙の協力にかかる指揮命令及び連絡調整は、甲が指定した者が行う。

(報告)

第5条 乙は、協力を要した資器材等の数量及び作業内容を、甲に報告する。

(費用)

第6条 要請に要した費用は、次のとおりとする。

- (1) 区立施設の修繕に要した経費 契約に基づき甲が乙に支払う。
- (2) 救助に要した経費 救助法第33条に基づき乙が支弁を受ける。

(協力店の表示)

第7条 甲は、乙の会員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

(救助法が適用されない災害時の協力)

第8条 乙が甲の要請に基づき第2条第2項の協力を行なった場合で、当該住宅の所有者等が甲の要請を超えた修繕等を乙に求めた場合、甲の要請を超えた部分に関する修繕に当たっては、乙は被害発生直前における価格を参考にして甲の要請を超えた修繕等を求めた者との間に契約を締結して修繕を実施する。

- 2 救助法の適用に至らない被害が新宿区の地域に生じた場合で、区民が実施する住宅等の修繕に当たり区民から要求のあったときは、甲は第1条の規定にかかわらず乙を区民にあつ旋することができる。この場合の契約は、前項と同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては建築部営繕課長とし、乙にあつては新宿管交会会長とする。

(協定の期限)

第10条 この協定の期限は、平成11年2月24日から平成12年3月31日までとする。ただし、期限の3箇月前までに甲・乙からなんらかの申し出がないときは、本協定は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。

5. 応援・供給協定

(協定細目)

第11条 この協定を実施するために必要な場合は、別に協定細目を定めることができる。

(協 議)

第12条 この協定及び前条に規定する協定細目に定めのない事項又はこの協定及び前条に規定する協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成11年2月24日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区新宿六丁目20番9号
新宿管交会
代表 新宿管交會會長 渡邊 鐵太郎

(5-42)

災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、東京都新宿区（以下「甲」という。）と新宿土木防災協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時において、東京都新宿区地域防災計画に基づき、緊急輸送路を確保するため、道路障害物除去作業等の応急対策を実施するに当たり、乙の積極的な協力を得て、円滑な災害応急対策を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は業務に関して、乙の出動及び必要な資機材等の供給協力を要請することができる。

2 甲は、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」（以下「支援協定」という。）第2条1項に基づき設置された特別区支援対策本部から、被災を受けた区（以下「被災区」という。）の災害応急対策業務に関する支援要請を受けた場合には、乙に前項の協力を要請することができる。

（業務の内容）

第3条 前条の災害応急対策業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した緊急指定道路を優先に、道路施設の点検を実施すること。
- (2) 落下物及び倒壊家屋等の路上障害物の除去に関すること。
- (3) 道路及び橋りょうの亀裂、陥没等の応急補修に関すること。
- (4) 資機材、重機及び労務（以下「建設資機材等」という。）の提供に関すること。
- (5) その他甲が必要と認めること。

（会員）

第4条 乙に属し、本業務に従事する会社を本協定の会員（以下「会員」という。）という。

2 乙は年度当初に会員の名簿を、甲に文書にて報告するものとする。また、会員に変更があった場合には、同様とする。

（業務実施区間）

第5条 会員の業務実施区間は、別に定める「災害時における道路障害物除去等応急対策業務マニュアル」及び「業務実施表」のとおりとする。

2 前項の業務実施区間を変更する場合は、あらかじめ甲と乙が協議して行うものとする。

（建設資機材等の報告）

第6条 乙は、あらかじめ災害時に備え、業務に関し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲に文書にて報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲からの求めがあった場合には、乙は速やかに甲に文書にて報告するものとする。

（出動の要請）

第7条 甲は、乙に対し、災害の状況に応じて、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書又は電話等の方法により会員の出動を要請するものとする。

2 東京23区内に震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生し、被害甚大のため、甲が乙に対して出動の要請が不可能な場合は、乙及び会員は、甲からの要請があったものとみなし自主的に出動するものとする。

（会員の出動）

第8条 乙は、前条の要請があった場合には、会員を、本協定で指定した業務実施区間へ出動させるものとする。

5. 応援・供給協定

(業務の指示)

第9条 業務の指示は災対土木部長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

2 第2条第2項により被災区で業務を実施する会員は、特別区支援対策本部からの指示に従うものとする。

3 第7条第2項により出動した会員は、あらかじめ指定された業務実施区間の被害状況を把握し、業務を実施するものとする。

(業務実施の報告)

第10条 乙は、各会員の出動を確認した後、全員の出動状況、各現場責任者、建設資機材の数量及び作業状況、作業内容等を取りまとめ、業務着手後速やかに甲に報告するものとする。

(業務完了の報告)

第11条 乙は、会員の業務が完了した後に、電話等の方法により直ちに甲へ報告するとともに、文書により遅滞なく甲へ報告するものとする。

(費用の請求及び支払)

第12条 乙は、前条の報告後、当該業務に要した費用を書面で甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合には、内容を精査確認のうえ、その費用を支払うものとする。

3 乙は、支援協定による場合、被災区における業務の完了後、甲及び被災区の認定を受けて、費用を被災区へ請求するものとする。ただし、被災区が経費を支弁するいとまがなく、被災区から甲に費用の一時繰替支弁の要請があった場合は、乙は甲に費用を請求できるものとする。

(損害の負担)

第13条 業務の実施に伴い損害が生じた場合は、その賠償の負担について、甲と乙が協議して定める。

2 被災区で損害が生じた場合の賠償の負担は、被災区及び特別区支援対策本部と乙が協議して定める。

(会員の災害保障)

第14条 甲は、会員の従事員が応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害賠償に関する条例」(昭和41年東京都新宿区条例第12号)に基づき、これを補償する。

(連絡責任者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては土木部管理課長とし、乙にあつては新宿土木防災協力会会長とする。

(協 議)

第16条 この協定に定めのない事項ならびにこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区余丁町13番27号
三井住建道路株式会社関東支店内
新宿土木防災協力会
会長 千田 敏明

(5-43)

災害時における新宿区と新宿区職員アマチュア無線班との 情報収集等の協力に関する協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、東京都新宿区（以下「甲」という。）が東京都新宿区職員アマチュア無線班（以下「乙」という。）の協力を得て情報収集等を行うことを目的に締結する。

(協力の内容)

第2条 甲は、新宿区役所防災無線室（以下「防災無線室」という。）及び東京都新宿区立防災センター（以下「防災センター」という。）に設置したアマチュア無線設備及び空中線設備（以下「アマチュア無線設備等」という。）を、第1条の目的のために、乙がアマチュア無線設備等の習熟等を目的として平常時に防災無線室及び防災センターに設置したアマチュア無線設備等を使用することに協力する。

2 乙は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合、電波法の定めに従い自発的に甲の行う災害情報収集等に協力する。ただし、乙は本来の職務及び東京都新宿区災害対策本部条例並びに同施行規則に定められた東京都新宿区職員非常配備態勢に支障のない範囲で協力するものとする。

(使用責任者)

第3条 乙は、予め様式第1により、防災無線室及び防災センターのアマチュア無線設備等の使用責任者（以下「使用責任者」という。）を、甲に登録しなければならない。

(善管義務)

第4条 使用責任者は、防災無線室及び防災センターのアマチュア無線設備等の使用に当たって、常時監督し善良な管理者の注意をもって以下のことに注意を払い使用しなければならない。

- (1) 乙は、防災無線室及び防災センターのアマチュア無線設備等以外の機器及び設備を、無断で使用してはならない。
- (2) 乙は、甲が設置したアマチュア無線設備等を、甲の許可なく移動したり改造等の行為をしてはならない。

(使用の届出)

第5条 乙が防災無線室又は防災センターのアマチュア無線設備等を使用するときは、様式第2の1又は様式第2の2の使用届を、甲に提出しなければならない。

(使用の報告)

第6条 乙が防災無線室又は防災センターのアマチュア無線設備等を使用したときは、原則として、使用の翌日（翌日が新宿区の休日の場合は、休日の翌日）の午前9時までに、様式第3の1又は様式第3の2の使用報告書を、甲に提出しなければならない。

(使用の中止等)

第7条 甲は、乙からの使用届が提出されていた場合でも、緊急止むを得ない場合等は、使用の取消をすることができる。

(故障等の届出)

第8条 アマチュア無線設備等が乙の使用中に故障若しくは使用不能になった場合等は、乙は、文書をもって速やかに甲に届けなければならない。

(設備の修繕等)

第9条 アマチュア無線設備等が乙の善良な管理のもとに故障若しくは使用不能になった場合等は、甲の費用負担で修理若しくは充足する。ただし、乙の故意又は不注意等により故障若しくは使用不能になった場合等は、乙の費用負担で修理若しくは充足しなければならない。

5. 応援・供給協定

(無線局の登録等)

第10条 甲が防災無線室に設置したアマチュア無線設備等を、電波法第4条に基づき、乙が無線局の開局及び変更登録することに同意する。ただし、乙は、予め文書をもって甲に無線局開局及び変更申請の承諾を得なければならない。

(無線局の登録廃止)

第11条 乙は、甲が設置したアマチュア無線設備等の登録を廃止したときは、文書をもって速やかに甲に報告しなければならない。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議の上定めるものとする。

平成9年3月31日

甲 東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区職員アマチュア無線班長
榛澤 貞茂

(5-44)

水防活動に関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）と東京消防庁牛込消防署（以下「乙」という。）は、水防活動を円滑に行うため次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、水防作業に関する手続きを確認することにより甲と乙の協力体制の強化を行い、もって、河川の増水をはじめとする都市型水害の防止、軽減を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 防水扉等 隆慶橋、中之橋、小桜橋、西江戸橋、石切橋の右岸側に配備された防水扉及び差蓋、土のうをいう。
- 二 水防施設 甲の所管する水防倉庫及び土のう置き場をいう。
- 三 土のう等 甲が、水防活動のため水防施設に保管、維持している土のう及び乙が、水防活動上使用したゲル水のうをいう。

（甲の役割）

第3条 甲は、河川管理者及び水防管理者として防水扉等の操作、設置及び水防施設の維持管理を主体的に行うものとする。

- 2 甲は、夜間、休祭日など甲の勤務時間外に発生する集中豪雨等で、甲の職員では防水扉等の操作、設置など対応が間に合わない場合、乙に出動を要請するものとする。
- 3 前項の出動を要請した場合、甲はその旨を文京区に連絡するものとする。
- 4 甲は、防水扉等の設置に関して円滑かつ万全を期すため、文京区及び牛込警察署等関係機関と必要な調整を行う。
- 5 甲は、水防施設、水防扉等について、緊急時に使用できるよう乙に鍵を配布する。
- 6 甲は、水防作業に使用した土のう等の収納、撤去及び処分を行う。
- 7 甲は、大雨洪水注意報及び警報が発令され解除されるまでの間、気象情報を迅速に乙に通報する。

（乙の役割）

第4条 乙は、甲の出動要請を受けた場合、東京消防庁で定める部隊運用計画に基づき必要な対応を行うものとする。

（防水扉等の設置作業）

第5条 防水扉等の設置は、次の要領で設置するものとする。

- 一 防水扉等の操作、設置は水位状況を的確に把握し溢水直前、もしくは、溢水の恐れがある場合に行うものとする。
- 二 防水扉等は、原則として左・右岸を同時に設置するものとし、現場においては、左岸側の文京区職員、小石川消防署員との連携をもって実施するよう努める。
- 三 甲が、防水扉等の操作、設置を行った場合は、直ちに乙にその旨の連絡を行う。
- 四 乙が、防水扉等の操作、設置を行った場合は、直ちに甲にその旨の連絡を行う。
- 五 前号の連絡があった場合、甲は、交通の遮断について牛込警察署に連絡を行う。

（防水扉等の取扱訓練、演習）

第6条 甲は、防水扉等の設置、操作方法について説明書等を作成し乙に配付する。また、乙の要請により随時現地で操作の訓練、演習を実施する。

（窓口の設置）

第7条 甲と乙は、相互の協力体制を確立し情報の緊密化を図るため連絡窓口を別紙の通り設置する。

5. 応援・供給協定

(協 議)

第8条 この覚書について疑義が生じたとき、また、定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成13年10月15日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区筑土入幡町5番16号
東京消防庁
牛込消防署長 諸川 忠勝

(別紙)

連絡窓口

甲 新宿区環境土木部土木計画課計画係
TEL 03-3209-1111 内線4571～5
TEL 03-5273-3525 (ダイヤルイン)
FAX 03-3209-5595

乙 東京消防庁牛込消防署警防課消防係
TEL 03-3267-0119 内線350
FAX 03-3267-4655

(平成13年10月)

(5-45)

災害時における動物救護活動に関する協定書

災害時における動物救護活動に関し、新宿区を「甲」とし、東京都獣医師会新宿支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

(動物救護の活動場所)

第3条 乙は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所及び東京都獣医師会新宿支部員の保有する施設において、動物救護活動を実施するものとする。

(乙の行う動物救護活動)

第4条 乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する獣医療行為
- (2) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 動物の死亡の確認
- (4) 飼い主の不明な動物の個体識別補助
- (5) 甲の行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (6) 被災した動物に関する情報の収集及び提供活動

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が動物救護活動を実施した時に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う、獣医師の派遣等に要する経費
- (2) 動物救護活動に使用した、医薬品及びペットフード等の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害補償については、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年新宿区条例第12号)の規定に基づき補償するものとする。

(動物救護連絡協議会の設置)

第7条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関と動物救護連絡協議会を設置するものとする。

(連絡調整)

第8条 この協定に関する連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲及び乙の指定する者とする。

(細 目)

第9条 この協定に関する細目は、別途定める。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及び、協定の解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議の上決定する。

この協定の証として本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年9月19日

甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

乙 新宿区中落合三丁目24番16号
東京都獣医師会
新宿支部長 黒田 勝

(5-46)

新宿区動物救護連絡協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 災害時における動物救護活動に関する協定書第7条の規定に基づき、災害時の動物救護活動の円滑な運営を図ることを目的として、新宿区動物救護連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における動物救護活動の運営に関すること。
- (2) 災害時における関係機関との情報連絡及び調整方法に関すること。
- (3) その他連絡協議会が必要と認めること。

(構 成)

第3条 連絡協議会は、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 事務局長は衛生部衛生課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は次に掲げるとおりとする。

(1) 東京都獣医師会新宿支部

ア 支部長 1名

イ 担当者若干名

(2) 衛生部衛生課

ア 担当係長 1名

イ 担当者 若干名

(3) 総務部危機管理室

ア 室長 1名

イ 担当係長 1名

ウ 担当者 若干名

(会 議)

第4条 連絡協議会は、必要に応じて事務局長が招集し、会務を総理する。

- 2 事務局長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡協議会の事務局は、衛生部衛生課に置く。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月19日から施行する。

(5-47)

災害時における動物救護活動に関する協定細目

「災害時における動物救護活動に関する協定書」第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

(甲の責務)

第1条 甲は、災害発生時に「東京都動物救援本部」及び「特別区支援対策本部」と連絡調整を図り、被災した動物に関する情報収集を行い、乙に情報提供をする。

(費用弁償)

第2条 乙は、費用弁償に際し、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

(動物救護連絡協議会)

第3条 甲は、東京都獣医師会新宿支部、新宿区総務部危機管理室及び新宿区衛生部衛生課の構成員をもって組織する、動物救護連絡協議会を開催する。

2 甲は、動物救護連絡協議会の開催に際し、必要とする関係機関を招請することができる。

(連絡責任者)

第4条 甲の指定する連絡責任者は、新宿区衛生部衛生課長とする。

2 乙の指定する連絡責任者は、東京都獣医師会新宿支部長とする。

この協定細目の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年9月19日

甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

乙 新宿区中落合三丁目24番16号
東京都獣医師会
新宿支部長 黒田 勝

(5-48)

災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定

この協定は、新宿区(以下「甲という。｣が、災害時に、聴覚障害者に対し、新宿区地域防災計画に基づき、新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークル(以下「乙」という。))とともに行う業務(以下「聴覚障害者に対する業務」という。))に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第1条 聴覚障害者に対する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第一次避難所又は第二次避難所への避難の誘導
- (2) 第一次避難所又は第二次避難所における避難生活を送るために必要な情報の提供
- (3) その他甲及び乙が必要と認める業務

2 前項第3号の業務に関しては、甲及び乙は、新宿区ろう者協会(以下「丙」という。))と協議するものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、聴覚障害者に対する業務を実施する場合は、乙に対し、協力の要請を行うことができる。

2 甲は、前項の協力の要請(以下「協力の要請」という。))を行う場合には、次に掲げる事項を乙に伝達するものとする。

- (1) 協力の要請の理由
- (2) 協力の要請の内容
- (3) その他必要な事項

3 乙は、協力の要請を受けたときは、特別な事情がない限り、当該協力の要請に応じた聴覚障害者に対する業務を行うものとする。

(費用の負担)

第3条 甲は、乙が前条第3項の規定により聴覚障害者に対する業務を行った場合には、当該聴覚障害者に対する業務の実施に要した費用のうち、次に掲げるものを負担するものとする。

- (1) 交通費
- (2) その他甲が自ら負担すべきものと認めた費用

(損害補償)

第4条 第2条第3項の規定により聴覚障害者に対する業務を行った者に係る損害補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年新宿区条例第12号)の規定によるものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 甲又は乙が、前項に規定する期間が満了する日の3か月前までに、この協定の解除又は変更の申出を行わないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協 議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年11月22日

- 甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 区長 中山 弘子
- 乙 新宿区登録手話通訳者連絡会
会長 賀来 眞知子
新宿区手話サークル
会長 村松 直人
- 丙 新宿区ろう者協会
会長 荒明 肇

(5-49)

災害時における法律相談に関する協定

新宿区を甲とし、新宿区法律相談担当弁護士クラブを乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う災害時における法律相談に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(法律相談員の派遣)

第2条 甲が、新宿区地域防災計画に基づき災害時における法律相談を実施する場合は、乙に対し、法律相談員の派遣を要請するものとする。

(活動計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、速やかに法律相談員の派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(特別法律相談会場)

第4条 甲は、災害時における法律相談を実施するため、特別法律相談会場を設置する。

(相談料)

第5条 災害時における法律相談に係る相談料は、無料とする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が災害時における法律相談の実施に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年新宿区条例第12号)に規定する損害補償の例によるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。

2 期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(細 目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年7月31日

甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆

乙 新宿区市谷船河原町11番地
新宿区法律相談担当弁護士クラブ
代表幹事 安原 正之

(5-50)

災害時における応急対策活動支援に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と東京都印刷工業組合新宿支部（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、応急対策活動のための小型特殊仕様型（ナンバープレート付）フォークリフト等作業用資機材及び操作員等（以下「作業用資機材等」という。）を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害発生時等においては、乙に対し、日時、場所その他必要な事項を指定し、作業用資機材等の提供を要請するものとする。

2 甲は、緊急を要する場合において、乙に対し、あらかじめ甲が指定した災害応急対策活動を実施する行政機関の長をもって作業用資機材等の提供の要請をさせることができる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、作業用資機材等を指定された場所において提供するとともに、区職員又はあらかじめ甲が指定した災害応急対策活動を実施する行政機関の職員の指示により次に掲げる作業を行うものとする。

- (1) 緊急に人命救助活動を行うために必要な障害物の除去作業
- (2) 救援物資、調達物資等の運搬作業

（完了報告）

第4条 乙は、前条の作業が完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 乙は、第3条の作業に要した経費について、明細書等を付して甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求の内容を精査して、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、乙が第2条の規定による要請に基づく作業に従事したことにより、その操作員等が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、補償するものとする。

（提供可能な作業用資機材の報告）

第7条 乙は、この協定の締結に当たり、災害時に提供可能な作業用資機材に関し、甲が定める事項について、甲に報告するものとする。

2 乙は、この協定の締結後は、毎年1回、前項に規定する事項について、甲に報告するものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

上記協定の証として、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成17年12月26日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区喜久井町4-1(株)新宿支部印刷会館内
東京都印刷工業組合新宿支部
代表者 支部長 神田 貞利

(5-51)

災害時における応急対策活動支援に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合新宿支部（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、応急対策活動のための小型特殊仕様型（ナンバープレート付）フォークリフト等作業用資機材及び操作員等（以下「作業用資機材等」という。）を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害発生時等においては、乙に対し、日時、場所その他必要な事項を指定し、作業用資機材等の提供を要請するものとする。

2 甲は、緊急を要する場合において、乙に対し、あらかじめ甲が指定した災害応急対策活動を実施する行政機関の長をもって作業用資機材等の提供の要請をさせることができる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、作業用資機材等を指定された場所において提供するとともに、区職員又はあらかじめ甲が指定した災害応急対策活動を実施する行政機関の職員の指示により次に掲げる作業を行うものとする。

- (1) 緊急に人命救助活動を行うために必要な障害物の除去作業
- (2) 救援物資、調達物資等の運搬作業

（完了報告）

第4条 乙は、前条の作業が完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 乙は、第3条の作業に要した経費について、明細書等を付して甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求の内容を精査して、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲は、乙が第2条の規定による要請に基づく作業に従事したことにより、その操作員等が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、補償するものとする。

（提供可能な作業用資機材の報告）

第7条 乙は、この協定の締結に当たり、災害時に提供可能な作業用資機材に関し、甲が定める事項について、甲に報告するものとする。

2 乙は、この協定の締結後は、毎年1回、前項に規定する事項について、甲に報告するものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

上記協定の証として、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成17年12月26日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区弁天町177
東京都製本工業組合新宿支部
代表者 支部長 中澤 利政

(5-52)

災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合、同組合新宿支部、同組合四谷支部及び同組合牛込支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容活動及び資器材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（衛生活動）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、災害時において次に掲げる衛生活動を行うものとする。

- (1) 理容
- (2) 理容に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、災害時における理容活動及び資器材等提供要請書（様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話連絡により同条の要請を行うことができる。この場合において、甲は、事後速やかに、要請書を乙に提出するものとする。

（理容師派遣対象者）

第4条 第2条第1号の理容は、理容師法施行令第4条第1号に該当する被災者を対象とする。

（理容費）

第5条 この協定に基づき理容を行った場合において、乙は、被災者から当該理容に係る費用を徴収しないものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2号の理容に必要な資器材及び消耗品の提供に係る費用については、甲が負担する。

（担当窓口）

第7条 乙は、甲との連絡を円滑に行うため、担当窓口を設置し、その連絡先、担当者、その他必要事項を甲に報告するものとする。また、担当窓口に変更等があった場合も同様とする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく衛生活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はこの協定に基づく衛生活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった者については、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

5. 応援・供給協定

(協定期間)

第9条 この協定は、甲乙いずれか一方から解除の申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結した証として本書5通を作成し、甲乙記名押印の上各々1通を保管する。

平成18年8月21日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区下落合四丁目26番7号 東京理容会館2F
東京都理容生活衛生同業組合
理事長 飛田 英雄

東京都新宿区中落合三丁目5番13号 朝倉方
東京都理容生活衛生同業組合 新宿支部
支部長 朝倉 弘景

東京都新宿区四谷四丁目30番地 黒坂方
東京都理容生活衛生同業組合 四谷支部
支部長 黒坂 嘉男

東京都新宿区富久町6番9号 小成方
東京都理容生活衛生同業組合 牛込支部
支部長 小成 和朗

(5-53)

新宿区と東京理科大学との災害情報提供システムの構築に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と東京理科大学（以下「大学」という。）は、今後起こり得る災害に備え、神楽坂地域における災害時要援護者に対する災害情報提供システムを構築し、区民の安全確保のため、相互に援助及び協力を行うことに合意したので、その基本事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区と大学が相互に災害情報提供システムの構築を図ることにより、災害時における区民の安全確保を図ることを目的とする。

（援助協力事項）

第2条 区と大学は、次に掲げる事項について相互に援助及び協力を行うものとする。

- (1) 災害時要援護者が情報を受信するために必要な機器に関する事項
- (2) 災害情報提供システムに係るネットワークの構築に関する事項
- (3) 災害情報提供システムに係る調査に関する事項
- (4) 帰宅困難者に対する情報の提供に関する事項
- (5) その他この協定の目的を達成させるため必要な事項

（協議）

第3条 前条に規定する援助協力事項の詳細及びその成果の利用条件等については、区と大学は別途協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、区と大学が協議を行い決定するものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、当該期間満了の日の2か月前までに、区又は大学からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に3年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

区及び大学は、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成18年8月29日

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区 区長 中山 弘子

東京都新宿区神楽坂一丁目3番
東京理科大学 学長 竹内 伸

(5-54)

災害時における電力復旧活動に関する相互支援協定

新宿区（以下「甲」という。）と東京電力株式会社新宿支社（以下「乙」という。）は、災害の発生時における電力の早期復旧を目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新宿区の区域内において停電の長期化が予想される大規模な災害が生じた場合における甲乙間の相互支援に関し基本的な事項を定めることにより、もって迅速な電力復旧活動に資することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定の対象となる災害は、新宿区の区域内において発生した次に掲げる災害とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に規定する災害であって、甲又は乙がその一方の当事者の支援を必要とする災害
- (2) 乙が発令した第3非常態勢に係る災害

（連絡責任者）

第3条 この協定の円滑な遂行を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあつては区長室危機管理課長の職にある者とし、乙にあつては新宿支社地域コミュニケーショングループマネージャーに職にある者とする。

（相互支援の内容）

第4条 甲乙間における相互支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、甲が所有する建物及び土地を甲の業務に支障のない範囲内において、乙に提供する。
- (2) 乙は、前号の規定により提供された建物及び土地を、電力復旧要員の待機場所、資材置場等電力復旧活動の拠点として使用する。
- (3) 乙は、新宿区災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合には、本部及び本部に置かれた部に情報連絡要員を派遣し、被災情報を適宜把握する。
- (4) 乙は、電気の取扱いに関する注意事項、電力復旧の進捗状況等を区民に広く周知する必要がある場合は、甲に要請し、甲が所有する地域防災無線等を使用することができる。
- (5) 甲は、既存電力契約がない避難場所等に仮設電力を設置する必要がある場合は、その旨を乙に要請する。
- (6) 乙は、前号の規定による要請があったときは、仮設電力設備までの外線電力の供給を行う。この場合において、仮設電力設備からの内線工事については、甲が行うものとする。
- (7) 既存電力契約がある避難所等の区の施設において停電が発生した場合は、次の区分に応じ、それぞれに定めるとおり停電の復旧作業を行う。
 - ア 当該施設への外線電力が確保されていない場合 甲は、乙に対し外線電力の確保を要請し、乙は、当該要請に基づき外線電力の確保を行う。
 - イ 当該施設への外線電力が確保されている場合 甲は、自らにおいて内線工事を行う。
- (8) その他甲及び乙が協議により必要と認めた事項

（電力復旧活動に伴う要請の簡略化）

第5条 前条に規定する相互支援を実施するに当たり必要な要請は、その緊急性にかんがみ、口頭によりこれを行うことができる。

（費用負担）

第6条 第4条に規定する相互支援を実施するに当たり要請に応じて協力した者が負担した費用について、法令等に特段の定めがある場合を除き、要請を行ったものが負担する。

2 前項の規定により負担すべき額は、適正な方法により算出した額とし、甲乙協議の上その都度定める。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただ

し、当該期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間相続するものとする。以後においてもまた同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本協定を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成19年3月29日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区新宿五丁目4番9号
東京電力株式会社新宿支社
代表者 支社長 高瀬 賢三

(5-55)

災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内（以下「区内」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害その他の災害が発生した場合又は当該災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要となる清涼飲料水の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（清涼飲料水等の供給）

- 第1条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき災害時等に甲が実施する災害応急対策において、清涼飲料水が必要であるときは、乙に対して清涼飲料水の供給を依頼することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定により清涼飲料水の供給を依頼する場合は、清涼飲料水供給協力依頼書（第1号様式）によりその品目・品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合には、甲は乙に対して、口頭で依頼を行うとともに、当該依頼書を後日提出することができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による甲からの清涼飲料水の供給の依頼に対し、当該供給を行うことを承諾した場合は、その旨の書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急の場合には、乙は甲に対して、口頭で承諾を行うとともに、当該承諾書を後日提出することができるものとする。
- 4 乙は、前項の規定による承諾をした場合は、当該承諾の時点において乙が納入し得る数量の範囲内で甲に対して優先的に、甲の指定する場所に清涼飲料水を納入するものとする。

（費用負担）

- 第2条 甲は、前条第4項の規定による納入に係る代金を負担するものとする。この場合における代金は、甲が前条第1項の規定により乙に依頼をした時点（以下「依頼時」という。）において災害が発生していた場合にあつては当該災害の発生直前の時点における当該飲料水の製造者が設定した希望小売価格の範囲内とし、依頼時において未だ災害が発生していない場合にあつては当該依頼時の当該希望小売価格の範囲内とする。

（代金の請求及び支払等）

- 第3条 乙は、第1条第4項の規定による清涼飲料水の納入が完了したときは、納品書を提出するとともに、納入した清涼飲料水について甲の検査を受けるものとする。
- 2 前項の検査を受けたときは、乙は前条の代金の支払いについて、甲の指定する書面により甲に請求することができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定により乙から代金の請求に係る書面（以下「請求書」という。）を受領した場合において、当該請求書の内容を確認し相当と認めるときは、当該受領の日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（災害補償）

- 第4条 甲は、第1条第4項の規定による清涼飲料水の納入の業務が行われたことに伴い、当該納入の業務を行った乙の従業員等が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を負ったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、当該従業員等又はその遺族に対し補償するものとする。

(有効期間等)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙の一方から他方に対してこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定と同一の条件でその期間を1年間とする協定を更新したものとみなし、以後においてもまた同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の各条項の解釈上疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成20年3月26日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

代表者 新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区東五軒町2番18号
株式会社八洋

代表者 代表取締役社長 後藤 伯彦

(5-56)

大震災等の災害の発生時における現地情報本部の設置等に関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）及び学校法人工学院大学（以下「乙」という。）は、大震災等の災害の発生時において、甲が乙の管理する施設（以下「管理施設」という。）の一部を現地情報本部として利用することに関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（現地情報本部の設置）

第1条 甲は、大震災等の災害の発生時において、帰宅困難者等の滞留による新宿駅周辺の混乱を未然に防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ乙と協議の上、管理施設の一部に現地情報本部を設置する。

2 前項の協議は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、文書に代えて、ファクシミリ若しくはEメール又は口頭により行うことができる。

（現地情報本部の管理運営）

第2条 現地情報本部の管理運営は、甲が行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙との緊密な連絡を図るため、現地情報本部に連絡員を配置するものとする。

（現地情報本部の設置期間）

第3条 現地情報本部の設置期間は、大震災等の災害が発生した日から起算して7日を経過した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、大震災等の災害の状況等により特に必要と認めるときは、乙と協議の上、現地情報本部の設置期間の終期を別に定めることができるものとする。

（現地情報本部の廃止）

第4条 甲は、現地情報本部を廃止するときは、現地情報本部として利用した管理施設の一部について、これを原状に回復し、乙の確認を受けた後に返還するものとする。

（経費の負担）

第5条 現地情報本部の設置、管理運営、廃止等に係る経費は、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、本覚書締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれもが、当該有効期間の満了する日の3か月前までにこの覚書を解除する旨の意思表示をしないときは、この覚書は、当該有効期間の満了する日から更に1年間、有効に存続するものとし、その後においてもまた同様とする。

（協議）

第7条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に定めがある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

甲及び乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成20年10月21日

甲 新宿区

代表 新宿区長 中山 弘子

乙 学校法人工学院大学

代表 理事長 大橋 秀雄

(5-57)

災害時における応急対策業務に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と、日本ボーイスカウト東京連盟新宿地区（以下「乙」という。）は、新宿区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、法第42条第1項の規定により作成された新宿区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲は、計画に基づく応急対策業務を実施する必要がある場合は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 避難所内の清掃及び物資の仕分け等の避難所の管理に係る補助業務
- (2) 避難所における炊き出し業務
- (3) 避難所における応急救護業務
- (4) 救援物資等の仕分け搬送業務
- (5) その他、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の規定により要請する場合、次に掲げる事項を書面で行うものとする。ただし書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) その他必要な事項

（災害補償）

第4条 甲は、乙が第2条の規定により要請された応急対策業務（以下「要請業務」という。）に従事したことにより、要請業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、補償するものとする。

（甲の負担）

第5条 甲は、乙が要請業務の従事のために必要とする施設及び設備等を、可能な範囲で提供するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 甲は、本協定の実効性を確保するために、乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

5. 応援・供給協定

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

(細目)

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本協定を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成21年2月19日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

代表者 新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区高田馬場三丁目8番32-101号
ボーイスカウト東京連盟新宿地区協議会

代表者 会長 大久保 金吾

(5-58)

災害時における災害時要援護者等に係る緊急搬送 及び災害情報通信に係る協力に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と株式会社グリーンキャブ（以下「乙」という。）は、新宿区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した時等における災害時要援護者及び甲が指定する傷病者（以下「要援護者等」という。）に係る緊急搬送及び災害情報通信に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法第42条第1項の規定により作成された新宿区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の応急対策業務に係る乙の要援護者等の緊急搬送及び災害情報通信に係る協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、計画に基づく応急対策業務を実施する必要がある場合は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 要援護者等を医療機関及び避難所に避難させる必要がある場合における緊急搬送
- (2) 安全確保に寄与する有線通信を利用することが著しく困難となった場合における、甲の情報収集体制を支援するための乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系による災害情報通信

（要請手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の規定により協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

- (1) 要請の理由
 - (2) 要請する車両台数
 - (3) 要請の期間
 - (4) その他必要な事項
- 2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条各号に掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力を努める。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第2条各号に掲げる事項に係る業務が円滑に実施されるため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

5. 応援・供給協定

(費用負担)

第6条 第2条各号に掲げる事項に係る業務に要する費用（以下「費用」という。）については、甲が負担する。

2 費用の金額は、災害時の直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、災害が収束した時点で、書面により費用の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙に対し速やかに当該請求に係る費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙が第2条の規定により要請された応急対策業務（以下「要請業務」という。）に従事したことにより、当該要請業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、当該要請業務の従事により受ける損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年5月18日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 新宿区長 中山 弘子
乙 東京都新宿区戸山三丁目15番1号
株式会社 グリーンキャブ
代表者 代表取締役社長 高野 公秀

(5-59)

災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する覚書

災害時における復旧復興等の協力体制について、新宿区（以下「甲」という。）と〇〇〇会社*（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、新宿区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合、新宿区地域防災計画に基づき、被災した区立施設等の補修及び応急仮設住宅建設に当たり、区内の建設業界の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が要請する区立施設の修繕（以下「修繕」という。）
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第23条第1項第1号に掲げる収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与及び同項第6号に掲げる災害にかかった住宅の応急修理（以下「救助」という。）

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、場所その他必要な事項を明らかにして要請する。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、修繕又は救助を行う。

（報告）

第5条 乙は、協力した作業内容等を、甲に報告する。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が修繕又は救助を実施した場合において、当該修繕又は救助に要する経費を、別に締結する契約に基づき負担する。

（請求）

第7条 乙は、修繕又は救助を行った後、甲の確認後、前条の経費を甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

（協力者の損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、乙の従業員が修繕又は救助の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲がその損害を補償するものとする。

5. 応援・供給協定

2 前項の補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に準じて行うものとする。

（有効期限）

第10条 この覚書の有効期限は、平成22年3月26日から平成23年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに甲及び乙の一方からなんらかの申出がないときは、この覚書は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の解釈について疑義が生じたものについて、甲乙協議の上決定する。

本覚書締結を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月26日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子
乙

※ 上記の様式で、以下の各社と覚書を締結している。

田中土建工業株式会社	代表取締役	田中 正和
太陽建設株式会社	代表取締役	吉田 一雄
株式会社片山組	代表取締役社長	星野 明夫
株式会社第一ビューティク	代表取締役	川端 文夫
日新工業株式会社	代表取締役	萩原 祥治
辻建設株式会社東京支店	常務取締役支店長	前田 澄男
株式会社装美建工	代表取締役	内堀 文明
関口工業株式会社	代表取締役	関口 紘
株式会社高橋工務店	代表取締役	高橋 宏彰

(5-60)

災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、新宿区（以下「甲」という。）と新宿区住宅リフォーム協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新宿区の区域内において災害が発生した場合、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における救出救護活動、甲の要請する区立施設の補修、収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ）の供与及び住宅の応急修理について、区内建設業界の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時において、乙及び乙の会員に対し、理由、業務内容、日時、場所その他必要な事項を明らかにして協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、会員を甲が指定した場所に直ちに出勤させるとともに、特別な理由がない限り資機材を供給するものとする。

2 乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前条第1項による甲の要請を待たずに、会員を出勤させることができる。

3 甲は、出勤した会員を指導するものとする。

（活動業務）

第4条 前条の規定により出勤した会員は、次の業務を行う。

- (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。
- (2) 区立施設及び災害にかかった住宅の応急補修に関すること。
- (3) 収容施設の建設に関すること。
- (4) その他、甲が必要と認める業務に関すること。

2 乙は、第2条の規定により、甲から協力を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、応急対策活動を実施するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の内容を報告するものとする。

（応急活動計画書の策定及び提出）

第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、応急活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の応急活動計画書を変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

5. 応援・供給協定

(費用負担)

第6条 甲は、乙が応急対策活動を実施した場合において、次の経費を別に締結する契約に基づき負担するものとする。

- (1) 会員の活動に要した経費
- (2) 資機材の供給に要した経費

(請求)

第7条 乙は、第4条に規定する業務終了後、甲の確認を受けた後、前条の規定による経費を甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

(従事者の損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の会員が、第2条の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年新宿区条例第12号）の規定の例によりその損害を補償するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3ヶ月前までに甲及び乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。以後においてもまた同様とする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定及びこの協定に基づく細目の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年8月2日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区北新宿四丁目33番9号
新宿区住宅リフォーム協議会
代表者 議長 井田 征一

新宿リフォーム協議会構成団体代表者

東京都新宿区北新宿四丁目33番9号

東京土建新宿支部

支部長 井田 征一

東京都新宿区高田馬場三丁目10番2号

新宿建築組合

組合長 近澤 進一

東京都新宿区弁天町121番3号

一般社団法人 早稲田建設業組合

理事長 杉寄 守彦

東京都新宿区大久保二丁目23番11号

社団法人東京中小建築業協会新宿支部

支部長 河野 功

(5-61)

災害時における公園及び道路の樹木等の障害物除去応急対策業務に関する協定書

台風、突風及び大震災における応急対策業務に関し、新宿区（以下甲という。）と新宿区造園防犯協力会（以下「乙」という。）との間において、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、災害時において生じた倒木、枝折れによる公園利用の妨げや道路交通の支障に対する応急対策を実施するに当たり、乙の積極的な協力を得て、円滑な災害応急対策を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時の災害応急対策業務に関して、乙に出動及び必要な資機材、労務等の供給協力を要請することができる。

（業務の内容）

第3条 前条の災害応急対策業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した公園、道路等の樹木を中心に点検を実施すること。
- (2) 公園や道路の落下支障枝、倒木等の障害物の除去に関すること。
- (3) 公共施設破損等の応急補修や重要生活道路の確保に関すること。
- (4) 資機材、重機及び労務（以下「建設資機材」という。）の提供に関すること。
- (5) その他甲が必要と認めること。

（会員）

第4条 乙に属し、本業務に従事する会社を本協定の会員（以下「会員」という。）とする。

（業務実施区域）

第5条 会員の業務実施範囲は、新宿区立公園及び遊び場並びに新宿区道とする。各会員の実施範囲については、別途定めるものとする。

2 前項の業務範囲を変更する場合は、あらかじめ甲と乙が協議しておこなうものとする。

（資機材の報告）

第6条 乙はあらかじめ建設資機材を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材に著しい変化があったとき、または甲からの求めがあった場合には、乙は速やかに甲に報告するものとする。

（出動要請）

第7条 甲は乙に対し、災害の状況に応じて業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書または電話等の方法により会員の出動を要請するものとする。

2 東京23区内に震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生し、被害甚大のため、甲が乙に対して出動の要請が不可能な場合は、乙は、甲からの要請があったものとみなし自主的に出動するものとする。

（業務の指示）

第8条 業務の指示は、通常の災害については、みどり公園課長が行い、大規模災害については、災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従うものとする。

（業務実施の報告）

第9条 乙は、各会員の出動を確認した後、全員の出動状況、各現場責任者、建設資機材の数量及び作業状況、作業内容を取りまとめ、着手後速やかに甲に報告するものとする。

(業務完了の報告)

第10条 乙は、会員の業務が完了した後に、延滞なく作業報告書により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は前条の報告後、当該業務に要した費用を書面で甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合には、内容を精査確認のうえ、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い損害が生じた場合は、その賠償の負担について、甲と乙が協議して定める。

(会員の損害補償)

第13条 甲は、会員の従業員が応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または、応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害賠償に関する条例」(昭和41年東京都新宿区条例第12号)に基づき、これを補償する。

(連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつてはみどり公園課長とし、乙にあつては新宿防災協力会会長とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、協定締結の日から適用する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年12月22日

甲 新宿区
区 長 中山 弘子

乙 新宿区造園防災協力会
会 長 卯之原 昇

(5-62)

災害等発生時における施設の提供に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と新宿ホテル旅館組合（以下「乙」という。）は、災害等発生時における施設（乙の会員が運営する宿泊施設等のうち別紙に定めるものをいう。以下同じ。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時における施設の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合においては、当該災害等により帰宅が困難となった者又は緊急に避難が必要となった者（以下「帰宅困難者等」という。）に対し、一時滞在所として施設を提供するよう乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「提供要請」という。）は、書面により行うものとする。ただし、その暇がないときは、口頭により行い、事後において書面を提出するものとする。

（施設の提供）

第3条 乙は、提供要請があったときは、宿泊者その他の者の利用を害しない範囲において、施設を提供するものとする。

2 提供要請に基づき施設を提供する期間は、災害等が発生した日から換算して3日以内とする。ただし、甲より提供期間の延長の要請があり、乙がこれに応じたときは、3日を限度としてこれを延長することができる。提供期間の延長後においてもまた同様とする。

（報告）

第4条 乙は、提供要請に基づき施設を提供したときは、甲に報告するものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示がないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義を生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月15日

甲 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区百人町一丁目22番28号
新宿ホテル旅館組合
組合長 小坂 勝美

(5-63)

帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、新宿区内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者の安全を確保するため、乙の管理する施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難者が一時滞在できる施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）として使用する必要が生じたときは、事前に、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（施設の提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、施設の状況を調査し、帰宅困難者一時滞在施設として使用させる施設について甲に対し回答するものとする。

（提供の期間）

第4条 帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から3日とする。ただし、当該期間を超えて帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に基づき施設を提供したときは、速やかに、甲に報告するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年9月12日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
学校法人 東京理科大学
理事長 塚本桓世

(5-64)

帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人早稲田大学（以下「乙」という。）は、新宿区内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者の安全を確保するため、乙の管理する施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難者が一時滞在できる施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）として使用する必要があるときは、事前に、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（施設の提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、施設の状況を調査し、帰宅困難者一時滞在施設として使用させる施設について甲に対し回答するものとする。

（提供の期間）

第4条 帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から3日とする。ただし、当該期間を超えて帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に基づき施設を提供したときは、速やかに、甲に報告するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区戸塚町一丁目104番地
学校法人 早稲田大学
理事長 鎌田 薫

(5-65)

帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人工学院大学（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者の安全を確保するため、乙の管理する施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難者が一時滞在できる施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）として使用する必要が生じたときは、事前に、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（施設の提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、施設の状況を調査し、帰宅困難者一時滞在施設として使用させる施設について甲に対し回答するものとする。

（提供の期間）

第4条 帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から3日とする。ただし、当該期間を超えて帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に基づき施設を提供したときは、速やかに、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年12月27日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山弘子
乙 東京都新宿区西新宿一丁目24番2号
学校法人 工学院大学
理事長 高田貢

(5-66)

新宿区と学校法人工学院大学との防災・減災対策の相互連携に関する基本協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人工学院大学（以下「乙」という。）は、地域における防災・減災対策に関し相互に連携を図ることを合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、防災・減災対策に関する包括的かつ相互の連携協力のもと、安全で安心して暮らせる地域社会の形成、防災・減災に係る人材の育成等を図り、災害に強く、災害から逃げないで済むまちづくりに寄与することを目的とする。

（相互連携）

第2条 前条に規定する包括的かつ相互の連携協力（以下「相互連携」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 防災・減災対策の推進に関する事項
- (2) 防災・減災の研究に関する事項
- (3) 新宿駅周辺の防災まちづくりに関する事項
- (4) 防災・減災に係る人材の育成に関する事項
- (5) その他地域における防災・減災対策に関し必要な事項

（協議）

第3条 相互連携の具体的な内容、相互連携の成果の利用条件等については、甲乙協議の上定める。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年12月27日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区

区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区西新宿一丁目24番2号

学校法人 工学院大学

理事長 高田 貢

6 広域避難場所・避難所

(6-1)

広域避難場所地区割当一覧

(平成25年6月現在)

名 称	利用する町丁名	避難計画人口(人)
迎賓館一帯	市谷本村町(一部)、本塩町、四谷1丁目、若葉1丁目	22,359
戸山公園一帯	市谷加賀町1・2丁目、市谷甲良町、市谷薬王寺町、市谷柳町、市谷山伏町、大久保1・2・3丁目、喜久井町、北山伏町、新宿6丁目(一部)、新宿7丁目、高田馬場1・2丁目、戸山1・2・3丁目、西早稲田2丁目(一部)、馬場下町、原町1・2・3丁目、百人町1・2丁目(各一部)、弁天町、南榎町、南山伏町、若松町、早稲田南町	117,724
明治神宮外苑地区	荒木町、市谷本村町(一部)、霞ヶ丘町、片町、坂町、左門町、三栄町、信濃町、須賀町、大京町、南元町、四谷2・3丁目、若葉2・3丁目	92,689
新宿御苑	愛住町、市谷台町、市谷仲之町、歌舞伎町1・2丁目、河田町、新宿1・2・3・4・5丁目、新宿6丁目(一部)、住吉町、富久町、内藤町、舟町、余丁町、四谷4丁目	167,272
新宿中央公園・高層ビル群一帯	西新宿4・5・8丁目、西新宿3丁目(一部)	65,498
百人町三・四丁目地区	北新宿1・2・3・4丁目、高田馬場3・4丁目、百人町1・2丁目(各一部)、百人町3・4丁目	69,803
後樂園一帯	赤城下町、赤城元町、揚場町、市谷砂土原町1・2・3丁目、市谷左内町、市谷鷹匠町、市谷田町1・2・3丁目、市谷長延寺町、市谷八幡町、市谷船河原町、岩戸町、改代町、神楽河岸、神楽坂1・2・3・4・5・6丁目、北町、細工町、下宮比町、白銀町、新小川町、水道町、箆笥町、築地町、津久戸町、筑土八幡町、中町、納戸町、西五軒町、二十騎町、弘方町、東五軒町、袋町、南町、矢来町、横寺町、若宮町	133,837
哲学堂公園一帯	上落合3丁目、中井1・2丁目、中落合3・4丁目、西落合1・2・3・4丁目	78,038
学習院大学	下落合3丁目	83,795
早稲田大学早稲田キャンパス一帯	榎町、天神町、戸塚町1丁目、中里町、西早稲田1・3丁目、西早稲田2丁目(一部)、東榎町、山吹町、早稲田町、早稲田鶴巻町	53,140
落合中央公園	上落合1・2丁目、中落合1丁目	20,761
おとめ山公園地区一帯	下落合1・2・4丁目、中落合2丁目	14,676
地区内残留地区 西新宿地区	西新宿1・2・6・7丁目、西新宿3丁目(一部)	185,042

※避難計画人口には、他区からの避難者も含む。

(6-2)

新宿御苑における緊急避難用門の設置等及び維持管理 並びに災害発生時の開門に関する覚書

新宿御苑管理事務所（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）は、新宿御苑が大地震等の災害発生時（以下「災害発生時」という。）における住民等の避難場所として指定されていることに照らし、以下のとおり覚書を締結する。なお、昭和56年2月10日付けで締結した「緊急避難用門の維持管理に係る覚書」、平成10年11月2日付けで締結した「災害発生時における新宿御苑の開門等に関する覚書」、及び平成18年2月17日付けで締結した「内藤町緊急避難門の取扱いに関する覚書」は廃止する。

（指定及び設置の緊急避難用門）

第1条 乙は、災害発生時において、住民等が円滑かつ迅速に避難ができるよう、甲の協力を得て、新宿御苑内に、乙が指定した緊急避難用門（以下「指定門」という。）を別表第1のとおり、乙が設置した緊急避難用門（以下「設置門」という。）を別表第2のとおり設置する。

（管理責任者の届出）

第2条 乙は、緊急避難用門ごとに地域の防災区民組織の構成員から管理責任者（正・副各1名）を定め、別添様式1により甲に届け出るものとする。管理責任者に異動が生じた場合もまた同様とする。

（緊急避難用門の維持管理）

第3条 甲と乙は、災害発生時における緊急避難用門の使用に支障が生じないように常に善良な維持管理を行うものとする。

- 2 乙は、緊急避難用門及び施錠の管理状況を把握するため、緊急避難用門点検簿を作成し、別添様式2により管理責任者に交付する。
- 3 管理責任者又は乙は、事前に甲に点検日等を連絡した上で、年1回以上、緊急避難用門の開閉機能及び施錠を点検するとともに、その管理状況を緊急避難用門点検簿に記録する。
- 4 乙は、甲又は管理責任者からの連絡及び乙の確認により、設置門の破損を確認したときは、乙の費用負担のもとに速やかに補修を行う。

（緊急避難用門の使用中止）

第4条 甲は、乙による緊急避難用門の維持管理がこの覚書に反すると認められる場合には、当該緊急避難用門を使用させないことができる。

（災害発生時における緊急避難用門の開門）

第5条 災害発生時において、甲は、乙の要請により緊急避難用門について開門するものとする。

- 2 災害発生時の状況により乙が甲に速やかな要請ができないときは、甲は、自主的な判断により緊急避難用門を開門するものとする。

（合鍵の貸し出し）

第6条 甲は、災害発生時が夜間等で自らが速やかに開門することができない場合に備えて、乙に対し、緊急避難用門の開門に必要な合鍵を貸し出しする。

(防災区民組織への合鍵の貸し出し)

第7条 乙は、前条の規定により、甲から借り受けた合鍵について、地域の防災区民組織に対し、別表第3のとおり、貸し出すことができるものとする。

2 乙は、前項の規定により合鍵の貸し出しを受けた防災区民組織に対し、当該合鍵を災害発生時及び点検時の開門以外に使用しないように指導監督するものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を有するものとする。

平成23年5月18日

甲 東京都新宿区内藤町11番地
新宿御苑管理事務所
所長 三村 起一

乙 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

別表 1 (第 1 条関係)

門の名称 (指定門)
新宿門
旧新宿門
臨時門
大木戸門

別表 2 (第 1 条関係)

門の名称 (設置門)
内藤町緊急避難用門 A
内藤町緊急避難用門 B

別表 3 (第 6 条関係)

防災区民組織	合鍵貸与に係る門の名称
新宿二丁目町会	新宿門
新宿二丁目町会	旧新宿門
新宿一丁目町会	臨時門
新宿一丁目町会	大木戸門
内藤町町会	内藤町緊急避難用門 A
内藤町町会	内藤町緊急避難用門 B

別紙様式1（第2条関係）

平成 年 月 日

新宿御苑管理事務所長 様

新宿区長 中山 弘子

管 理 責 任 者 届

標記について、次のとおり届出します。

町会

管理責任者	住 所	氏 名	連 絡 先 電 話 番 号	備 考 (前管理責任者氏名)
正				
副				

別紙様式2（第3条関係）

緊 急 避 難 用 門 点 検 簿

町会

門名	年 月 日	曜日	管理責任者	事務所立会人	施錠	適用

(注)「適用」には、破損状況、その他処理状況、修復日時等を記入してください。

(6-3)

緊急避難用門の維持管理等に関する覚書

東京都新宿区(以下「甲」という。)と東京都新宿区四谷地区町会連合会(以下「乙」という。)とは、広域避難場所新宿御苑の緊急避難用門(以下「この門」という。)の維持管理等に関し、安全避難の確保を図るため、次のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1条 この門は、震災発生時において、地域住民等が避難を要するとき、円滑かつ迅速な避難ができるよう設置するものであり、もって災害時の被害を最少限に防ぐことを目的とする。

(設置箇所)

第2条 甲は、前条の目的を確保するため、新宿御苑の協力を得て、次の箇所へこの門を設置する。

門の設置場所

- (1) 新宿一丁目門…別紙図面のとおり
- (2) 新宿二丁目門… 〃
- (3) 内藤町門A … 〃
- (4) 内藤町門B … 〃

(維持管理等)

第3条 乙は、前条により甲が設置した、この門の点検及び緊急時の開閉に対処する等、維持管理運用を行うことにより、甲の震災対策事業に協力するものとする。

(管理責任者の設置)

第4条 この門の維持管理等のため、各門ごとに管理責任者(正・副)2名を置く。

- 2 前項の管理責任者(正・副)2名は、各門の所在地町会(下表のとおり。)の推せんにより、甲が指定したものとする。
- 3 管理責任者に異動が生じた場合も同様とする。

(表) 門の所在地町会

門の名称	所在地町会
新宿一丁目門	新宿一丁目町会
新宿二丁目門	新宿二丁目町会
内藤町門A	内藤町町会
内藤町門B	

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、別に定める覚書実施細目に基づき、この門の使用に支障を生じないように、常に善良な維持管理等を行うものとする。

(協議事項)

第6条 以上の他、この覚書に関して、疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(付記事項)

第7条 広域避難場所新宿御苑に隣接する旧四谷第二中学校跡地に所在する門についても、これに準じた扱いとする。

昭和56年3月31日

- 甲 新宿区歌舞伎町1-4-1
東京都新宿区長 山本 克忠
- 乙 新宿区内藤町87
東京都新宿区四谷地区町会連合会
会 長 永井 慶雄
新宿一丁目町会長 永井 慶雄
新宿二丁目町会長 今井 正二
内藤町町会長 小山 芳三

(6-4)

緊急避難用門の維持管理等に関する覚書実施細目

- 1 管理責任者は、震災発生時において、この門の使用に支障を生じないように、常に適正な点検管理を行う。
- 2 管理責任者は、1の場合において、区が行う避難の勧告及び指示に基づく、地域住民等の避難に際し、関係機関と協力して、この門の開閉に努めるものとする。
- 3 管理責任者は、1の場合において、周囲の延焼状況を的確に判断し、急を要するときは速かに門の開放を行うとともに、その旨を新宿御苑管理事務所あて通報するものとする。
- 4 管理責任者は、新宿御苑管理事務所職員立会いのもとに、隔週1回施錠及び門の開閉機能を点検するとともに、その管理状況を別に定める「緊急避難用門点検簿」に記録するものとする。
- 5 管理責任者は、門及び施錠の破損を確認した場合は、直ちに甲に連絡するものとし、甲は、速かに補修を行うものとする。
- 6 甲は、この門の緊急時の開放に対処するため施錠合鍵を作成し、甲及び管理責任者(正・副)2名がそれぞれ1個を保管する他、次の関係機関に預託するものとする。

関係機関

- (1) 新宿御苑管理事務所
- (2) 四谷警察署
- (3) 四谷消防署新宿御苑出張所
- (4) 新宿区役所四谷特別出張所

(6-5)

避難所利用に関する覚書

東京都新宿区(以下「甲」という。)と早稲田大学(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)

第2 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合、乙の指示に従い、乙の指定する場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知し、承諾を得るものとする。

(避難所の管理)

第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

(避難所利用町会)

第5 避難所として利用する町会は、原則として以下のとおりとする。

牛込高田町会、鶴巻東町会、戸山一丁目町会、都営西大久保アパート自治会、トーア早稲田マンション自治会、町友会、早稲田親和会、早稲田早栄会、豊睦会、西早稲田二丁目ときわ町会及び西早稲田三丁目睦町会

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成8年4月1日

(甲) 東京都新宿区長 小野田 隆

(乙) 早稲田大学総長 奥島 孝康

(6-6)

避難所利用に関する覚書

東京都新宿区(以下「甲」という。)と学校法人東京医科大学(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)

第2 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

(避難所の管理)

第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

(避難所利用町会)

第5 避難所として利用する町会は、原則として以下のとおりとする。

(1) 番衆町町会 (2) 富久北町会

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成8年4月1日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 小野田 隆

(乙) 東京都新宿区新宿六丁目1番1号
学校法人東京医科大学
理事長 永井 純義

(6-7)

避難所利用に関する覚書

東京都新宿区(以下「甲」という。)と学校法人成城学校(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)

第2 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合、乙の指示に従い、乙の指定する場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際に事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知し、承諾を得るものとする。

(避難所の管理)

第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

(避難所利用町会)

第5 避難所として利用する町会は、原則として以下のとおりとする。

(1) 原町三丁目町会 (2) 若松地区都営若松町アパート自治会

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この覚書に定めなき事項又はこの覚書に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定あるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成8年4月16日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆

(乙) 東京都新宿区原町三丁目87番
学校法人成城学校長 高橋 徹

(6-8)

避難所施設利用に関する協定書

東京都新宿区長(以下「甲」という。)と東京都立戸山高等学校長(以下「乙」という。)は避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(避難所の周知)

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規程に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定書に定みなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成8年11月5日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
新宿区長 小野田 隆

(乙) 東京都新宿区戸山3-19-1
東京都立戸山高等学校長 和田 征士

(6-9)

避難所利用に関する覚書

東京都新宿区(以下「甲」という。)と学校法人富士短期大学(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)

第2 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

(避難所の管理)

第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

(避難所利用町会)

第5 避難所として利用する町会は、原則として以下のとおりとする。

(1) 高田馬場三丁目光和会 (2) 知久会

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成8年12月4日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆

(乙) 東京都新宿区高田馬場三丁目8番1号
学校法人富士短期大学
理事長 二上 貞夫

(6-10)

避難所施設利用に関する協定書

東京都新宿区長(以下「甲」という。)と東京都立新宿高等学校長(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した施設に避難所を開設することができる。

(避難所の周知)

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成9年2月21日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆

(乙) 東京都渋谷区千駄ヶ谷六丁目2番1号
東京都立新宿高等学校長 住岡 明朝

(6-11)

災害救助用資機材等の保管に関する覚書

新宿区長(以下「甲」という。)と東京都立新宿高等学校長(以下「乙」という。)は、両者が平成9年2月21日に締結した「避難所施設利用に関する協定」(以下「協定」という。)第10の規定に基づき、避難所施設利用に伴い必要とされる災害救助用資機材等の保管に関する覚書を締結する。

(目的)

第1 この覚書は、甲が協定に基づく避難所開設を円滑に進めるため、あらかじめ甲の所有する災害救助用資機材等を乙の管理する施設に保管することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(保管資機材等及び保管場所)

第2 甲が乙の管理する施設に保管する災害救助用資機材等(以下「保管資機材等」という。)及び保管場所は、別表のとおりとする。

(維持管理)

第3 甲は、乙の業務に支障を及ぼさないように保管資機材等を管理するとともに、その機能を保全するため必要な点検等を適宜実施するものとする。

(検査等)

第4 乙は、保管資機材等について随時検査し、甲に対し、管理上必要な措置を求めることができるものとする。

(保管場所の変更等)

第5 保管資機材等の保管場所又は品目の変更については、甲乙協議の上決定し、甲が変更に伴う必要な作業を行うものとする。

(保管資機材等の撤去)

第6 甲は、乙から保管資機材等の保管の終了又は一時中止の申し出があったときは、直ちに保管資機材等を撤去するものとする。

(損害賠償)

第7 保管資機材等の保管に起因して発生した事故については、甲が一切の責任を負うものとする。

(協議)

第8 この覚書に定めのない事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成15年5月6日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

(乙) 東京都渋谷区千駄ヶ谷六丁目2番1号
東京都立新宿高等学校長 小栗 洋

(6-12)

避難所施設利用に関する協定書

東京都新宿区長(以下「甲」という。)と東京都立新宿山吹高等学校長(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した施設に避難所を開設することができる。

(避難所の周知)

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成9年8月6日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆

(乙) 東京都新宿区山吹町81番地
東京都立新宿山吹高等学校長 安井 幸生

(6-13)

避難所利用に関する覚書

新宿区(以下「甲」という。)と学校法人学習院(以下「乙」という。)とは、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1 この覚書は、甲が、乙の管理する次の施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 学習院女子大学(新宿区戸山三丁目20番1号)
- (2) 学習院女子高等科及び学習院女子中等科(同上)

(避難所の開設)

第2 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合、乙の指示に従い、乙の指定する場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際に、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知し、承諾を得るものとする。

(避難所の管理)

第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難所利用町会)

第5 避難所として利用する町会等は、原則として西早稲田二丁目協和会とする。

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この覚書に定めなき事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成12年7月6日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆

(乙) 東京都豊島区目白一丁目5番1号
学校法人 学習院
理事長 学習院長 島津 久厚

(6-14)

避難所利用に関する覚書

新宿区(以下「甲」という。)及び学校法人東京理科大学(以下「乙」という。)は、災害時における乙の施設の利用に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

(目的)

第1 この覚書は、災害時、新宿区地域防災計画において第一次避難所に指定する区立小学校及び中学校において、施設の一部又は全部が使用不能となる被害が生じたときに、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)

第2 甲は、乙の施設を避難所として利用する必要があるときは、あらかじめ乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知し、承諾を得るものとする。

2 甲は、前項の承諾を得たときは、乙の指示に従い、乙の指定する場所に避難所を開設することができる。

(避難所の管理運営)

第3 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難所の開設期間)

第4 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所の早期解消)

第5 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮し、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の解消)

第6 甲は、避難所を解消するときは、乙にその旨を通知するとともに、避難所として利用した乙の施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第7 避難所の開設、管理運営、解消等に係る費用は、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第8 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙の一方からこの覚書を終了させる旨の意思表示をしないときは、この覚書を更新するものとみなし、当該期間終了後、更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第9 この覚書に定めなき事項及びこの覚書に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成16年6月17日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

代表者 区長 中山 弘子

(乙) 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地

学校法人 東京理科大学

理事長 塚本 桓世

(6-15)

覚 書

新宿区立上落合防災活動拠点(新宿区上落合2-26-4, 以下「防災拠点」という)の敷地内清掃に関して、新宿区総務部防災課(以下「甲」という)及び上落合中央町会(以下「乙」という)は、下記のとおり決め、覚書を取り交わす。

記

- 1 乙が行う防災拠点の清掃は、敷地内の環境美化を促進するための自主的なものである。
- 2 防災拠点の清掃用具として、甲はホウキ、チリ取り、ゴミ袋を乙に支給する。
- 3 甲は、上記1の清掃に関する上記2以外の費用を負担しない。
- 4 甲は、上記1の清掃の際に起こった施設管理上の責任によらない事故等に対する補償を行わない。

平成9年6月10日

甲 : 新宿区総務部防災課
防災課長 鹿島 一雄

乙 : 新宿区上落合中央町会
会 長 幾野 良一

(6-16)

避難所施設利用に関する協定書

新宿区長（以下「甲」という。）と東京都立総合芸術高等学校長（以下「乙」という。）は避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（避難所の周知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成25年7月8日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区長

中山 弘子

(乙) 東京都新宿区富久町2-2-1

東京都立総合芸術高等学校長

佐藤 清親

(6-17)

帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人東京理科大学（以下「乙」という。）は、新宿区内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者の安全を確保するため、乙の管理する施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難者が一時滞在できる施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）として使用する必要が生じたときは、事前に、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（施設の提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、施設の状況を調査し、帰宅困難者一時滞在施設として使用させる施設について甲に対し回答するものとする。

（提供の期間）

第4条 帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から3日とする。ただし、当該期間を超えて帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に基づき施設を提供したときは、速やかに、甲に報告するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年9月12日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地
学校法人 東京理科大学
理事長 塚本 桓世

(6-18)

帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人早稲田大学（以下「乙」という。）は、新宿区内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者の安全を確保するため、乙の管理する施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難者が一時滞在できる施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）として使用する必要が生じたときは、事前に、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（施設の提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、施設の状況を調査し、帰宅困難者一時滞在施設として使用させる施設について甲に対し回答するものとする。

（提供の期間）

第4条 帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から3日とする。ただし、当該期間を超えて帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に基づき施設を提供したときは、速やかに、甲に報告するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年10月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区戸塚町一丁目104番地
学校法人 早稲田大学
理事長 鎌田 薫

(6-19)

帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人工学院大学（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者の安全を確保するため、乙の管理する施設の一部の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、乙の管理する施設を帰宅困難者が一時滞在できる施設（以下「帰宅困難者一時滞在施設」という。）として使用する必要があるときは、事前に、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（施設の提供）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、施設の状況を調査し、帰宅困難者一時滞在施設として使用させる施設について甲に対し回答するものとする。

（提供の期間）

第4条 帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する期間は、原則として、災害が発生した日から3日とする。ただし、当該期間を超えて帰宅困難者一時滞在施設として乙の施設を使用する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定による要請に基づき施設を提供したときは、速やかに、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年12月27日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山弘子
乙 東京都新宿区西新宿一丁目24番2号
学校法人 工学院大学
理事長 高田 貢

(6-20)

災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）及び東京都下水道局西部第一下水道事務所（以下「乙」という。）は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難場所等から発生するし尿の下水道施設（落合水再生センター及び管路）への搬入及び受け入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時に避難場所等から発生するし尿を甲が下水道施設に搬入し、乙が受入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第2条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受入れ人孔を提示し、甲乙協議の上これを決定する。

（役割分担）

第3条 平常時における役割分担は、次のとおりとする。

(1) 乙は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬送訓練において人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。

(2) 甲は、前項の実地訓練の実施に必要な道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

(3) 甲は、独自にし尿の搬送副練を実施する場合は、事前に乙に届出の上、承認を得る。

2 災害時における役割分担は、次のとおりとする。

(1) 甲は、落合水再生センターへし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。

(2) 甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。

(3) 甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合は、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。

(4) 甲は、し尿受入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合は、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

(5) 乙は、甲から前号の規定による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第4条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第5条 甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合は、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。

2 乙は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃の状況等について甲の立会いのもと確認する。ただし、立会いが困難な場合は、乙は甲に書面をもって報告するものとする。

（その他）

第6条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

平成25年1月22日

(甲) 新宿区区长室長

橋口 敏男

(乙) 東京都下水道局西部第一下水道事務所長

廣木 健司

6. 広域避難場所・避難所

(6-21)

一時集合場所(190箇所)

(平成25年9月1日現在)

1 牛込警察署管内 73箇所

No.	名 称	所 在 地	利 用 町 会 等 名
1	あかぎ児童遊園	赤城下町21	赤城下町会
2	地下鉄飯田橋駅B1入口前	揚場町1-11	飯田橋自治会
3	牛込第三中学校	市谷加賀町1-3-1	二十騎町町会
4	加賀公園	市谷加賀町2-4	加賀町親和会
5	大日本印刷(株)F棟集会所	市谷左内町39	市谷左内町町会
6	台町すみれ公園	市谷台町15	市谷台町町会
7	市谷田町交差点(BSビル前)	市谷田町2-5	市谷田町二・三丁目町会
8	大日本印刷駐車場	市谷長延寺町6	大日本印刷通町会
9	長延団地中庭	市谷長延寺町8	長延団地自治会
10	仲之公園	市谷仲之町2	市谷仲之町会
11	市谷亀ヶ岡八幡宮	市谷八幡町15	市谷八幡・田町一丁目町会
12	東京日仏学院前	市谷船河原町15	市谷船河原町町会
13	住友市ヶ谷ビル前	市谷本村町1-1	市谷本村町町会
14	防衛省薬王寺門前	市谷本村町6	薬王寺町会
15	市谷小学校前	市谷山伏町1-3	市谷山伏町町会
16	済松寺(東門駐車場)	榎町77	榎町町会
17	郵便局前道路	改代町3、改代町42	改代町町会
18	光陽社屋外駐車場	改代町29	改代町町会
19	牛込橋周辺お堀端	神楽坂1-9	神楽坂一丁目町会、神楽坂二丁目町会、神楽坂三丁目自治会
20	毘沙門天境内	神楽坂5-36	神楽坂四丁目公和会、神楽坂五丁目自治会
21	月桂寺	河田町2	河田町町会
22	早大理工学部研究所前	喜久井町12	喜久井町町会
23	しらゆり児童遊園	喜久井町20	喜久井町町会
24	愛日小学校前	北町26	北町町会
25	白銀公園	白銀町3	白銀町町会、神楽坂五丁目三和会、神楽坂六丁目町会、岩戸町町会、赤城元町町会
26	新小川公園	新小川町3	新小川町自治会
27	アトラス江戸川アパート内社交室前	新小川町6-18	アトラス江戸川アパートメント自治会
28	江戸川小学校前	水道町1-28	西五軒町町会
29	さくら児童遊園	水道町4	水道町町会
30	みずも児童遊園	住吉町6	住吉町共栄町会
31	住吉公園	住吉町13	住吉町町会
32	牛込神楽坂駅A3出口	笹笥町15	岩戸町町会
33	神楽坂ココハイツ駐車場前	築地町10	築地町町会
34	つくど公園	津久戸町5	筑戸自治会
35	天神郵便局前	天神町22	天神東町会
36	富久小学校正門	富久町7	東富久町会
37	富久さくら公園	富久町21	富久北町会
38	中富久児童遊園	富久町22	富久町中町会
39	戸山東公園	戸山1-19	戸山一丁目町会
40	桜広場	戸山2-10-11号棟間	戸山ハイツ東地区自治会
41	戸山ハイツ17号棟脇児童遊園	戸山2-17	戸山ハイツ南地区自治会
42	25号棟前さくら広場	戸山2-25	戸山ハイツ北地区自治会
43	29号棟前児童遊園	戸山2-29	戸山ハイツ西地区自治会
44	34号棟前東戸山幼稚園	戸山2-34	戸山ハイツ北地区自治会
45	東戸山小学校西門	戸山2-34-2	戸山ハイツ北地区自治会
46	都立戸山公園(町内中央広場)	戸山3	戸山三丁目南町会

No.	名 称	所 在 地	利 用 町 会 等 名
47	中町公園	中町5	中町町会
48	防災資材庫前（みこし倉）	中里町23	中里町町会
49	なんど児童遊園	納戸町19	細工町町会、納戸町町会
50	納戸町公園	納戸町26	鷹匠町町会
51	みずほ銀行早稲田支店前	馬場下町11-1	馬場下町会、牛込高田町町会
52	N T T 土木工部横	弘方町25	弘方町町会
53	原一天祖神社	原町1-18	原町一丁目町会
54	デンマークイン新宿	原町2-43	原町二丁目町会
55	三井住友銀行寮前	原町2-71	原町二丁目町会
56	成城学校（成城中学校・高等学校）	原町3-87	柳町町会
57	榎町公園	東榎町11	東榎町町会、天神町町会
58	東五軒公園	東五軒町3	東五軒町町会
59	日本出版クラブ前	袋町6	袋町町会
60	牛込保健センター前	弁天町50	牛込弁天町町会
61	南榎町駐車場	南榎町35	南榎町自治会
62	東京信用金庫前	山吹町269	東山吹町会
63	佐藤方前	山吹町334	山吹町会
64	矢来公園	矢来町38	矢来南町会
65	高齢者福祉施設神楽坂前	矢来町104	矢来東町会
66	あさひ児童遊園	横寺町52	横寺町交友会、箆笥町町会
67	余丁町児童遊園	余丁町4	余丁町町会
68	団地内公園	若松町1	都営若松町アパート自治会
69	水野原児童遊園	若松町5	原町三丁目町会
70	わかまつ児童遊園	若松町27	若松町町会
71	若宮公園	若宮町20	若宮町自治会
72	鶴巻南公園	早稲田町78	鶴巻東町会、鶴巻西町会、鶴巻北町会、鶴巻南町会、早稲田町町会
73	早稲田公園	早稲田南町37	早稲田南町町会

2 新宿警察署管内 42箇所

No.	名 称	所 在 地	利 用 町 会 等 名
1	大久保小学校前	大久保1-1-21	いぶき町会
2	小泉八雲記念公園	大久保1-7	いぶき町会
3	大久保北公園	大久保2-28	大久保二丁目町会
4	都立戸山公園	大久保3	ニュータウンオークボ自治会、都営西大久保五号棟自治会
5	新宿コズミックセンター前	大久保3-1-2	明和会
6	社宅玄関前	大久保3-7-11	JR東日本大久保社宅自治会
7	敷地内公園	大久保3-13-3	都営西大久保アパート自治会
8	マンション玄関前	大久保3-14-3	トーア早稲田マンション自治会
9	歌舞伎町公園	歌舞伎町1-13	歌舞伎町商店街振興組合
10	大久保公園	歌舞伎町2-43	歌舞伎町二丁目町会
11	さつき児童遊園	北新宿1-13	柏木三和会
12	矢口宅前	北新宿1-17-1	北新宿一丁目南町会
13	大智学園高等学校	北新宿1-21-10	北新宿一丁目仲町会
14	新宿池田文化会館	北新宿1-32	北新宿蜀山町会
15	柏木小学校前	北新宿2-11-1	北新宿一丁目仲町会、北新宿二丁目町会、北新宿二丁目新和会
16	淀橋第四小学校前	北新宿3-17-1	北新宿三丁目町会
17	北新宿公園	北新宿3-20	北新宿三丁目町会、北新宿三丁目柏親会
18	北柏木公園	北新宿4-12	北新宿四丁目町会
19	花園小学校	新宿1-22	新宿大通商店街振興組合
20	新宿東南口広場（駅前広場）	新宿3-35	新宿東口商店街振興組合
21	新宿東口広場	新宿3-38	新宿駅前商店街振興組合、新宿大通商店街振興組合

6. 広域避難場所・避難所

No.	名 称	所 在 地	利 用 町 会 等 名
22	新宿中学校前	新宿6-15-22	東一町会
23	西向天神	新宿6-21-11	新宿東二町会
24	日清食品(株)前	新宿6-28-1	新宿六丁目一新会
25	エステック広場	西新宿1-24	新宿西口商店街振興組合
26	新宿中央公園	西新宿2-11	西新宿商興会、西新宿一丁目町会
27	新宿中央公園北入口	西新宿2-11	西新宿六丁目町会
28	十二社児童遊園	西新宿4-9	西新宿四丁目町会
29	西新宿小学校	西新宿4-35-5	西新宿角三町会
30	淀橋会館	西新宿5-4-7	淀橋町会
31	柏木公園	西新宿7-14	西新宿七丁目町会
32	成子天神	西新宿8-14-10	西新宿八丁目町会
33	西新宿中学校	西新宿8-2-44	西新宿八丁目町会
34	皆中稲荷神社	百人町1-11-16	百人町東町会、百人町中央町会
35	日本電子専門学校11号館前	百人町1-13-25	百人町南町会
36	日本電子専門学校前	百人町1-25-4	百人町西町会
37	戸山小学校前	百人町2-1-38	百人町東町会
38	各フロア	百人町3-1-3	西戸山タワーホームズ自治会
39	中央広場	百人町3-19	西戸山住宅自治会
40	都営百人町3丁目アパート敷地内	百人町3-28	都営百人町3丁目アパート連絡会
41	百人町ふれあい公園	百人町3-28	百人町三丁目町会
42	西戸山公園	百人町4-1	百人町三丁目町会

3 戸塚警察署管内 48箇所

No.	名 称	所 在 地	利 用 町 会 等 名
1	落合中央公園	上落合1-2	上落合東部町会
2	落合第二小学校前	上落合2-10-23	上落合東部町会
3	上落合防災活動拠点	上落合2-26-4	上落合中央町会
4	落合第五小学校前	上落合3-1-6	上落合中央町会、中井町会
5	上落合西公園	上落合3-11	上落合三丁目町会
6	みなか児童遊園	上落合3-16	上落合三丁目町会
7	清水川橋公園	下落合1-1	高田馬場住宅自治会
8	東京富士大学前	下落合1-7-7	下落合町会知久会
9	氷川神社境内	下落合2-7	下落合町会知久会
10	落合中学校前	下落合2-24-6	下落合東町会
11	下落合東公園	下落合3-5	下落合東町会
12	下落合公園	下落合4-18	下落合四丁目町会
13	諏訪公園	高田馬場1-16	諏訪町会
14	戸塚第二小学校前	高田馬場1-25-21	高田馬場銀座商店街振興組合、高田馬場清和会
15	明治通り歩道及び車道の一部	高田馬場2-1-1先から同2-3-12先までの間	高田馬場町会
16	早稲田通り歩道及び車道の一部	高田馬場2-1-1先から同2-9-1先までの間	高田馬場町会
17	まつ川公園	高田馬場2-4	高田馬場町会
18	宮田橋公園	高田馬場3-8	高田馬場三丁目宮田会
19	戸塚第三小学校前	高田馬場3-18-21	高田馬場三丁目光和会
20	観音寺	高田馬場3-37	高田馬場三丁目北町会
21	戸四睦神興倉前	高田馬場3-37-33	高田馬場親栄会
22	戸塚公園	高田馬場3-40	高田馬場三丁目光和会、高田馬場三丁目戸三親和会、高田馬場三丁目北町会
23	高田馬場コーポラス中庭	高田馬場3-42-1	高田馬場コーポラス自治会
24	東陽前道路	高田馬場4-17-15	高田馬場西商店街振興組合
25	高田馬場公園	高田馬場4-22	高田馬場南親睦会
26	高田馬場第一児童遊園	高田馬場4-30	戸塚町四丁目南町会
27	高田馬場駅西児童遊園	高田馬場4-28	高田馬場南親睦会

No.	名 称	所 在 地	利 用 町 会 等 名
28	大隅会館（大隅講堂前）	戸塚1-68	町友会、早稲田早栄会、 稲穂会
29	落合公園	中井1-14	中井町会
30	法華宗・獅子吼会駐車場	中井2-13-17	中井町会
31	中落合公園	中落合1-5	中落合一丁目みどり町会
32	西坂公園	中落合2-7	中落合二丁目町会
33	落合第一小学校前	中落合2-13-27	中落合二丁目町会、 中落合三丁目やよい町会
34	やよい児童遊園	中落合3-14	中落合三丁目辻町会
35	中落合西児童遊園	中落合3-26	中落合三丁目辻町会
36	目白学園	中落合4-31-1	落合親和町会
37	落合第二中学校前	西落合1-6-5	落合親和町会
38	落合第三小学校前	西落合1-12-20	落合親和町会
39	早稲田大学正門前	西早稲田1-6	和敬会
40	早大芸術情報センター前	西早稲田1-20	早稲田親和会
41	みずき児童遊園	西早稲田2-12	西早稲田二丁目協和町会
42	荒井山公園	西早稲田2-3	西早稲田二丁目ときわ町会
43	甘泉園公園	西早稲田3-5	三島町会
44	水稲荷神社前	西早稲田3-5-43	西早稲田三丁目睦町会、豊睦 会、甘泉園住宅自治会
45	都電通り歩道	西早稲田3-17-28先から同3-24-8先までの間	西早稲田文化町会
46	天祖神社	西早稲田3-17-34	西早稲田文化町会
47	西早稲田児童遊園	西早稲田3-20	西早稲田文化町会
48	都営百人町4丁目アパート各ブロック中庭	百人町4-8	都営百人町4丁目アパート連絡会

4 四谷警察署管内 27箇所

No.	名 称	所 在 地	利 用 町 会 等 名
1	愛住公園	愛住町11	愛住町町会、舟町町会
2	荒木公園	荒木町10	荒木町町会
3	団地内公園	霞ヶ丘5	霞ヶ丘町町会
4	津の守坂児童遊園	坂町24	片町町会
5	旧四谷第二中学校前	左門町5	四谷三丁目町会
6	左門公園	左門町5	左門町町会
7	三栄公園	三栄町24	三栄町町会、坂町町会、四谷二丁目町会
8	花園公園	新宿1-21	新宿一丁目町会、花園町町会
9	花園西公園	新宿1-32	番衆町町会
10	新宿公園	新宿2-9	新宿二丁目町会、新宿園町会
11	太宗寺	新宿2-9-2	新宿二丁目町会
12	花園神社	新宿5-17-3	三光町町会
13	須賀神社	須賀町5	須賀町町会
14	大京公園	大京町14	大京町町会
15	内藤町自転車保管場所前	内藤町1	新宿三丁目町会、新宿四丁目町会
16	多武峯内藤神社境内	内藤町1-8	内藤町町会
17	都立新宿高校	内藤町11-4	新宿大通商店街振興組合
18	旧四谷第三小学校前	本塩町2	本塩町町会
19	みなみもと町公園	南元町20	南元町町会
20	外濠公園	市谷本村町	四谷一丁目町会
21	四谷見附公園	四谷1-12	四谷一丁目町会、若葉一丁目町会
22	四谷小学校前	四谷2-6	四谷二丁目町会
23	四谷ひろば前	四谷4-20	四谷四丁目町会
24	愛染院	若葉2-8	若葉二丁目町会
25	西念寺	若葉2-9	若葉二丁目町会、須賀町町会
26	若葉公園	若葉3-4	若葉三丁目町会
27	信濃町公園	港区北青山1-7-5	信濃町町会

6. 広域避難場所・避難所

(6-22)

震災時の避難所

(平成25年9月末現在)

1 一次避難所（区立小・中学校、都立高等学校等） 51箇所

	No.	施設名	所在地	利用町会・自治会等名 (避難所を運営する町会・自治会等名)
四谷地域 本部管轄	1	四谷小学校	四谷2-6	市谷本村町町会（笹筒町地域）、坂町町会、三栄町町会、本塩町町会、四谷二丁目町会
	2	四谷ひろば	四谷4-20	愛住町町会、荒木町町会、片町町会、舟町町会、四谷三丁目町会、四谷四丁目町会
	3	四谷第六小学校	大京町30	霞ヶ丘町町会、左門町町会、信濃町町会、須賀町町会、大京町町会、内藤町町会、南元町町会
	4	花園小学校	新宿1-22-1	三光町町会、新宿一丁目町会、新宿二丁目町会、新宿園町会、花園町町会、番衆町町会、新宿東口商店街振興組合（区役所地域）、新宿大通商店街振興組合（区役所地域）
	5	四谷中学校 (医療救護所設置)	四谷1-12	若葉一丁目町会、若葉二丁目町会、若葉三丁目町会、四谷一丁目町会
	6	都立新宿高等学校	内藤町8	新宿三丁目町会、新宿四丁目町会
笹筒町域 本部管轄	1	津久戸小学校 (医療救護所設置)	津久戸町2-2	赤城元町町会、飯田橋自治会、市谷船河原町町会、神楽坂一丁目町会、神楽坂二丁目町会、神楽坂三丁目自治会、神楽坂四丁目公和会、神楽坂五丁目自治会、神楽坂五丁目三和会、神楽坂アイスタワー管理組合、神楽坂六丁目町会、白銀町町会、新小川町自治会、筑戸自治会、アトラス江戸川アパートメント自治会
	2	市谷小学校	市谷山伏町1-3	市谷山伏町町会、南榎町自治会、柳町町会（榎町地域）
	3	愛日小学校	北町26	市谷田町二・三丁目町会、岩戸町町会、北町町会、細工町町会、鷹匠町町会、笹筒町町会、袋町町会
	4	牛込第一中学校	北山伏町4-1	北山伏町町会、甲良町町会、矢来東町会、矢来南町会、南榎町自治会
	5	牛込第三中学校	市谷加賀町1-3-1	市谷八幡・田町一丁目町会、市谷左内町町会、加賀町親和会、西砂土原有志会、大日本印刷通町会、長延団地自治会、中町町会、納戸町町会、二十騎町町会、払方町町会、南町町会、南山伏町町会、横寺町交友会、若宮町自治会
榎町地域 本部管轄	1	江戸川小学校	水道町1-28	赤城下町会、築地町町会、水道町町会、改代町町会、東五軒町町会（笹筒町地域）、西五軒町町会（笹筒町地域）
	2	早稲田小学校	早稲田南町25	牛込高田町町会、牛込弁天町町会、喜久井町町会、馬場下町会、原町一丁目町会、原町二丁目町会、早稲田町町会、早稲田南町町会
	3	鶴巻小学校 (医療救護所設置)	早稲田鶴巻町140	鶴巻北町会、鶴巻西町会、鶴巻東町会、鶴巻南町会
	4	牛込仲之小学校	市谷仲之町4-33	薬王寺町会、市谷仲之町会、住吉町町会（若松町地域）
	5	牛込第二中学校	喜久井町20	牛込高田町町会、牛込弁天町町会、喜久井町町会、馬場下町会、原町一丁目町会、原町二丁目町会、早稲田町町会、早稲田南町町会
	6	都立新宿山吹高等学校	山吹町81	榎町町会、天神町町会、天神東町会、中里町町会、東榎町町会、東山吹町会、山吹町会
	7	成城学校	原町3-87	原町二丁目町会、原町三丁目町会、都営若松町アパート自治会（若松町地域）

	No.	施設名	所在地	利用町会・自治会等名 (避難所を運営する町会・自治会等名)
若松町地域 本部管轄	1	富久小学校	富久町7-24	市谷台町町会、住吉町共栄町会、富久北町会、富久町中町会、西富久町会、東富久町会
	2	余丁町小学校 (医療救護所設置)	若松町13-1	河田町町会、余丁町町会、若松町町会
	3	東戸山小学校	戸山2-34-2	戸山三丁目南町会、戸山ハイツ北地区自治会、戸山ハイツ西地区自治会、戸山ハイツ東地区自治会、戸山ハイツ南地区自治会
	4	早稲田大学戸山キャンパス	戸山1-24	戸山一丁目町会
	5	東京医科大学	新宿6-1-1	番衆町町会(四谷地域)、富久北町会
	6	都立総合芸術高等学校	富久町22-1	調整中
大久保地域 本部管轄	1	大久保小学校 (医療救護所設置)	大久保1-1-21	いぶき町会、歌舞伎町二丁目町会
	2	天神小学校	新宿6-14-2	新宿東二町会、新宿六丁目一新会、東一町会
	3	新宿中学校	新宿6-15-22	新宿東二町会、新宿六丁目一新会、東一町会
	4	戸山小学校	百人町2-1-38	大久保二丁目町会、百人町中央町会、百人町東町会、百人町南町会、JR東日本大久保社宅自治会
	5	西戸山小学校	百人町4-2-1	西戸山住宅自治会、西戸山ｸﾞｰﾄﾞｽﾞｰｽﾞ自治会、百人町三丁目町会、都営百人町3丁目アパ-ト連絡会
戸塚地域 本部管轄	1	戸塚第一小学校	西早稲田3-10-12	豊睦会、西早稲田三丁目睦町会、三島町会、西早稲田文化町会、
	2	戸塚第二小学校	高田馬場1-25-21	諏訪町会、高田馬場町会、高田馬場銀座商店街振興組合、高田馬場清和会
	3	戸塚第三小学校	高田馬場3-18-21	高田馬場三丁目宮田会、高田馬場三丁目戸三親和会、高田馬場三丁目光和会、高田馬場三丁目北町会、高田馬場西商店街振興組合、高田馬場コーポラス自治会
	4	西早稲田中学校	戸山3-20-2	西早稲田二丁目ときわ町会、西早稲田二丁目協和町会、諏訪町会、都営西大久保四丁目アパ-ト自治会、大久保三丁目アパ-ト新和会、ト-ア早稲田マンション自治会、都営西大久保アパ-ト自治会、都営西大久保五号棟自治会、ニュータウンオーｸｽﾞ自治会、明和会
	5	都立戸山高等学校	戸山3-19-1	西早稲田二丁目ときわ町会、西早稲田二丁目協和町会、諏訪町会、西早稲田文化町会、都営西大久保四丁目アパ-ト自治会、大久保三丁目アパ-ト新和会、ト-ア早稲田マンション自治会、都営西大久保アパ-ト自治会、都営西大久保五号棟自治会、ニュータウンオーｸｽﾞ自治会、明和会
	6	学習院戸山キャンパス	戸山3-20-1	西早稲田二丁目ときわ町会、西早稲田二丁目協和町会、諏訪町会、西早稲田文化町会、都営西大久保四丁目アパ-ト自治会、大久保三丁目アパ-ト新和会、ト-ア早稲田マンション自治会、都営西大久保アパ-ト自治会、都営西大久保五号棟自治会、ニュータウンオーｸｽﾞ自治会、明和会
	7	早稲田大学 早稲田キャンパス	西早稲田1-6-1	町友会、早稲田親和会、早稲田早栄会、稲穂会、和敬会
	8	新宿西戸山中学校 (医療救護所設置)	百人町4-3-1	百人町4丁目連絡会、高田馬場南親睦会
	9	新宿NPO協働推進センター	高田馬場4-36-12	高田馬場三丁目北町会、戸塚町四丁目南町会、高田馬場親栄会

6. 広域避難場所・避難所

	No.	施設名	所在地	利用町会・自治会等名 (避難所を運営する町会・自治会等名)
落合第一地域 本部管轄	1	落合第一小学校	中落合2-13-27	中落合一丁目みどり町会、中落合二丁目町会、中落合三丁目やよい町会
	2	落合第二小学校 (医療救護所設置)	上落合2-10-23	上落合東部町会、上落合中央町会(落二地域)
	3	落合第四小学校	下落合2-9-34	下落合東町会、下落合町会知久会、下落合四丁目町会、高田馬場住宅自治会
	4	落合中学校	下落合2-24-6	下落合東町会、下落合町会知久会、下落合四丁目町会、高田馬場住宅自治会
	5	東京富士大学 (高田記念館)	下落合1-7-7	下落合町会知久会、高田馬場三丁目光和会(戸塚地域)
落合第二地域 本部管轄	1	落合第三小学校 (医療救護所設置)	西落合1-12-20	西落合町会、落合親和町会
	2	落合第五小学校	上落合3-1-6	中井町会、上落合中央町会、上落合三丁目町会
	3	落合第六小学校	西落合4-11-21	西落合町会
	4	落合第二中学校	西落合1-6-5	西落合町会、落合親和町会、中落合三丁目辻町会
柏木地域 本部管轄	1	淀橋第四小学校	北新宿3-17-1	北新宿三丁目町会、北新宿三丁目柏親会、北新宿四丁目町会、柏木三和会
	2	柏木小学校	北新宿2-11-1	北新宿二丁目町会、北新宿二丁目新和会、北新宿蜀山町会、北新宿一丁目仲町会
	3	西新宿中学校 (医療救護所設置)	西新宿8-2-44	西新宿六丁目町会、西新宿七丁目町会、西新宿八丁目町会、百人町西町会(大久保地域)、西新宿八丁目成子町会、北新宿一丁目南町会
角筈地域 本部管轄	1	西新宿小学校 (医療救護所設置)	西新宿4-35-5	西新宿角三町会、西新宿四丁目町会、淀橋町会

2 二次避難所(福祉避難所) 62箇所

(平成25年9月末現在)

管轄地域本部	No.	施設名	所在地	電話
四 谷	1	本塩町児童館	本塩町8	3350-1456
	2	本塩町ことぶき館		
	3	信濃町子ども家庭支援センター	信濃町20	3357-6851
	4	(指)信濃町シニア活動館	信濃町20	5369-6737
	5	(指)新宿地域交流館	新宿5-3-13	3341-8955
	6	四谷第六幼稚園	大京町30	3358-3774
	7	花園幼稚園	新宿1-22-1	3353-8277
箆 筒 町	1	(指)東五軒町児童館	東五軒町5-24	3269-6895
	2	(指)東五軒町地域交流館		
	3	北山伏児童館	北山伏町2-17	3267-7196
	4	北山伏ことぶき館		3269-7197
	5	(指)中町児童館	中町25	3267-3321
	6	(指)中町地域交流館		6265-0608
	7	津久戸幼稚園	津久戸町2-2	3266-0129
	8	市谷幼稚園	市谷山伏町1-3	3266-0184
榎 町	1	薬王寺児童館	市谷薬王寺町51	3353-6625
	2	薬王寺ことぶき館		
	3	榎町子ども家庭支援センター	榎町36	3269-7304
	4	(指)早稲田南町児童館	早稲田南町50	5287-4321
	5	(指)早稲田南町地域交流館		3208-2552
	6	(指)山吹町地域交流館	山吹町342	3269-6189
	7	(指)新宿生活実習所	弁天町50	5229-5850
	8	早稲田幼稚園	早稲田南町25	3205-9086
	9	鶴巻幼稚園	早稲田鶴巻町140	3205-9167
	10	牛込仲之幼稚園	市谷仲之町4-33	3358-3880
若 松 町	1	(指)富久町児童館	富久町22-21	3357-7638
	2	(指)戸山シニア活動館	戸山2-27-2	3204-2422
	3	(指)障害者福祉センター	戸山1-22-2	3232-3711
	4	余丁町幼稚園	若松町13-1	3205-9255
	5	(指)新宿福祉作業所	戸山1-22-2	3232-3715
大 久 保	1	(指)百人町児童館	百人町2-18-21	3368-8156
	2	(指)百人町地域交流館		
	3	子ども総合センター	新宿7-3-29	3232-0673
	4	大久保幼稚園	大久保1-1-21	3205-9425

6. 広域避難場所・避難所

管轄地域本部	No.	施設名	所在地	電話
戸塚	1	(指)高田馬場シニア活動館	高田馬場3-39-29	3362-4560
	2	(指)高田馬場第一児童館	高田馬場3-18-21	3368-8167
	3	高田馬場第二児童館	高田馬場1-4-17	3200-5038
	4	高田馬場第二ことぶき館		
	5	(指)西早稲田地域交流館	西早稲田1-22-2	5286-8311
	6	戸塚第一幼稚園	西早稲田3-10-12	3205-9567
	7	戸塚第二幼稚園	高田馬場1-25-21	3205-9609
	8	西戸山幼稚園	百人町4-7-1	3362-0400
	9	(指)高田馬場福祉作業所	百人町4-4-2	3367-2939
落合第一	1	中落合子ども家庭支援センター	中落合2-7-24	3952-7751
	2	中落合ことぶき館		3952-7163
	3	高齢者いこいの家清風園	中落合1-7-26	3951-0086
	4	(指)下落合地域交流館	下落合3-12-33	3951-0023
	5	落合第四幼稚園	下落合2-9-34	3565-0939
落合第二	1	(指)上落合児童館	上落合2-28-8	3360-1413
	2	(指)上落合地域交流館	上落合2-28-8	3360-1414
	3	西落合児童館	西落合1-31-24	3954-1042
	4	中井児童館	中井1-8-12	3361-0075
	5	(指)あゆみの家	西落合1-30-10	3953-1230
	6	落合第三幼稚園	西落合1-12-20	3565-0914
柏木	1	(指)北新宿第一児童館	北新宿2-3-7	3369-5856
	2	(指)北新宿地域交流館		
	3	北新宿第二児童館	北新宿3-20-2	3365-1121
	4	北新宿第二ことぶき館		
	5	淀橋第四幼稚園	北新宿3-17-1	3227-2165
角筈	1	(指)西新宿児童館	西新宿4-35-28	3377-9352
	2	新宿養護学校	西新宿4-20-11	5351-1233
	3	(指)西新宿シニア活動館	西新宿4-8-35	3377-9380

※(指)は指定管理者施設

(6-23)

水害時の避難所

施設名	所在地	町丁名
四谷中学校	四谷1-12	四谷一丁目、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町
四谷ひろば	四谷4-20	四谷三丁目、四谷四丁目、荒木町、舟町、愛住町、片町
四谷小学校	四谷2-6	本塩町、三栄町、坂町、四谷二丁目、市谷本村町の一部
四谷第六小学校	大京町30	須賀町、左門町、信濃町、大京町、霞ヶ丘町、内藤町
花園小学校	新宿1-22-1	新宿一丁目、新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目
新宿中学校	新宿6-15-22	新宿五丁目、新宿六丁目
東戸山小学校	戸山2-34-2	新宿七丁目、戸山二丁目
大久保小学校	大久保1-1-21	歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目、百人町一丁目の一部、大久保一丁目
牛込第三中学校	市谷加賀町1-3-1	市谷田町一丁目、市谷本村町の一部、市谷砂土原町一丁目、市谷砂土原町二丁目、市谷左内町、市谷加賀町一丁目、市谷加賀町二丁目、市谷甲良町、市谷長延寺町、市谷鷹匠町、市谷山伏町、市谷八幡町、細工町、二十騎町、南山伏町、納戸町、市谷薬王寺町、市谷柳町
愛日小学校	北町26	市谷田町二丁目、市谷田町三丁目、市谷砂土原町三丁目、払方町、南町、北町、中町
津久戸小学校	津久戸町2-2	市谷船河原町、神楽坂一丁目、神楽坂二丁目、神楽坂三丁目、神楽坂四丁目、神楽坂五丁目、揚場町、津久戸町、東五軒町、袋町、白銀町、下宮比町、若宮町、岩戸町、筑土八幡町、新小川町、神楽河岸
牛込第一中学校	北山伏町4-1	神楽坂六丁目、西五軒町、赤城元町、南榎町、北山伏町、矢来町、箆笥町、横寺町、赤城下町、天神町、中里町、築地町、改代町、水道町、文京区関口一丁目
牛込仲之小学校	市谷仲之町4-33	市谷仲之町、原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目、河田町
牛込第二中学校	喜久井町20	榎町、東榎町、早稲田南町、弁天町、山吹町、早稲田町、喜久井町、早稲田鶴巻町、馬場下町
戸塚第一小学校	西早稲田3-10-12	西早稲田一丁目、西早稲田三丁目、戸塚町一丁目
富久小学校	富久町7-24	住吉町、市谷台町、富久町、余丁町
余丁町小学校	若松町13-1	若松町、戸山一丁目
西早稲田中学校	戸山3-20-2	戸山三丁目、西早稲田二丁目、百人町二丁目の一部、大久保二丁目、大久保三丁目
西戸山小学校	百人町4-2-1	百人町二丁目の一部、百人町三丁目、百人町四丁目、北新宿四丁目
戸塚第二小学校	高田馬場1-25-21	高田馬場一丁目、高田馬場二丁目
新宿西戸山中学校	百人町4-3-1	高田馬場三丁目、高田馬場四丁目
落合中学校	下落合2-24-6	下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目
落合第一小学校	中落合2-13-27	中落合一丁目、中落合二丁目
落合第五小学校	上落合3-1-6	上落合三丁目、中井一丁目、中井二丁目
落合第二中学校	西落合1-6-5	中落合三丁目、中落合四丁目、西落合一丁目、西落合二丁目
落合第二小学校	上落合2-10-23	上落合一丁目、上落合二丁目
落合第六小学校	西落合4-11-21	西落合三丁目、西落合四丁目
淀橋第四小学校	北新宿3-17-1	百人町一丁目の一部、百人町二丁目の一部、北新宿一丁目、北新宿二丁目、北新宿三丁目
西新宿中学校	西新宿8-2-44	西新宿一丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目、西新宿八丁目
西新宿小学校	西新宿4-35-5	西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿四丁目、西新宿五丁目
早稲田大学(戸山キャンパス及び早稲田キャンパス)	戸山1-24-1 西早稲田1-6-1	文京区関口一丁目

7 備 蓄



区備蓄倉庫物資一覧

(平成25年9月現在)

1

品目区分 品目番号	給水用資機材								食料品					給食用資機材								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
備蓄品目	給水タンク 1kL	給水 ルン	組立 水槽	給水 バケツ	給水袋 4L	容器 ロテ	ポリタ ンク	アルフ ア化米	離乳食	ビスケ ット	粉ミルク	ミネラ ルウオ ータ	アルファ 化米	(都) クラッカ ー	サハイ バルフ ース	哺乳瓶	紙 コップ	ポリ コップ	紙皿 (平皿)	割り箸	なべ セト	やかん
合計数量	38	71	8	28,000	5,600	2,400	1,182	14,050	800	10,720	132	9,000	47,600	11,200	198	556	97,600	1,500	14,100	60,000	5	380
備蓄倉庫	単位																					
1	四谷第六小学校	6	8																			
2	本塩町備蓄倉庫																					
3	四谷地域センター																					
4	津久戸小学校						20															5
5	牛込笹管地域センター																					
6	早稲田町備蓄倉庫																					
7	榎町子ども家庭支援センター																					
8	戸山シニア活動館																					
9	障害者福祉センター	4	11																			
10	市谷台町備蓄倉庫																					
11	戸山小学校		15				247				1,800											
12	新宿スポーツセンター										4,200											
13	西戸山タワーガーデン	2	10	8			60	800		132					236	12,400		10,100	60,000		24	68
14	西戸山小学校																					42
15	落合第一小学校		2																			14
16	落合第一地域センター																					
17	上落合防災活動拠点	4	5																			24
18	北新宿防災倉庫		16				57															24
19	北新宿多目的運動防災広場																					
20	小田急センターハイアット		3	1,000		1,000									320		1,500					
21	NSビル		5									2,000										
22	エルタワー		1																			
23	新宿モリス																					
24	東京ガスパークタワー						70									14,000						
25	オペラシティ		6	5,600			645															
26	新宿フアーストウエスト							31,800	33,520			5,600				12,000						
27	東京都健康プラザハイジア					1,400	140							198								8
28	フラッグス																					
29	東京モード学園		6									20,000	11,200									
30	新宿ここから広場		5								3,000											
31	東京都健康安全研究センター												2,000									
32	パークハビオ新宿イーストサイド												20,000									
33	新宿イーストサイドスクエア																					

品目区分 品目番号	調理用火器										照明用資機材										発電用資機材										トイレ用資機材									
	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50												
備蓄品目	炊飯器 セト	加圧コロ 本体	燃料 缶	ミニ 練炭 セト	バー ナー セト	灯油 缶	ろ一 そく	安全キャブ ル 本体	補給 用 ロウソク	蛍光 灯 ランタ ン	懐中 電灯	投光機	投光機 セト	コード リール	発電機	イン バータ 発電機	エンジン オイル 缶 (10)	燃料 携行 缶 (缶)	給油 ポン プ (缶)	仮設トイレ 洋式	仮設トイレ 和式	簡易トイレ サニ ター I	簡易トイレ サニ ター (都)	サニ ター デント	トイレ ペー パー ロール	トイレ 用 ゴム 手袋	バケ ツ	ひしや く												
	合計数量	1	31	72	778	100	124	46,960	1,274	2,700	400	78	94	37	135	60	0	80	21	47	131	288	1,000	222	2,764	20	1,074	2,950												
備蓄倉庫																																								
1 四谷第六小学校				116	10	19		120	180					19	8					19	54		10	100				620												
2 本埴町備蓄倉庫																																								
3 四谷地域センター		14	39											2										864																
4 津久戸小学校					5	5		60							3					3	12																			
5 牛込笹塚地域センター														7	3					4	8																			
6 早稲田町備蓄倉庫																																								
7 榎町子ども家庭支援センター																																								
8 戸山シニア活動館					10	7	440																	18																
9 障害者福祉センター				120	20	11		468			4			14	3					2	2	18	10					400												
10 市谷台町備蓄倉庫																																								
11 戸山小学校				92			8,000	48						8									48	20				450												
12 新宿スポーツセンター		12	18	68	8									2	10									14	1,500															
13 西戸山タワ-ガーデン	1			120	20	13		36	2,340	400	40	34	35	40	4					1			46																	
14 西戸山小学校						18	6,000							8									23					240												
15 落合第一小学校					6	1		50	180			4	2	2														40												
16 落合第一地域センター		5	15										2	1																										
17 上落合防災活動拠点					34		1,560	120				12	7	7	4							2	168	27			40	500												
18 北新宿防災倉庫				142	5	48		120		40		13	17	17	17								19					500												
19 北新宿多目的運動防炎広場																																								
20 小田急センチュリーハイアット																																								
21 NSビル					2	2								1	2									300				10												
22 エルタワー							13,200					13		4										144			6													
23 新宿モノリス																										440														
24 東京ガスパークタワー				120							38	14	3																											
25 オペラシアター																																								
26 新宿フア-ーストウエスト								120																																
27 東京都健康プラザアジア								36																				50												
28 フラッグス																																								
29 東京モード学園																																								
30 新宿ここ・から広場																																								
31 東京都健康安全研究センター																																								
32 パークハビオ新宿(イスタ) ｸ-ﾝ																																								
33 新宿イーストサイドスクエア																																								

品目区分 品目番号	衛生用品														衣類等															
	生理用品				紙おむつ				おしりふき		洗面器		タオル		日用品		風呂		肌着上下						カッパ					
	子供用		大人用		おしりふき 成人用		おしりふき 子供用		洗面器		タオル		日用品		風呂		男性用			女性用			上下			長靴				
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79		
	23,000	510	15,708	4,104	800	810	192	2,700	1,170	83,100	650	8	235	1,340	855	200	335	860	855	100	0	36	39	25	4	12	20	27		
備蓄倉庫	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	個	個	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚		
合計数量	単位																													
1	四谷第六小学校	255					720	1,200																						
2	本塩町備蓄倉庫																													
3	四谷地域センター																													
4	津久戸小学校																													
5	牛込算第地域センター		2,288	1,728																										
6	早稲田町備蓄倉庫																													
7	榎町子ども家庭支援センター																													
8	戸山シニア活動館																													
9	蔵書者福祉センター																													
10	市谷台町備蓄倉庫																													
11	戸山小学校																													
12	新宿スポーツセンター																													
13	西戸山タワーガーデン	9,180	204	13,376	1,908	120	342	112	1,040	12,600																				
14	西戸山小学校																													
15	落合第一小学校																													
16	落合第一地域センター																													
17	上落合防災活動拠点																													
18	北新宿防災倉庫																													
19	北新宿多目的環状防災広場																													
20	小田急センターハイアット																													
21	NSビル																													
22	エルタワー																													
23	新宿モノリス																													
24	東京ガスパークタワー																													
25	オペラシティ																													
26	新宿ファーストウエスト																													
27	東京都健康プラザアジア																													
28	フラッグス																													
29	東京モード学園																													
30	新宿ここ・から広場																													
31	東京都健康安全研究センター																													
32	パークハビオ新宿(イスタ)ビル																													
33	新宿イーストサイドスクエア																													

品目区分	避難生活用資材										医療救護用資機材							動物救護用資材									
	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106
備蓄品目	ゴミ袋	コンバネ	カーペット(都)	ござ	普通	圧縮(都)	防水シート	防寒シート	MF式テント	ロッジ型テント(都)	事務用品箱	標旗	赤色担架	白色担架	兼用	特殊救急袋	薬台	医療品	歯科医療	歯科用超音波洗浄器	首輪等一式	カーコン重し	カーコン重し	セフティハー	立入禁止テープ	ケージ搬送用台車	
合計数量	100	257	4,965	35,470	8,360	29,539	3,950	5,832	500	2	48	12	15	82	2	26	74	2	0	0	15	114	120	120	120	9	15
備蓄倉庫	単位																										
1	四谷第六小学校	30		3,440		770		1,700																			
2	本塩町備蓄倉庫			780		970	2,870																				
3	四谷地域センター			500		800	20										60										
4	津久戸小学校					980	30																				
5	牛込笹部地域センター			50		300	170				1																
6	早稲田町備蓄倉庫			1,500		1,400																					
7	榎町子ども家庭支援センター			260		380	900																				
8	戸山シニア活動館	12		1,000		190							23														
9	障害者福祉センター	10				3,060																					
10	市谷台町備蓄倉庫																										
11	戸山小学校												20														
12	新宿スポーツセンター					3,199	30						9														
13	西戸山タワーガーデン			460		600	130				9		2			110		2			15	114	120	120	9	15	
14	西戸山小学校				640																						
15	落合第一小学校	4		40		100	2			2																	
16	落合第一地域センター	100		40		50					1																
17	上落合防災活動拠点					1,600	140						10			250											
18	北新宿防災倉庫	2			720	2,457	90			1	1		14			50	74										
19	北新宿多目的環境防災広場																										
20	小田急センターハーハイアット			3,500											2												
21	NSビル	105	3,660	4,440	1,000	1,640	580	1,170		37		15															
22	エルタワー			2,000		900																					
23	新宿モノリス			580		3,700																					
24	東京ガスバスパークタワー	23	405	2,000		3,000	700						2														
25	オペラシアター			600												6	15										
26	新宿ファーストウエスト					1,300	300																				
27	東京都健康プラザハイジア					1,800	450								20	30											
28	フラッグス			900	500	2,850	500																				
29	東京モード学園					1,080																					
30	新宿ここ・から広場					2,788																					
31	東京都健康安全研究センター																										
32	パークハビオ新宿(株)本社・カ-					1,210							1														
33	新宿イーストサイドスクエア					1,000																					

品目区分 品目番号	輸送用機材				救助用資機材							放送用資機材														
	107	組立リヤカー		108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	スピーカ設備		放送設備		121	122	123	124	125	126	127	
		小	大												ワ タチ 式	都	災害用 大工道具 セット (箱黄色)	救助用具 セット (箱青色) ※簡易セ ット								フェ ンソ ン
備蓄品目	22	30	1	20	11	3 ※8	10	2	189	190	7	1	15	16	11	10	2	8	10	2	8	10	96	20		
合計数量	22	30	1	20	11	3 ※8	10	2	189	190	7	1	15	16	11	10	2	8	10	2	8	10	96	20		
備蓄倉庫	単位																									
1 四谷第六小学校																										
2 本掘町備蓄倉庫				13																						
3 四谷地域センター	1					1																				
4 津久戸小学校	1						10																			
5 牛込笹部地域センター	1					1																				
6 早稲田町備蓄倉庫																										
7 榎町子ども家庭支援センター																										
8 戸山シニア活動館	1						20																			
9 隣香者福祉センター		3					20																			
10 市谷台町備蓄倉庫																										
11 戸山小学校		4		1		1	30						3													
12 新宿スポーツセンター	19			4		8																				
13 西戸山タワーガーデン																										
14 西戸山小学校		4					30																			
15 落合第一小学校		1																								
16 落合第一地域センター				1		1																				
17 上落合防災活動拠点		2					20																			
18 北新宿防災倉庫		4				2	59						7	12	8	6										
19 北新宿多目的環形防災広場																										
20 小田急センチュリーハイアット																										
21 NSビル		2					2						1													
22 エルタワー																										
23 新宿モノリス																										
24 東京ガスパークタワー																										
25 オペラシティ																										
26 新宿ファーストウェスト																										
27 東京都健康プラザアジア			1																							
28 フラッグス																										
29 東京モード学園																										
30 新宿ココ・から広場																										
31 東京都健康安全研究センター																										
32 パークハビオ新宿(ニスト)カ-																										
33 新宿イーストサイドスクエア																										

7. 備蓄

(7-2)

避難所備蓄物資一覧

(平成25年9月末現在)

1

管轄	番号	品目区分 品目番号 備蓄品目 合計	食料品							給食資材						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11・12	13	14	15
			ビスケット	アルファ化米	おかゆ	ペーパード	粉ミルク(一般)	粉ミルク(アレルギー用)	粉ミルク用ミネラルウォーター	哺乳ビン	炊き出しセット	炊飯袋	紙皿(お椀・平皿)	紙コップ	割り箸	やかん
			69,920	125,740	25,500	5,100	2,040	204	4,080	1,632	49	51,000	102,000	120,000	153,000	102
管轄	番号	避難所名	食	食	食	食	缶	缶	本	本	台	枚	膳	枚	個	個
四谷	1	四谷小学校	1,440	2,450	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	2	四谷ひろば	1,440	2,450	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	3	四谷第六小学校	1,440	2,450	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	4	花園小学校	1,440	2,450	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	5	四谷中学校	1,440	2,450	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	6	都立新宿高等学校	1,440	2,450	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
笹岡町	7	津久戸小学校	1,440	2,350	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	8	市谷小学校	1,440	2,350	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	9	愛日小学校	1,440	2,350	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	10	牛込第一中学校	1,440	2,350	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	11	牛込第三中学校	1,440	2,350	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
榎町	12	江戸川小学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	13	早稲田小学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	14	鶴巻小学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	15	牛込伸之小学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	16	牛込第二中学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	17	都立新宿山吹高等学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	18	成城学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
若松町	19	富久小学校	1,120	2,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	20	余丁町小学校	1,120	2,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	21	東戸山小学校	1,120	2,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	22	早稲田大学戸山キャンパス	1,120	2,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	23	東京医科大学	1,120	2,000	500	100	40	4	80	32	0	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	24	都立総合芸術高等学校	1,120	2,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
大久保	25	大久保小学校	1,920	2,950	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	26	天神小学校	1,920	2,950	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	27	戸山小学校	1,920	2,950	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	28	西戸山小学校	1,920	2,950	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	29	新宿中学校	1,920	2,950	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
戸塚	30	新宿西戸山中学校	960	2,950	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	31	戸塚第一小学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	32	戸塚第二小学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	33	戸塚第三小学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	34	新宿NPO協働推進センター	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	35	西早稲田中学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	36	都立戸山高等学校	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	37	学習院戸山キャンパス	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	38	早稲田大学西早稲田キャンパス	960	1,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
落合第一	39	落合第一小学校	1,600	3,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	40	落合第二小学校	1,600	3,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	41	落合第四小学校	1,600	3,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	42	落合中学校	1,600	3,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	43	東京富士大学	160	300	500	100	40	4	80	32	0	1,000	2,000	0	3,000	2
落合第二	44	落合第三小学校	1,600	3,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	45	落合第五小学校	1,600	3,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	46	落合第六小学校	1,600	3,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	47	落合第二中学校	1,600	3,000	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
柏木	48	淀橋第四小学校	2,080	3,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	49	柏木小学校	2,080	3,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
	50	西新宿中学校	2,080	3,850	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2
角筈	51	西新宿小学校	3,200	5,990	500	100	40	4	80	32	1	1,000	2,000	2,400	3,000	2

管轄	番号	品目区分 品目番号 備蓄品目 合計	発電資材					調理用火器					照明資材							
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
			発電機	インバータ発電機	燃料携行缶	ガソリン	エンジンオイル	コードリール	バーナー	灯油ドレン缶	灯油	コンパネ	卓上コンロ	コンロ本体	コンロ本体	投光機	投光機	懐中電灯	アルカリ電池	安全キャンドル
		合計	73	91	99	612	102	98	98	98	408	49	99	300	245	50	1,020	5,100	1,176	8,820
管轄	番号	避難所名	台	台	台	0	0	台	台	台	0	枚	台	缶	台	セット	台	本	本	本
四谷	1	四谷小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	2	四谷ひろば	1	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	3	四谷第六小学校	1	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	4	花園小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	5	四谷中学校	2	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	6	都立新宿高等学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
笹笠町	7	津久戸小学校	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	8	市谷小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	9	愛日小学校	2	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	10	牛込第一中学校	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	11	牛込第三中学校	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
榎町	12	江戸川小学校	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	13	早稲田小学校	1	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	14	鶴巻小学校	2	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	15	牛込仲之小学校	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	16	牛込第二中学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	17	都立新宿山吹高等学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	18	成城学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
若松町	19	富久小学校	1	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	20	余丁町小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	21	東戸山小学校	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	22	早稲田大学戸山キャンパス	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	23	東京医科大学	3	0	0	12	2	0	0	0	8	0	0	0	0	0	20	100	0	0
	24	都立総合芸術高等学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
大久保	25	大久保小学校	2	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	26	天神小学校	1	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	27	戸山小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	28	西戸山小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	29	新宿中学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
戸塚	30	新宿西戸山中学校	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	31	戸塚第一小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	32	戸塚第二小学校	2	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	33	戸塚第三小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	34	新宿NPO協働推進センター	3	0	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	35	西早稲田中学校	0	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	36	都立戸山高等学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	37	学習院戸山キャンパス	1	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	38	早稲田大学西早稲田キャンパス	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
落合第一	39	落合第一小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	40	落合第二小学校	0	4	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	41	落合第四小学校	0	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	42	落合中学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	43	東京富士大学	1	0		12	2	0	0	0	8	0	1	6	0	0	20	100	0	0
落合第二	44	落合第三小学校	2	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	45	落合第五小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	46	落合第六小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
柏木	47	落合第二中学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	48	淀橋第四小学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	49	柏木小学校	2	2	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
	50	西新宿中学校	2	1	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180
角筈	51	西新宿小学校	2	3	2	12	2	2	2	2	8	1	2	6	5	1	20	100	24	180

7. 備蓄

3

管轄	番号	品目区分 品目番号 備蓄品目	給水資材						トイレ資材						生活資材				
			34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
			給水蛇口 保管場所	ろ水機	組立水槽	給水バルブ	給水ポリタンク	給水袋	仮設トイレ	簡易トイレ	汚水用水槽	バケツ	ひしゃく	トイレペーパー	アルミマット	防寒シート	防水シート	毛布	
合計			43	51	7	255	20,400	272	1,200	245	50	510	980	7,548	5,000	45,170	4,920	5,100	
管轄	番号	避難所名	単位	台	台	台	台	枚	台	台	台	個	個	ロール	枚	枚	枚		
四谷	1	四谷小学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	2	四谷ひろば	倉庫内	1	1		5	400	7	24	5	10	20	148	100	900	100	100	
	3	四谷第六小学校	機械室	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	1,280	100	100	
	4	花園小学校		1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	1,000	100	100	
	5	四谷中学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	690	100	100	
	6	都立新宿高等学校		都	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	100	100	100	
笹笠町	7	津久戸小学校	機械室	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	870	100	100	
	8	市谷小学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	9	愛日小学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	10	牛込第一中学校	倉庫内	1			5	400	7	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	11	牛込第三中学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	970	100	100	
榎町	12	江戸川小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	980	100	100	
	13	早稲田小学校	設置	1	1		5	400	6	24	5	10	20	148	100	820	100	100	
	14	鶴巻小学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	15	牛込仲之小学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	16	牛込第二中学校	倉庫内	1	1		5	400	6	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	17	都立新宿山吹高等学校		都	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	480	100	100	
	18	成城学校		1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
若松町	19	富久小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	48	5	10	20	148	100	950	100	100	
	20	余丁町小学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	21	東戸山小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	22	早稲田大学戸山キャンパス		井戸	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	870	100	100	
	23	東京医科大学		0	1		5	400	5	24	0	1	0	0	148	100	940	0	100
	24	都立総合芸術高等学校		都	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
大久保	25	大久保小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	26	天神小学校	倉庫内	1	1		5	400	6	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	27	戸山小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	28	西戸山小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	29	新宿中学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
戸塚	30	新宿西戸山中学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	930	100	100	
	31	戸塚第一小学校	倉庫内	1	1		5	400	7	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	32	戸塚第二小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	33	戸塚第三小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	34	新宿NPO協働推進センター	倉庫内	1	1		5	400	6	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	35	西早稲田中学校	ポンプ室	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	36	都立戸山高等学校		都	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	770	100	100	
	37	学習院戸山キャンパス		井戸	1		5	400	6	24	5	10	20	148	100	430	100	100	
	38	早稲田大学西早稲田キャンパス		井戸	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
落合第一	39	落合第一小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	40	落合第二小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	41	落合第四小学校	設置	1	1	1	5	400	5	24	5	10	20	148	100	900	100	100	
	42	落合中学校	倉庫内	1	1	1	5	400	6	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	43	東京富士大学		0	0		5	400	2	0	0	0	0	148	100	100	20	100	
落合第二	44	落合第三小学校	設置	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	45	落合第五小学校	設置	1	1	1	5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	46	落合第六小学校	倉庫内	1	1	1	5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	47	落合第二中学校	倉庫内	1	1		5	400	6	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
柏木	48	淀橋第四小学校	倉庫内	1	1		5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
	49	柏木小学校	ポンプ室	1	1	1	5	400	5	24	5	10	20	148	100	950	100	100	
角筈	50	西新宿中学校	倉庫内	1	1	0	5	400	6	24	5	10	20	148	100	930	100	100	
	51	西新宿小学校	倉庫内	1	1	1	5	400	6	24	5	10	20	148	100	930	100	100	

管轄	番号	品目区分 品目番号 備蓄品目 合計	生活資材															
			51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
			タオル	ゴミ袋	生理用品	子供用オムツ			おしりふき	成人用オムツ			からだふき	白布ガムテープ	軍手	腕章	事務用品	
			枚	枚	枚	S	M	L	枚	S	M	L	枚	巻	双	枚	セット	
		合計	75,000	35,000	27,540	2,601	19,584	5,508	28,560	1,020	4,590	1,632	7,650	3,060	5,508	2,550	50	
管轄	番号	避難所名	単位	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
四谷	1	四谷小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	2	四谷ひろば		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	3	四谷第六小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	4	花園小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	5	四谷中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	6	都立新宿高等学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
笹岡町	7	津久戸小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	8	市谷小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	9	愛日小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	10	牛込第一中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	11	牛込第三中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
榎町	12	江戸川小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	13	早稲田小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	14	鶴巻小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	15	牛込仲之小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	16	牛込第二中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	17	都立新宿山吹高等学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	18	成城学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
若松町	19	富久小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	20	余丁町小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	21	東戸山小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	22	早稲田大学戸山キャンパス		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	23	東京医科大学		0	0	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	0
	24	都立総合芸術高等学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
大久保	25	大久保小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	26	天神小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	27	戸山小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	28	西戸山小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	29	新宿中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
戸塚	30	新宿西戸山中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	31	戸塚第一小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	32	戸塚第二小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	33	戸塚第三小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	34	新宿NPO協働推進センター		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	35	西早稲田中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	36	都立戸山高等学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	37	学習院戸山キャンパス		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	38	早稲田大学西早稲田キャンパス		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
落合第一	39	落合第一小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	40	落合第二小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	41	落合第四小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	42	落合中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	43	東京富士大学		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
落合第二	44	落合第三小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	45	落合第五小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	46	落合第六小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
柏木	47	落合第二中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	48	淀橋第四小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	49	柏木小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	50	西新宿中学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50	1
	角筈	51	西新宿小学校		1,500	700	540	51	384	108	560	20	90	32	150	60	108	50

7. 備蓄

5

管轄	品目区分		動物救護用資機材※11							医療救護用資機材							救助工具		
	品目番号	品目番号	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	
	備蓄品目	備蓄品目	動物用ゲージ	首輪	鎖	留め金	口輪	カーブオン	セーフティー	台車	医療資材※11	冷蔵医薬品保管場所	医療品	担架	負傷者等搬送袋	トリアージタグ	医師会腕章	簡易救助工具	
	合計		918	510	510	510	510	510	510	51	10	10	51	91	100	2,000	50	102	
管轄	番号	避難所名	単位	台	個	個	個	個	セット	個	台	セット	セット	台	枚	枚	枚	セット	
四谷	1	四谷小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	2	四谷ひろば		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	3	四谷第六小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	4	花園小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	5	四谷中学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1(1)	保健室	1	5	10	200	5	2
	6	都立新宿高等学校	※1	18	10	10	10	10	10	10	1			1	1				2
笹筒町	7	津久戸小学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1(1)	保健室	1	5	10	200	5	2
	8	市谷小学校	※2	18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	9	愛日小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	10	牛込第一中学校		18	10	10	10	10	10	10	1			2	1			2	
	11	牛込第三中学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
榎町	12	江戸川小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	13	早稲田小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	14	鶴巻小学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1	保健室	1	5	10	200	5	2
	15	牛込仲之小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	16	牛込第二中学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	17	都立新宿山吹高等学校	※3	18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	18	成城学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
若松町	19	富久小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			2	1			2	
	20	余丁町小学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1	保健室	1	5	10	200	5	2
	21	東戸山小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	22	早稲田大学戸山キャンパス	※4	18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	23	東京医科大学	※5	18	10	10	10	10	10	10	1				0			2	
	24	都立総合芸術高等学校		18	10	10	10	10	10	10	1				1			2	
大久保	25	大久保小学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1	職員室	1	5	10	200	5	2
	26	天神小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	27	戸山小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	28	西戸山小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	29	新宿中学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
戸塚	30	新宿西戸山中学校	※6	18	10	10	10	10	10	10	1	1	保健室	1	5	10	200	5	2
	31	戸塚第一小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	32	戸塚第二小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	33	戸塚第三小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	34	新宿NPO協働推進センター		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	35	西早稲田中学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	36	都立戸山高等学校	※7	18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	37	学習院戸山キャンパス	※6	18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	38	早稲田大学西早稲田キャンパス	※8	18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
落合第一	39	落合第一小学校		18	10	10	10	10	10	5	1			1	1			2	
	40	落合第二小学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1	保健室	1	5	10	200	5	2
	41	落合第四小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	42	落合中学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	43	東京富士大学		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
落合第二	44	落合第三小学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1	PTA室	1	5	10	200	5	2
	45	落合第五小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	46	落合第六小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	47	落合第二中学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
柏木	48	淀橋第四小学校		18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
	49	柏木小学校	※9	18	10	10	10	10	10	10	1			1	1			2	
角筈	50	西新宿中学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1	保健室	1	5	10	200	5	2
	51	西新宿小学校		18	10	10	10	10	10	10	1	1	(1) 保健室 備蓄倉庫	1	5	10	200	5	2

※1 花園小学校2F倉庫に備蓄、都立新宿高等学校に一部備蓄 ※2 牛込第一中学校に備蓄 ※3 榎町子ども家庭支援センターに備蓄 ※4 障害者福祉センターに備蓄 ※5 天神小学校に備蓄、東京医科大学に一部備蓄 ※6 新宿区立スポーツセンターに備蓄 ※7 西早稲田中学校に備蓄 ※8 鶴巻小学校に備蓄 ※9 北新宿多目的防災広場に備蓄 ※10 一部の避難所の資材は西戸山グリーンガーデンに備蓄 ※11 ()内の数字は歯科医療資材

(7-3)

東京都寄託物品一覧

(平成25年9月現在)

保管施設名	クラッカー	アルファ 化米	毛 布	カーペット	リヤカー	簡易 トイレ	ロジ型 テント	ビッグ テント	風呂 セット	風呂 ス/コ	風呂 テント	バケツ	肌 着
四谷第六小学校					13				2	235			
本塩町備蓄倉庫			2,870										
障害者福祉センター													2,000
新宿スポーツセンター							10		5				
西戸山タワーガーデン					4	1,000				24	3		
北新宿防災倉庫							1						
新宿NSビル		2,000	580	3,660			37					6	
東京ガスパークタワー				405									
ファーストウエスト		5,600											
フラッグス			500	900									
東京モード学園	11,200	20,000											
戸山小学校					1				1	24			
防災センター					1		3						
四谷保健センター				15				1					
牛込保健センター				15				1					
西新宿保健センター				15				1					
東京都健康安全研究センター		20,000											
計	11,200	47,600	3,950	5,010	19	1,000	51	3	8	283	3	6	2,000

8 災害救助



(8-1)

1. 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

災害救助法施行細則（平成23年東京都規則第6号）による

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間	備考
避難所の設置	1 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。 2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、又は天幕を設営して実施する。	基本額 避難所設置費 1人1日当り 300円以内 加算額 ①「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算 ② 冬季（12月～3月）別に定める額	災害発生の日から7日以内とする（ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり）。	1 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。	1 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,387,000円以内とする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、前号の規定にかかわらず別に定めるところによる。 3 高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を必要とする者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できるものとする。 4 応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことができるものとする。	1 応急仮設住宅の設置については、20日以内に着工しなければならない（ただし、厚生労働大臣の同意により着工期間の延長あり）。 2 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。	都外からの輸送費は別枠とする
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。 2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。	主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とする。	災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により行う（ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり）。	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水又は炊事のための水であること。）	水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内とする（ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり）。	輸送費、人件費は別途計上

8. 災害救助

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間	備考																																							
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	1 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具等その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。(1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内とする(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)。	備蓄物資の価格は年度当初の評価額																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 流失</td> <td>夏期</td> <td>17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>28,600</td> <td>37,000</td> <td>51,600</td> <td>60,400</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 床上浸水</td> <td>夏期</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>			区分		1人	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 流失	夏期	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	冬期	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400	半壊 床上浸水	夏期	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬期	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300	
		区分			1人	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																	
		全壊 流失			夏期	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																																
冬期	28,600		37,000	51,600	60,400	75,900	10,400																																				
半壊 床上浸水	夏期	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																				
	冬期	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																				
医療	1 医療の途を失ったもの(応急的措置) 2 医療は救護班によって行う。ただし、窮迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所において医療を行うことができる。 3 医療は次の範囲内において行う。 (1)診療 (2)薬剤又は治療材料の支給 (3)処置、手術その他の治療及び施術 (4)病院又は診療所への収容 (5)看護	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療機器破損修繕等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内とする(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)。	患者等の移送費は別途計上																																							
助産	1 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたもので、災害のため助産の途を失った者に対して行う。 2 助産は次の範囲内において行う。 (1)分べんの介助 (2)分べん前及び分べん後の処置 (3)脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内とする(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)。	妊婦等の移送費は別途計上																																							
災害にかかった者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にあるものに対して捜索又は救出を行う。	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内とする(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)。	1 期間内に死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上																																							

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	1 住宅が半壊(半焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもっておこなう。 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内に完了する(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)	
学用品の給与	1 住宅が全半壊(全半焼)、流失、床上浸水等により、学用品の喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等の生徒 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品	1 教科書代 (1)小学校児童及び中学生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 (2)高等学校生徒 正規の授業で使用する教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当り 4,100円以内 中学生徒1人当り 4,400円以内 高等学校等生徒1人当り 4,800円以内	(教科書) 災害発生の日から1か月以内 (文房具及び通学用品) 災害発生の日から15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者について、死体の応急処理程度のものを行う。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 (1)棺(附属品を含む。)(2)埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)(3)骨つぼ及び骨箱	1 体当り 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内とする(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)。	
死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ諸般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内とする(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。 2 死体の処理は、次の範囲内において行う。(1)死体の洗浄、縫合、消毒等の処理(2)死体の一時保存(3)検案 3 検案は、原則として救護班によって行う。	1 洗浄縫合消毒等の処理 1体当り 3,300円以内 2 一時保存 ① 既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ② 既存建物を利用できない場合は、1体当り5,000円以内 3 検案 救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内とする(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)。	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上

8. 災害救助

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時で気に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、機器等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円位以内の額とする。	災害発生の日から10日以内とする(ただし、厚生労働大臣の同意により期間延長あり)。	
救助のための輸送費及び賃金職員雇上費		1 救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる事項に係るものとする。(1)被災者の避難 (2)医療及び助産 (3)災害にかかった者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の捜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分 2 前項における費用は、当該地域における通所の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇上期間が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。	

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(8-2)

2. 従事命令を受けた者等の実費弁償

救助の種類	対象	費用の限度額	救助の期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法施行細則(平成23年東京都規則第6号)別表第二に定める額	救助の実施が認められる期間とする。	超過勤務手当及び旅費は別途定める額
	災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する業者及びその従業者	災害救助法施行細則(平成23年東京都規則第6号)別表第二に定める額	救助の実施が認められる期間とする。	

(8-3)

激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の1又は2の要件に該当する要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3
法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害。 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1

8. 災害救助

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害。 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。)×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17条、18条(私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する被害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸 (B基準) 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (3) その区域内の住宅戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) その区域内の住宅戸数の20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
法第24条(公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

(8-4)

局地激甚災害指定基準

局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準	適 用 す べ き 措 置
<p>1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び3号～14号の事業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収入×100分の50に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>
<p>3 林業災害関係 市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の×100分の1.5 かつ、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。)×100分の25の市町村が1以上ある災害。 ただし、当該林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×10,000分の5の場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>
<p>4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

9 關係法令



(9-1)

東京都震災対策条例

〔平成12年12月22日
東京都条例第202号〕

前 文

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第1章 総 則

第1節 目 的

第1条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第2節 知事の責務

(基本的責務)

第2条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第34条から第36条までの防災組織並びに第58条第1項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(都民及び事業者に対する指導等)

第3条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアにする支援)

第4条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

(都民等への助成)

第5条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第6条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第7条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第3節 都民の責務

第8条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 二 家具の転倒防止
- 三 出火の防止
- 四 初期消火に必要な用具の準備
- 五 飲料水及び食糧の確保
- 六 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第57条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第4節 事業者の責務

(基本的責務)

第9条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第57条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(事業所防災計画の作成)

第10条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第11条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第2章 予防対策

第1節 震災に関する研究、公表等

第12条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3 知事は、第1項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第2節 防災都市づくりの推進

第13条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 防災都市づくりに関する施策の指針

二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定

三 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定

3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第1項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第3節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第14条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第15条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第16条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和23年法律第186号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第17条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

(公共施設等の安全の確保)

第18条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

9. 関係法令

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第19条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

(危険物の落下防止)

第20条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

(宅地造成地の安全の確保)

第21条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(宅地造成地の検査)

第22条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

(地盤沈下の防止)

第23条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第4節 火災の防止等

(火災の防止)

第24条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第25条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第26条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第27条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第28条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第9条の3の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第29条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

(危険物取扱施設の安全の確保)

第30条 知事は、消防法第2条第7項の危険物、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第31条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第5節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第32条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育)

第33条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第36条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第6節 防災組織

(防災市民組織)

第34条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第35条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(業種別の防災組織)

第36条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第37条 知事は、第34条の防災市民組織及び第35条の施設の防災組織の活動を促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第38条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第8節 ボランティアへの支援

第39条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第9節 要援護者に対する施策

第40条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第41条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第42条 第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第1項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第11節 都民等の意見

第43条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。

3 知事は、前2項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第44条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第45条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第46条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかななければならない。

第2節 避難

(避難場所の指定)

第47条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第48条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第49条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第50条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第51条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条第1項又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条第1項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

第4節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第53条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第54条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第4章 復興対策

(震災復興体制の確立)

第55条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例(平成10年東京都条例第77号)に基づく体制をとるものとする。

(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第56条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第2節 地域協働復興

(地域協働復興に対する理解の促進等)

第57条 知事は、地域協働復興（震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(復興市民組織)

第58条 知事は、区市町村が行う復興市民組織（地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。）の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

第5章 委任

第59条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(9-2)

水防法

〔 昭和24年6月4日 法律第193号 〕

(最終改正までの未施行法令)

平成二十五年六月十四日法律第四十四号 (未施行)

平成二十五年六月二十一日法律第五十四号 (未施行)

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 水防組織 (第三条―第八条)
- 第三章 水防活動 (第九条―第三十二条の三)
- 第四章 指定水防管理団体 (第三十三条―第三十五条)
- 第五章 水防協力団体 (第三十六条―第四十条)
- 第六章 費用の負担及び補助 (第四十一条―第四十四条)
- 第七章 雑則 (第四十五条―第五十一条)
- 第八章 罰則 (第五十二条―第五十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、

その同意を得なければならない。

- 4 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 5 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 6 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、

洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の二 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項 の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。)の伝達方法
 - 二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - 三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第三号イに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第三号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
 - 三 前項第三号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項 の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項 に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 5 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 6 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 7 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。
- 8 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組

織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第三項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用

し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行

われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項及び第三項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水

防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかななければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

9. 関係法令

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百一十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二

号) 第四百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第四百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第三十五号) の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(9-3)

東京都帰宅困難者対策条例

平成二四年三月三〇日
条例第一七号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進(第七条—第九条)
- 第三章 安否確認及び情報提供(第十条・第十一条)
- 第四章 一時滞在施設の確保(第十二条)
- 第五章 帰宅支援(第十三条)
- 第六章 雑則(第十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不在の場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

- 第二条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。
- 2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができる場合、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

- 第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。
- 2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとと

もに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百二号)第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等(前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。)に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業者の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の

状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。))第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第三百三十四条に規定する各種学校をいう。))並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。))の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

- 2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。))を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者等に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

- 3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をい

う。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

10 警戒宣言



(10-1)

地震防災対策強化地域

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律73号)第3条第1項の規定に基づき指定される。

東海地震に係る地震防災対策強化地域 (平成24年4月1日現在)

県名	区	域
東京都	新島村、神津島村、三宅村	
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	
岐阜県	中津川市	
静岡県	全域	
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、長久手町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町	
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町	

(10-2)

(運用開始日)
平成23年3月24日
気象庁

東海地震に関連する情報の発表基準

情報名	発表基準
東海地震 予知情報 (カラーレベル 赤)	下の基準でかつ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）によるものであると判定された場合 ・ 急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合 ・ 5か所以上のひずみ計で有意な変化を観測（或いはそれに相当する現象を観測）し、かつその変化を基に推定した前兆すべり（プレスリップ）の発生場所が、東海地震の想定震源域内に求まった場合
東海地震 注意情報 (カラーレベル 黄)	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測した場合にあって、判定会において、その変化が前兆すべり（プレスリップ）である可能性が高まったと判定された場合 ・ 急激な変化が観測され、「判定会」の開催が間に合わない場合 ・ 3か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、東海地震の発生のおそれについて検討が必要と判断した場合
東海地震に関連する 調査情報 (カラーレベル 青)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か所以上のひずみ計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合 ・ その他、ひずみ計で東海地震との関連性の検討が必要と認められる変化 ・ マグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生した場合で、ひずみ計で当該地震に対応するステップ上の変化以外の特異な変化を観測した場合 ・ マグニチュード5.0以上の低角逆断層型の地震（プレート境界の地震）が発生した場合、マグニチュード4.0以上の（或いは震度4以上を観測した）地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合
	毎月 定例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月 定例 ・ 定期的 に開催される判定会において、観測成果と強化地域に係る大規模な地震の前兆現象と直ちに結びつかないと評価された調査結果を発表する場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれが無くなったと判断される場合は、その旨が各情報で発表されます。

11 その他



(11-1)

気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅） ※1 ※2 ※3		鉄筋コンクリート造建物 ※4 ※5		地盤の状況	斜面等の状況
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。								
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。								
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。							
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。						
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。						
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。				
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本が多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂(※6)や液状化(※7)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	

11. その他

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (住宅) ※1 ※2※3		鉄筋コンクリート造建物 ※4 ※5		地盤の状況	斜面等の状況
				耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などにおおきなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることが多くなる。傾くものや、倒れるものが多い。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※8)。
7	立っていることができず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたり、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。		

- ※1: 木造建物(住宅)は耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、工法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低がきまるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2: この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、破損は、土塀(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でもモルタル等が剝離し、落下しやすくなる。
- ※3: 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。
- ※4: 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※5: 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れが見られることがある。
- ※6: 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※7: 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※8: 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

別表 ライフライン・インフラ等への影響及び大規模構造物への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある(※1)。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※1)。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者より災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板など提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
長周期地震動(※2)による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA危機などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設(体育館、屋内プールなど)の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- ※1: 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。
- ※2: 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

(11-2)

災害用伝言ダイヤル「171 (いない)」の利用方法(N T T)

1 伝言の登録方法

<p>① 「171」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)</p> <p>② 「1」をダイヤルする。 (暗証番号を利用する場合は「3」をダイヤルする。) (ガイダンスが流れる)</p> <p>③ 被災地の方は、自宅の電話番号、 または、連絡をとりたい被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする。 被災地以外の方は、被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)</p>	
<p>【回転ダイヤル式電話機利用の場合】 (ガイダンスが流れる)</p> <p>④ 「ピッ」という音の後に、伝言を録音する。 (30秒以内)</p> <p>⑤ 電話を切る</p>	<p>【プッシュボタン式電話機利用の場合】</p> <p>④ 「1#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)</p> <p>⑤ 「ピッ」という音の後に、伝言を録音する。 (30秒以内)</p> <p>⑥ 伝言が終わったら「9#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)</p> <p>* 伝言を訂正する場合は「8#」をダイヤルする(→⑥に戻る)。</p>

2 伝言の再生方法

<p>① 「171」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)</p> <p>② 「2」をダイヤルする。 (暗証番号を利用して再生する場合は「4」をダイヤルする。) (ガイダンスが流れる)</p> <p>③ 被災地の方は、自宅の電話番号、 または、連絡を取りたい被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする。 被災地以外の方は、被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)</p>	
<p>【回転ダイヤル式電話機利用の場合】 (ガイダンスが流れる)</p> <p>④ 新しい順に、伝言が再生される。</p>	<p>【プッシュボタン式電話機利用の場合】</p> <p>④ 「1#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)</p> <p>⑤ 新しい順に、伝言が再生される。 ※ 繰り返し同じ伝言を聞く場合は「8#」を、 伝言の途中で次の伝言に移るときは「9#」をそれぞれダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)</p> <p>*伝言を追加して録音する場合は「3#」をダイヤルする。</p>

(11-3)

地域危険度一覧表(町丁目別)

★ランクは5段階(数値が大きいほど危険)。
★順位は東京都全体5,133町丁目に対するもの。

(平成25年9月発表)

	町丁目名	建物倒壊		火災		総合		災害時活動困難度を考慮した					
								建物倒壊		火災		総合	
		ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
あ	愛住町	2	1616	2	1671	2	1635	3	770	3	1069	3	872
	赤城下町	4	298	4	172	4	172	5	37	5	70	5	48
	赤城元町	2	1908	2	1399	2	1648	3	860	3	870	3	820
	揚場町	1	4330	2	2255	1	3350	1	4002	2	1771	1	2919
	荒木町	3	1119	2	1256	3	1136	3	792	3	1070	3	883
い	市谷加賀町1丁目	1	4072	1	4525	1	4341	1	4017	1	4503	1	4289
	市谷加賀町2丁目	2	2229	1	3343	2	2811	2	1949	1	3120	2	2546
	市谷甲良町	2	1794	2	2680	2	2266	2	1827	2	2576	2	2203
	市谷砂土原町1丁目	1	3338	1	3701	1	3564	1	3312	1	3628	1	3520
	市谷砂土原町2丁目	1	4425	1	3378	1	3955	1	4347	1	3222	1	3832
	市谷砂土原町3丁目	1	3564	1	3910	1	3787	2	2209	1	3339	2	2799
	市谷左内町	1	2869	1	3598	1	3287	1	3328	1	3691	1	3572
	市谷鷹匠町	1	3852	1	4497	1	4236	2	2770	1	4260	1	3578
	市谷田町1丁目	1	4435	1	3517	1	4022	1	4751	1	3974	1	4389
	市谷田町2丁目	1	3113	2	2726	1	2952	1	3035	2	2581	1	2832
	市谷田町3丁目	2	2541	1	3069	1	2835	2	1897	2	2631	2	2267
	市谷台町	2	1697	3	1078	2	1361	2	1520	3	1044	2	1219
	市谷長延寺町	2	2315	1	2863	2	2614	1	3158	1	3162	1	3188
	市谷仲之町	1	3728	1	3751	1	3790	2	2786	1	3264	1	3045
	市谷八幡町	1	4271	1	3634	1	4005	1	4105	1	3432	1	3811
	市谷船河原町	1	3285	1	3340	1	3371	1	3450	1	3369	1	3455
	市谷本村町	1	4779	1	4709	1	4754	1	4667	1	4633	1	4669
	市谷薬王寺町	2	1662	2	1833	2	1745	3	1036	2	1375	3	1142
	市谷柳町	3	533	3	771	3	542	3	471	3	825	3	609
	市谷山伏町	2	2082	2	1570	2	1827	2	1403	3	1165	2	1221
	岩戸町	3	1002	2	1487	2	1194	3	694	2	1216	3	907
	え	榎町	2	2155	3	914	2	1523	2	2293	3	1018	2
お	大久保1丁目	2	1679	2	1515	2	1591	3	852	3	1003	3	878
	大久保2丁目	2	1582	3	657	3	1059	3	605	3	392	3	461
	大久保3丁目	1	4883	1	4462	1	4686	1	4850	1	4398	1	4645
か	改代町	3	494	3	390	4	341	3	677	3	589	3	590
	神楽河岸	1	5093	1	4654	1	4889	1	5109	1	4751	1	4960
	神楽坂1丁目	2	2137	2	2275	2	2240	1	3611	1	2928	1	3308
	神楽坂2丁目	2	1233	3	788	3	929	3	698	3	623	3	624
	神楽坂3丁目	3	774	3	470	3	517	4	359	3	384	4	332
	神楽坂4丁目	3	682	4	312	3	396	4	295	4	258	4	251
	神楽坂5丁目	3	1159	3	1115	3	1077	3	719	3	929	3	780
	神楽坂6丁目	3	453	4	223	4	261	4	241	4	226	4	206
	震ヶ丘町	1	4724	1	4922	1	4836	1	4684	1	4933	1	4836
	片町	2	1366	2	1667	2	1504	1	3563	2	2793	1	3211
	歌舞伎町1丁目	1	3357	3	925	2	2181	1	3833	2	1272	2	2567
	歌舞伎町2丁目	1	3958	1	3676	1	3873	1	4483	1	4070	1	4305
	上落合1丁目	2	1723	3	872	2	1247	3	917	3	634	3	730
	上落合2丁目	3	1137	3	540	3	730	3	461	3	371	3	371
	上落合3丁目	3	964	3	443	3	590	4	248	4	250	4	225
河田町	2	2517	2	2424	2	2481	2	1397	2	1660	2	1458	

	町丁名	建物倒壊		火災		総合		災害時活動困難度を考慮した					
								建物倒壊		火災		総合	
		ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
き	喜久井町	2	1206	3	1051	3	1073	3	672	3	819	3	693
	北新宿 1 丁目	2	1937	2	2226	2	2098	3	1108	2	1580	2	1277
	北新宿 2 丁目	2	1311	3	611	3	857	3	965	3	586	3	729
	北新宿 3 丁目	2	1341	3	722	3	958	3	429	3	423	3	383
	北新宿 4 丁目	2	2087	1	3469	2	2799	1	3570	1	3925	1	3793
	北町	2	2481	1	2922	2	2719	2	1406	2	2190	2	1751
	北山伏町	2	2665	2	2751	2	2724	2	1739	2	2126	2	1903
さ	細工町	3	891	2	1534	3	1160	3	547	2	1225	3	840
	坂町	3	541	3	621	3	479	4	148	3	419	4	259
	左門町	2	2006	2	1882	2	1955	2	1214	2	1341	2	1213
	三栄町	2	1188	2	1828	2	1495	3	501	2	1228	3	819
し	信濃町	1	3304	1	3274	1	3347	2	2132	2	2619	2	2377
	下落合 1 丁目	1	3293	1	2885	1	3134	1	3019	2	2651	1	2861
	下落合 2 丁目	1	3628	1	3577	1	3647	1	2926	1	3174	1	3079
	下落合 3 丁目	2	2036	2	1953	2	2013	2	1219	2	1400	2	1246
	下落合 4 丁目	2	1559	3	1052	2	1260	3	631	3	667	3	612
	下宮比町	1	3746	1	3797	1	3824	1	3679	1	3713	1	3751
	白銀町	2	2235	2	1336	2	1783	2	2192	2	1305	2	1704
	新小川町	2	1547	2	1642	2	1586	2	1985	2	1764	2	1839
	新宿 1 丁目	2	2715	1	2902	1	2837	1	4404	1	3889	1	4184
	新宿 2 丁目	2	2619	2	2806	2	2730	1	4098	1	3579	1	3883
	新宿 3 丁目	1	3339	1	3058	1	3251	1	4007	1	3452	1	3779
	新宿 4 丁目	1	2905	1	3635	1	3322	2	2678	1	3457	1	3099
	新宿 5 丁目	1	3109	1	3460	1	3343	1	3115	1	3377	1	3285
	新宿 6 丁目	2	2449	2	2273	2	2387	2	1615	2	1669	2	1592
新宿 7 丁目	2	1290	3	952	3	1062	3	715	3	741	3	680	
す	水道町	2	1249	3	848	3	975	2	1779	3	1148	2	1393
	須賀町	2	1243	3	815	3	951	4	254	3	396	4	286
	住吉町	3	1017	3	547	3	664	3	1028	3	663	3	801
た	高田馬場 1 丁目	2	1901	2	1245	2	1564	2	1252	3	970	3	1049
	高田馬場 2 丁目	3	1105	3	475	3	674	3	1050	3	571	3	766
	高田馬場 3 丁目	2	1468	3	987	3	1178	3	682	3	685	3	650
	高田馬場 4 丁目	2	1722	2	1535	2	1615	2	1277	2	1251	2	1199
	笹笥町	2	1596	2	1902	2	1749	3	1105	2	1493	2	1234
	大京町	2	1796	2	2245	2	2043	3	929	2	1557	3	1176
つ	築地町	2	1643	3	1102	2	1343	2	1450	3	1053	2	1184
	筑土八幡町	2	1461	1	3250	2	2378	2	1504	1	3189	2	2345
	津久戸町	2	2625	2	2771	2	2716	1	2942	2	2809	1	2903
て	天神町	3	815	3	645	3	618	3	1008	3	864	3	886
と	戸塚町 1 丁目	1	2882	1	3396	1	3179	1	2871	1	3301	1	3114
	富久町	2	1430	3	891	3	1109	3	1054	3	801	3	877
	戸山 1 丁目	2	2264	2	1954	2	2132	2	1614	2	1505	2	1502
	戸山 2 丁目	1	4882	1	4666	1	4787	1	4895	1	4704	1	4819
	戸山 3 丁目	1	3865	1	4056	1	4010	1	3218	1	3778	1	3556
な	内藤町	1	2898	1	4187	1	3585	2	1861	1	3843	1	2879
	中井 1 丁目	3	996	3	923	3	855	3	513	3	744	3	584
	中井 2 丁目	2	1652	2	1220	2	1415	3	944	3	907	3	875
	中落合 1 丁目	2	1299	2	1193	2	1198	3	994	3	1051	3	969
	中落合 2 丁目	2	2251	2	1840	2	2073	2	1481	2	1352	2	1345
	中落合 3 丁目	2	1658	3	863	2	1218	2	1375	3	824	3	1038
	中落合 4 丁目	2	2038	2	1608	2	1822	2	1383	2	1196	2	1227
	中里町	3	1009	3	637	3	713	3	550	3	533	3	500
	中町	2	1988	2	2549	2	2296	3	765	2	1582	3	1106
	納戸町	2	1462	2	2784	2	2155	2	1255	2	2511	2	1849

11. その他

	町丁名	建物倒壊		火災		総合		災害時活動困難度を考慮した					
								建物倒壊		火災		総合	
		ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位	ランク	順位
に	西落合1丁目	2	1815	2	2694	2	2286	2	2637	1	3002	1	2844
	西落合2丁目	2	1569	2	2055	2	1810	2	1874	2	2121	2	1991
	西落合3丁目	2	2397	2	2578	2	2500	1	3510	1	3048	1	3317
	西落合4丁目	2	2124	2	2606	2	2391	1	3537	1	3230	1	3433
	西五軒町	3	1088	3	826	3	853	2	1795	2	1217	2	1444
	西新宿1丁目	1	4296	1	4125	1	4272	1	4613	1	4366	1	4523
	西新宿2丁目	1	5015	1	4938	1	5004	1	5034	1	4963	1	5036
	西新宿3丁目	1	3823	1	3093	1	3504	1	3437	2	2784	1	3141
	西新宿4丁目	2	1870	2	1381	2	1611	2	1258	3	1056	3	1090
	西新宿5丁目	3	867	4	283	3	474	3	692	4	327	3	469
	西新宿6丁目	1	4367	1	4365	1	4402	1	4344	1	4345	1	4377
	西新宿7丁目	1	3022	1	3309	1	3211	1	3372	1	3407	1	3440
	西新宿8丁目	2	2258	2	1978	2	2147	2	1229	2	1314	2	1209
	西早稲田1丁目	2	2426	1	2984	2	2723	2	2299	2	2796	2	2561
	西早稲田2丁目	2	2177	2	1873	2	2047	2	1516	2	1437	2	1411
	西早稲田3丁目	2	2218	2	1855	2	2062	2	1987	2	1627	2	1764
	二十騎町	2	1618	1	2989	2	2324	3	667	2	2146	2	1335
は	払方町	2	2592	1	3799	1	3247	2	2301	1	3607	1	2983
	原町1丁目	3	736	3	662	3	588	4	333	3	526	3	390
	原町2丁目	3	909	3	1015	3	859	4	334	3	718	3	482
	原町3丁目	2	1202	3	900	3	979	3	488	3	622	3	515
	馬場下町	3	899	3	480	3	573	3	1023	3	650	3	791
ひ	東榎町	2	1209	2	1457	2	1292	1	2904	2	2329	2	2637
	東五軒町	2	2476	2	2051	2	2294	2	2738	2	2048	2	2400
	百人町1丁目	2	1800	2	2228	2	2035	3	891	2	1522	3	1143
	百人町2丁目	2	2307	2	1909	2	2131	2	1497	2	1395	2	1376
	百人町3丁目	1	3843	2	1530	2	2711	1	3957	2	1617	2	2814
	百人町4丁目	1	4771	1	4736	1	4769	1	4856	1	4814	1	4854
ふ	袋町	2	1248	2	2028	2	1623	3	704	2	1511	3	1046
	舟町	3	976	3	1140	3	988	3	600	3	953	3	732
へ	弁天町	2	1184	2	1230	3	1154	3	686	3	969	3	782
ほ	本塩町	1	2902	2	2112	2	2521	1	3211	2	2185	2	2726
み	南榎町	3	764	4	325	3	440	4	88	4	107	4	87
	南町	2	2167	2	2749	2	2472	2	1706	2	2340	2	2023
	南元町	2	1863	2	2307	2	2099	2	1262	2	1765	2	1450
	南山伏町	2	1196	2	1308	2	1201	3	455	3	872	3	627
や	山吹町	3	1072	3	932	3	919	2	2086	2	1502	2	1747
	矢来町	2	1575	3	879	3	1176	3	780	3	615	3	661
よ	横寺町	3	738	3	394	3	466	4	126	4	181	4	134
	余丁町	3	1092	3	773	3	828	3	688	3	672	3	645
	四谷1丁目	1	3652	1	3381	1	3560	1	3564	1	3292	1	3475
	四谷2丁目	1	3780	2	2644	1	3263	1	4030	1	2828	1	3477
	四谷3丁目	1	2864	2	1899	2	2404	1	3893	2	2445	1	3200
	四谷4丁目	2	2042	2	1737	2	1892	2	2078	2	1643	2	1820
わ	若葉1丁目	2	1434	2	1291	2	1334	3	703	3	904	3	757
	若葉2丁目	3	513	3	606	3	460	4	102	4	339	4	190
	若葉3丁目	4	116	5	41	5	57	5	39	5	24	5	25
	若松町	2	1897	2	1854	2	1877	2	1338	2	1459	2	1332
	若宮町	2	2543	1	2923	2	2760	2	1584	2	2283	2	1904
	早稲田町	2	2090	1	2878	2	2495	1	4309	1	3973	1	4177
	早稲田鶴巻町	2	1602	2	1333	2	1449	1	3677	2	2414	1	3072
	早稲田南町	3	722	3	851	3	669	4	319	3	668	3	458

(11-4)

新宿区防災サポーター設置要綱

平成17年11月11日
17新区危事第2775号

(目的及び設置)

第1条 新宿区（以下「区」という。）における災害の発生に備え、平時から区民との協働による地域の防災活動を推進し、災害時における区の避難所等での応急活動を支援する人材を育成するため、新宿区防災サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(定員)

第2条 サポーターの定員は、60名程度とする。

(資格要件)

第3条 サポーターは、防災事業に深い理解と関心を持ち、積極的に地域の防災活動に対する指導及び支援等を行うとともに、災害時に避難所等での応急活動の支援ができる者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 区内に在住、在勤又は在学すること
- (2) 登録予定時の年齢が18歳以上であること

(登録)

第4条 区長は、サポーターを育成するため、別に定める研修を実施し、修了した者をサポーターとして登録する。登録者には、サポーター登録証及び名刺を交付する。

(活動)

第5条 サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 防災区民組織の育成及び指導
- (2) 町会、自治会及び地域活動団体の主催する防災訓練及び講習会等の指導
- (3) 区主催する防災訓練及び講習会等の運営支援
- (4) 災害時における区避難所の運営支援等の災害応急活動支援
- (5) その他区長が必要と認める活動

(登録期間)

第6条 サポーターの登録期間は5年間とする。ただし、再登録を妨げないものとする。

(登録の抹消)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当したときは、サポーターの登録を抹消することができる。

- (1) サポーター本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 第5条に掲げる活動に従事することが困難になったとき。
- (3) その他、区長が必要と認めたとき。

(庶務)

第8条 サポーターについての庶務に関することは、区長室危機管理課で処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年11月11日に施行し、平成18年3月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

11. その他

(11-5)
[様式1]

被災世帯調査表(原票)

調査月日		調査員氏名		地区名		班番号		地図番号		特出記号		
年 月 日												
被災世帯及び事業所の住所		町 丁目 番 号										
世帯主氏名及び事業所名・代表者名		世帯主氏名										
		事業所名 代表者名 TEL ()										
被害状況	災害の要因・被災年月日		1. 水害 2. 震火災 3. その他()					年 月 日				
	被災建物の延べ床面積		坪又は m ²		地下室の有無		(有・無)		坪又は m ²			
	被害の程度	住居	1. 床上浸水 (cm) 2. 床下浸水 (cm) 3. 地下室浸水 (cm) (半壊・全壊、流出) 4. その他 ()			事業所	1. 床上浸水 (cm) 2. 床下浸水 (cm) 3. 地下室浸水 (cm) (半壊・全壊、流出) 4. その他 ()					
	事業の形態	形態	1. 事務所 2. 店舗 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 ()		業種	1. 鉱業 6. 運輸業 2. 建築業 7. 卸売・小売業 3. 製造業 8. 飲食業・宿泊業 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 9. 医療・福祉 5. 情報通信業 10. サービス業・その他				従業員数	名	
	建物がアパートや雑居ビルの場合の同一建物内の世帯数及び事業所数			住居数			世帯			番 事業所		
				業種番号(右上覧から選択)と事業所数			番 事業所			番 事業所		
世帯人員	氏 名			続 柄		年 齢		人的被害				
								死 亡 名				
								行方不明 名				
								負 傷 名				
								特記事項				
							健康調査 病人の有・無					
							TEL ()					
世帯構成員		男	女	計	左のうち	小学生	中学生	幼稚園児	保育園児			
救 援 物 資 等 の 給 与		見舞金	特別見舞金	生活必需品	日用品	義援品						
		/	/	/	/	/						
		¥	¥	毛布	ゴザ							
備考												

11. その他

(11-6)

地下街一覧

(平成23年10月現在)

名称 (通称名) 所在地 経営主体	開設 年月	階層	延床 面積 (㎡)	用途別面積(㎡)				駐車 台数	店舗 数
				駐車場	地下道	店舗	その他		
新宿駅東口地下街 (ルミネエスト) 新宿三丁目 (株)ルミネ	S39.5	地下 3層	18,358	6,854	3,355	3,636	4,513	150	71
新宿駅西口地下街 (小田急エース) 西新宿一丁目 (株)小田急ビルサービス	S41.11	地下 3層	29,650	19,967	2,636	4,032	3,016	380	54
京王新宿名店街 (京王モール) 西新宿一丁目 京王地下駐車場(株)	S51.3	地下 6層	17,086	10,439	1,432	1,918	3,297	311	24
歌舞伎町地下街 (サブナード) 歌舞伎町一丁目及び新宿三丁目 新宿サブナード(株)	S48.9	地下 2層	38,344	15,138	10,026	7,384	5,796	385	100

(11-7)

超高層建物一覧

(平成23年3月末現在)

高さ	名称	高さ	名称	
100m超え)	新宿第一生命ビル	150m超え)	損保ジャパン本社ビル	
	ホテルセンチュリーハイアット		住友不動産新宿グランドタワー	
150m以下)	新宿グリーントワー	200m以下	新宿アイランドタワー	
	西新宿三井ビル		住友不動産新宿オークタワー	
	京王プラザホテル南館		京王プラザホテル本館	
	新宿NSビル		セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿	
	新宿国際ビル(ヒルトンホテル)		新宿フロントタワー	
	新宿エルタワー		KDDIビル	
	エステック情報ビル		東京都庁第二本庁舎	
	新宿モリノス		コンシュリア西新宿タワーズウエスト	
	工学院大学		200m超え	東京都庁第一本庁舎
	新宿スクエアタワー			東京オペラシティタワー
NTT新宿ビル	新宿パークタワー			
西早稲田パークタワー	新宿センタービル			
河田町コンフォガーデン	新宿住友ビル			
ザ・センター東京	新宿野村ビル			
シティタワー新宿新都心	新宿三井ビル			
住友不動産西新宿ビル	モード学園コクーンタワー			
パレスチュディオ新宿WEST				

(11-8)

公園の確保状況

住民基本台帳人口 320,996人

(平成25年4月1日現在)

種 類	箇所 数	面 積 (㎡)	区の面積 (18.23km ²) に占める率 (%)	住民1人当り に占める面積 (㎡)	備 考 (㎡)				
					公 園 名	新宿区面積	公園総面積		
国民公園等	2	593,011.20	3.25	1.85	新宿御苑	383,901.00	583,061.13		
					明治神宮外苑	209,110.20	279,198.84		
都立公園	2	215,617.44	1.18	0.67	明治公園	28,810.00	57,309.34		
					戸山公園	186,807.44	186,807.44		
二区にまたが る都市公園	千代田区立	12,817.93	0.07	0.04	外濠公園	12,817.93	38,794.92		
	中野区立	3,687.45	0.02	0.01	哲学堂公園	3,687.45	52,494.08		
区 立	都 市 公 園	公 園	98	318,903.69	1.76	1.00			
		児童遊園	59	25,823.28	0.14	0.08			
		ポケットパーク	19	3,872.64	0.02	0.01			
		その他の公園	1	3,983.46	0.02	0.01	妙正寺川公園	3,983.46	17,314.83
		小 計	177	354,974.69	1.95	1.11			
	区立遊び場	8	3,347.00	0.02	0.01				
	合 計	191	1,183,455.71	6.49	3.73				

11. その他

(11-9)

神田川浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の 名称及び所在地（水防法第15条関係）

（平成25年9月現在）

1. 地下街等

(1) 地下街等の範囲

地下街等の範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 延べ面積が1,000平方メートル以上の地下街 |
| 2 | 地階の床面積が5,000平方メートル以上の防火対象物 |
| 3 | 地階に駅舎を有するもの |
| 4 | その他、区長が認めたもの |

(2) 地下街等の名称及び所在地

施設名称	所在地
セントラルプラザ	神楽河岸1-1
100周年記念信託事業館	戸塚町1-104-19
東京地下鉄(株) 飯田橋駅	神楽坂1-13
都営地下鉄 飯田橋駅(※)	文京区後楽1-9-5

※都営地下鉄飯田橋駅の所在地は文京区となっているが、施設の一部が新宿区内にあるため掲載する。

2. 要配慮者利用施設

(1) 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設(※) 2 病院、診療所の医療施設(有床に限る) 3 幼稚園、ろう学校、盲学校及び養護学校
-------------	--

「要配慮者利用施設の範囲」の表中(※)の具体的な施設の種類は、概ね次のとおりとする。

高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護(デイサービス)施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション(デイケア)施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育園、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障害児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、日中一時支援事業所、共同生活介護施設、共同生活援助施設、児童デイサービス事業所

(2) 要配慮者利用施設の名称及び所在地

施設名称	所在地
総合福祉 ツクイ神楽坂	赤城下町84
北新宿高齢者在宅サービスセンター	北新宿3-27-6
北新宿特別養護老人ホーム	北新宿3-27-6
せらび新宿	北新宿4-11-13
デイサービスなの花 北新宿	北新宿4-33-3 マンションVIP新宿柏木103号
デイサービス オンリーワン	北新宿4-36-9
リアンレーヴ高田馬場	下落合1-6-9
リアンリール高田馬場	下落合1-6-9
茶話本舗デイサービス高田馬場	下落合1-12-1-102
デイサービスセンターなごやか飯田橋	新小川町6-39 NICハイム飯田橋1階
リハビリデイサービスnagomi神楽坂店	天神町23-2
しまナーシングホーム飯田橋	西五軒町11-10
たつのみデイサービス	西早稲田3-13-12
富士デイサービス	西早稲田3-13-15
介護老人保健施設 フォレスト西早稲田	西早稲田3-27-22
ワセダグループホーム	早稲田鶴巻町519-3
アビリティーズ・デイサービス早稲田	早稲田鶴巻町531-5 OKADOビル1階
NPO新宿 新宿ホームレス支援機構	高田馬場2-6-10 関ビル1階
柏木小放課後子どもひろば(柏木小学校内)	北新宿2-11-1
江戸川小放課後子どもひろば(江戸川小学校内)	水道町1-28
高田馬場第一児童館・学童クラブ	高田馬場3-18-21
戸塚第三小放課後子どもひろば(戸塚第三小学校内)	高田馬場3-18-21
東五軒町児童館・学童クラブ	東五軒町5-24
鶴巻小放課後子どもひろば(鶴巻小学校内)	早稲田鶴巻町140
ソラスト神楽坂	改代町26-1 三田村ビル1階
アスク飯田橋保育園	神楽河岸1-1 セントラルプラザ3階
ぼっぼのいえほいくえん	下落合1-16-7
保育ルームえどがわ園(江戸川小学校内)	水道町1-28
アスク高田馬場保育園	高田馬場2-16-11 高田馬場216ビル2階
保育所まあむ 高田馬場駅前園	高田馬場3-1-5 花川ビル2階
西早稲田保育園	西早稲田1-9-30
東五軒町保育園	東五軒町5-24
保育ルームつるまき園(鶴巻幼稚園内)	早稲田鶴巻町140
ほっぺるランド早稲田鶴巻町	早稲田鶴巻町575-1 早稲田鶴巻パークホームズ1階
笑がおの里 渋谷Ⅱ	新小川町7-17 飯田橋三幸ビル7階
笑がおの里 渋谷Ⅲ	新小川町7-17 飯田橋三幸ビル8階
オフィスクローバー	高田馬場3-18-25 第1康洋ビル7階
身体障害者福祉ホーム あじさいホーム	西早稲田1-11-10
リアンレーヴ高田馬場クリニック	下落合1-6-9 リアンレーヴ高田馬場1階
福島医院	高田馬場2-13-15
竹下医院	高田馬場2-14-22
東京厚生年金病院	津久戸町5-1
柏木子ども園	北新宿2-3-7
柏木子ども園分園	北新宿2-11-1
淀橋幼稚園	西新宿6-12-37
鶴巻幼稚園	早稲田鶴巻町140

11. その他

(11-10)

関係防災機関等一覧

(平成25年9月現在)

区分	名称	所在	電話
区	新宿区	新宿区歌舞伎町1-4-1	3209-1111
警察	警視庁第四方面本部	新宿区市谷本村町6-1	3581-4321
	警視庁牛込警察署	新宿区南山伏町1-15	3269-0110
	警視庁新宿警察署	新宿区西新宿6-1-1	3346-0110
	警視庁戸塚警察署	新宿区西早稲田3-30-13	3207-0110
	警視庁四谷警察署	新宿区左門町6-5	3357-0110
消防	東京消防庁第四消防方面本部	新宿区大久保3-14-26	3209-0119
	東京消防庁四谷消防署	新宿区四谷3-10	3357-0119
	新宿御苑出張所	新宿区新宿1-8-3	3350-0119
	東京消防庁牛込消防署	新宿区筑土八幡町5-16	3267-0119
	早稲田出張所	新宿区早稲田鶴巻町504-6	3204-0119
	東京消防庁新宿消防署	新宿区百人町3-29-4	3371-0119
	落合出張所	新宿区中落合3-7-1	3950-0119
	戸塚出張所	新宿区大久保3-14-26	3205-0119
	大久保出張所	新宿区新宿6-27-43	3207-0119
西新宿出張所(仮庁舎)	新宿区西新宿5-3	3320-0119	
消防団	四谷消防団(四谷消防署内)	新宿区四谷3-10	3357-0119
	牛込消防団(牛込消防署内)	新宿区筑土八幡町5-16	3267-0119
	新宿消防団(新宿消防署内)	新宿区百人町3-29-4	3371-0119
日本郵便株式会社	新宿郵便局	新宿区西新宿1-8-8	3340-9512
	新宿北郵便局	新宿区大久保3-14-8	3208-9606
	牛込郵便局	新宿区北山伏町1-5	3260-3102
	落合郵便局	中野区東中野4-27-21	3371-9156
道路	東京国道工事事務所 代々木出張所	渋谷区代々木4-30-8	3374-9451
	東京都建設局 第三建設事務所	中野区中野4-8-1	3387-5132
医療	特例社団法人新宿区医師会(事務局)	新宿区新宿7-26-4 ※平成26年5月(予定)まで 新宿区大久保3-1-1	3208-2301
	一般社団法人東京都新宿区四谷牛込歯科医師会(事務局)	新宿区市谷台町8-15	3356-6367
	一般社団法人東京都新宿区歯科医師会(事務局)	新宿区大久保1-2-18	3200-5064
	一般社団法人新宿区薬剤師会	新宿区西新宿5-6-2	3372-0789
	公益社団法人東京都柔道接骨師会新宿支部	新宿区岩戸町2-1-1403	3235-4388
	日本赤十字社東京都支部新宿区地区	新宿区歌舞伎町1-4-1	3209-1111
上下水道 ・電気 ・ガス ・電話 ・運輸	東京都水道局 新宿営業所	新宿区内藤町87	5368-3055
	東京都下水道局 西部第一下水道事務所	中野区新井3-37-4	5343-6200
	東京電力(株) 新宿支社	新宿区新宿5-4-9	6375-5228
	東京ガス(株) 中央支店	目黒区目黒3-1-3	5722-2602
	N T T 東日本-東京	新宿区新宿1-33-13	3352-3262
	日本通運(株) 東京引越支店	渋谷区渋谷3-26-15	6418-5550
交通	東京都交通局 早稲田自動車営業所	新宿区西早稲田1-9-23	3208-3492
	都営新宿線 市ヶ谷駅	千代田区九段南4-8-22	3234-6251
	J R 線 新宿駅	新宿区新宿3-38-1	3354-4016
	小田急線 新宿駅	新宿区西新宿1-1-3	3342-5988
	京王線 新宿駅	新宿区西新宿1-1-4	3342-1783
	西武新宿線 西武新宿駅	新宿区歌舞伎町1-30-1	3209-4285
	東京地下鉄 新宿駅	新宿区西新宿1西口地下街1号	3342-5094

※ 公益社団法人東京都柔道接骨師会新宿支部については、支部長の勤務地の住所及び電話

平成25年度修正(案) (第26次修正)

新宿区地域防災計画

別冊資料編

＊

発行：新宿区防災会議事務局（新宿区区長室危機管理課）

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-3209-1111(代表)

FAX：03-3209-4069

e-mail：bosai@city.shinjuku.lg.jp

ホームページ：http://www.city.shinjuku.lg.jp/

＊

平成25年11月発行

印刷物作成番号

2013-・・・-2010